

東大和市公共施設再編計画



東やまと

令和 3 年 3 月

東 大 和 市

目次

はじめに	1
1 公共施設等を取り巻く社会の変化.....	2
1－1 人口	2
1－2 財政の状況	6
1－3 建築系の公共施設の老朽化.....	8
2 公共施設等総合管理計画の取組	11
2－1 現状や課題に関する基本認識	11
2－2 公共施設等適正化三原則	12
2－3 建築系の公共施設に係る基本方針	12
2－4 公共施設等の適正管理を実現するための実施方針	13
2－5 建築系の公共施設の総量の縮減を図るための取組について（目標縮減率の設定）	16
3 再編計画の目的等	17
3－1 再編計画の目的	17
3－2 再編計画の計画期間.....	18
3－3 再編計画の対象施設	18
3－4 再編計画で目指す建築系の公共施設の縮減や配置の適正化.....	20
3－5 建築系の公共施設の再編の基本方針	20
3－6 地域性の考慮.....	21
3－7 建築系の公共施設の再編による効果	26
4 施設類型別の建築系の公共施設の個別施設計画	28
4－1 施設類型別の建築系の公共施設の個別施設計画の意義	28
4－2 施設類型別の建築系の公共施設の個別施設計画の対象	28
4－3 施設類型別の建築系の公共施設の再編の基本的な考え方	31
4－4 施設類型別の建築系の公共施設の再編	32
5 再編計画の取組体制	62
5－1 取組体制	62
5－2 市民意見の把握	62
5－3 再編計画の見直しについて	62
5－4 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて	62
6 資料編	63
6－1 東大和市公共施設再編計画策定経過	63
6－2 施設のコストの状況.....	64
6－3 多摩 26 市の主な施設の比較.....	78

はじめに

わたしたちの身の回りにある学校や道路等の建築系の公共施設及びインフラ系の公共施設（以下「公共施設等」という。）は、高度経済成長をきっかけとして昭和30年代から昭和50年代にかけて集中的に整備されてきました。その結果、今後いっせいに更新^{*1}をしなければならない時期を迎えます。しかし、地方公共団体においては、人口減少、少子高齢化の更なる進展等により厳しい財政状況となることが見込まれ、また、人口構成の変化により、公共施設等の利用需要の変化が予想されています。このことから、公共施設等の現況を把握し、長期的な視点をもって、更新を計画的に行うことにより、財政負担の軽減及び平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

東大和市（以下「市」という。）でも、これまで、人口の増加や行政需要に対応するため、多くの公共施設等を整備してきましたが、これらの公共施設等の多くが、老朽化の進行によりいっせいに更新しなければならない時期を迎えようとしています。

国においては、平成25（2013）年11月29日、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理、更新等の方向性を示す基本計画として「インフラ長寿命化基本計画」を策定しています。そのうえで、平成26（2014）年4月22日には全国の地方公共団体に対して、「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえた地方公共団体の行動計画である「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。市は、これを踏まえて、平成29（2017）年2月に、「東大和市公共施設等総合管理計画」（以下「公共施設等総合管理計画」という。）を策定しました。

この「東大和市公共施設再編計画」（以下「再編計画」という。）は、公共施設等総合管理計画に基づき、市が所有する建築系の公共施設を対象に、公共施設等総合管理計画の計画期間において総量を縮減し、配置の適正化を進めるための手法等についての基本方針を定めたものです。

また、国は、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議（平成29（2017）年3月23日）において、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」の中で、地方公共団体に対して、令和2（2020）年度までのできるだけ早い時期に公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定することを求めています。このことから、再編計画の「4 施設類型別の建築系の公共施設の個別施設計画」は、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めることにより、建築系の公共施設の個別施設計画として策定します。

＜東大和市公共施設再編計画における用語の定義＞

この東大和市公共施設再編計画における用語の定義については以下のとおりとします。

- 1 更新：改修²及び建替えの総称をいいます。
- 2 改修：施設の全部又は一部に対する原状回復や性能向上に係る工事を総称し、修繕³、大規模修繕⁴、改善⁵及び長寿命化⁶の総称をいいます。
- 3 修繕：施設の一部に対する原状回復に係る工事をいいます。
- 4 大規模修繕：大きな建造物の基本性能を維持するために、定期的（10～30年ごと）に実施される修繕のこと。通常、部分的な修繕ではなく、建物の躯体や空調設備、給排水設備、屋上、壁面等について建物全体にわたる修繕をいいます。
- 5 改善：施設の一部に対する性能向上に係る工事をいいます。
- 6 長寿命化：計画的な保全（修繕や改修）を実施することにより、建物の構造的・機能的な寿命を延ばすことをいいます。

1 公共施設等を取り巻く社会の変化

1-1 人口

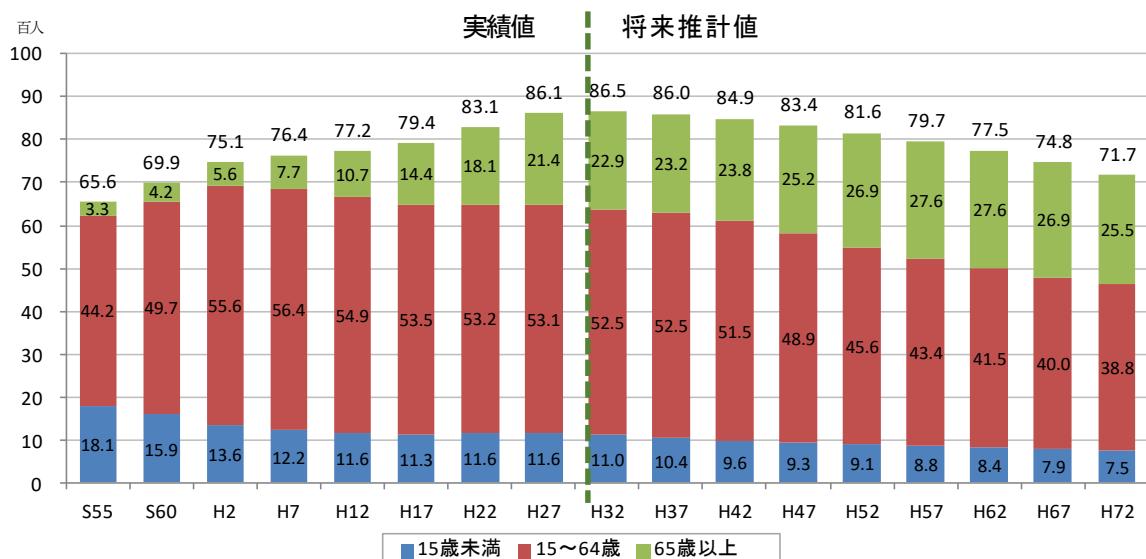
1 人口の推移と将来推計

図1は、公共施設等総合管理計画における「人口の推移」を転載したものです。この「人口の推移」は、国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計における出生、死亡、移動等の傾向に準拠し、平成27（2015）年4月1日現在の住民基本台帳の人口の実績値を採用して推計しています。

市の人口は、図1のとおり、昭和55（1980）年以降増加が続いてきましたが、平成27（2015）年8月の86,324人をピークに、減少傾向が続いています。また、令和42（平成72・2060）年の人口は、約71,700人に減少する見込みです。

年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老人人口（65歳以上）の年齢三区分による人口内訳は、図1のとおりです。年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、老人人口が増加し、人口構成の大きな変化が見込まれています。

図1 人口の推移



（公共施設等総合管理計画 P17 「図2-11 人口の推移」を転載）

出典：東大和市人口ビジョンを基に作成

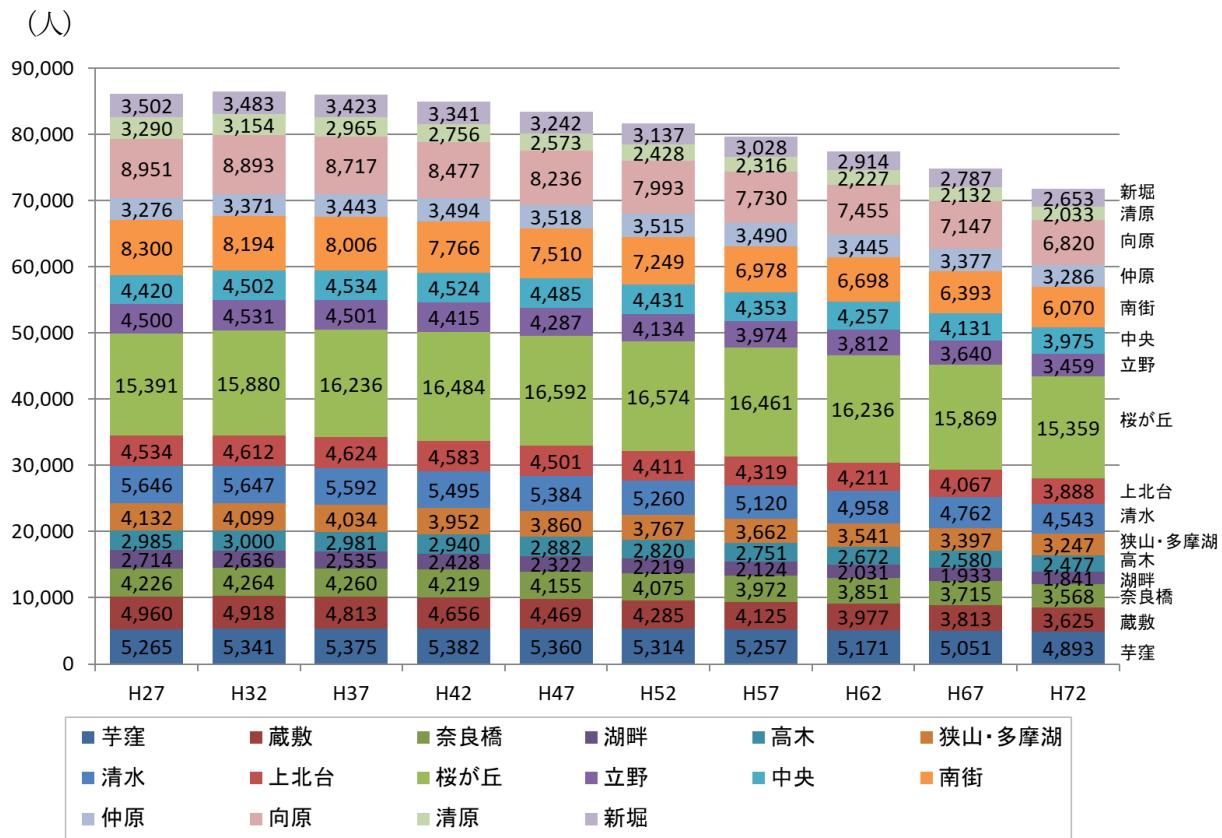
（注）端数処理の関係で表記上は内訳の合計が全体と一致しない年度があります。

※ 転載データのため、「H32」は「令和2年」、「H37」は「令和7年」・・・以下同様に読み替えてください。

2 町別の将来人口推計

図2は、公共施設等総合管理計画における「町別の将来人口推計」を転載したものです。この「町別の将来人口推計」によると、市域の北部及び東部において人口減少が見込まれ、とくに老人人口割合の高い町においては、令和17（令和47・2035）年頃まで人口減少が顕著な傾向となっています。一方で、老人人口割合が比較的低い町においては、令和17（平成47・2035）年にかけて人口が増加する傾向にあり、市内の将来人口の動向は二極化しています。

図2 町別の将来人口推計



(公共施設等総合管理計画 P19 「図2-14 町別の将来人口推計」を転載)

出典：東大和市人口ビジョンを基に作成

※ 転載データのため、「H32」は「令和2年」、「H37」は「令和7年」・・・以下同様に読み替えてください。

3 3時点の町別人口と人口増減数及び人口増減率

町別の将来人口推計について、全年齢及び年齢三区分ごとに、平成27（2015）年（実績値）、令和22（平成52・2040）年（推計値）、令和42（平成72・2060）年（推計値）の3時点で比較すると次の（1）から（4）までのとおりです。

（1）3時点の町別人口

3時点の町別人口と人口増減数及び人口増減率は、下表のとおりです。

町名	人口（実績値と推計値）（人）			平成27（2015）年と 令和42（平成72・2060）年の比較	
	平成27 (2015)年	令和22（平成 52・2040）年	令和42（平成 72・2060）年	増減数 (人)	増減率 (%)
芋窪	5,265	5,314	4,893	▲372	▲7.1
蔵敷	4,960	4,285	3,625	▲1,335	▲26.9
奈良橋	4,226	4,075	3,568	▲658	▲15.6
湖畔	2,714	2,219	1,841	▲873	▲32.2
高木	2,985	2,820	2,477	▲508	▲17.0
狭山・多摩湖	4,132	3,767	3,247	▲885	▲21.4

清水	5,646	5,260	4,543	▲1,103	▲19.5
上北台	4,534	4,411	3,888	▲646	▲14.2
桜が丘	15,391	16,574	15,359	▲32	▲0.2
立野	4,500	4,134	3,459	▲1,041	▲23.1
中央	4,420	4,431	3,975	▲445	▲10.1
南街	8,300	7,249	6,070	▲2,230	▲26.9
仲原	3,276	3,515	3,286	10	0.3
向原	8,951	7,993	6,820	▲2,131	▲23.8
清原	3,290	2,428	2,033	▲1,257	▲38.2
新堀	3,502	3,137	2,653	▲849	▲24.2
合計	86,092	81,612	71,737	▲14,355	▲16.7

※推計人口については、端数処理の関係で、合計が一致しない年度があります。

出典：東大和市人口ビジョンを基に作成

平成 27（2015）年と令和 42（平成 72・2060）年を比較すると、蔵敷、立野、南街、向原及び新堀では約 25%にあたる人口が減少する見込みです。また、湖畔及び清原では 30%以上にあたる人口が減少するなど、ほとんどの地域で人口が減少する見込みです。

（2）町別の将来推計年少人口

3 時点の町別年少人口と人口増減数及び人口増減率は、下表のとおりです。

町名	人口（実績値と推計値）（人）			平成 27（2015）年と 令和 42（平成 72・2060）年の比較	
	平成 27 (2015) 年	令和 22（平成 52・2040）年	令和 42（平成 72・2060）年	増減数 (人)	増減率 (%)
芋窪	824	590	509	▲315	▲38.2
蔵敷	620	476	377	▲243	▲39.2
奈良橋	550	452	371	▲179	▲32.5
湖畔	309	246	191	▲118	▲38.0
高木	383	313	258	▲125	▲32.7
狭山・多摩湖	530	418	338	▲192	▲36.3
清水	744	584	472	▲272	▲36.5
上北台	626	490	404	▲222	▲35.4
桜が丘	2,760	1,840	1,597	▲1,163	▲42.1
立野	516	459	360	▲156	▲30.3
中央	610	492	413	▲197	▲32.2
南街	794	805	631	▲163	▲20.5
仲原	573	390	342	▲231	▲40.4
向原	1,005	887	709	▲296	▲29.4
清原	370	270	211	▲159	▲42.9
新堀	421	348	276	▲145	▲34.5
合計	11,635	9,059	7,461	▲4,174	▲35.9

※推計人口については、端数処理の関係で、合計が一致しない年度があります。

出典：東大和市人口ビジョンを基に作成

平成 27（2015）年と令和 42（平成 72・2060）年を比較すると、ほとんどの地域で 30%から 40%に

あたる年少人口が減少するなど、すべての地域で年少人口が減少する見込みです。

(3) 町別の将来推計生産年齢人口

3時点の町別生産年齢人口と人口増減数及び人口増減率は、下表のとおりです。

町名	人口（実績値と推計値）（人）			平成27（2015）年と 令和42（平成72・2060）年の比較	
	平成27 (2015)年	令和22（平成 52・2040）年	令和42（平成 72・2060）年	増減数 (人)	増減率 (%)
芋窪	3,308	2,970	2,647	▲661	▲20.0
蕨敷	2,792	2,395	1,961	▲831	▲29.8
奈良橋	2,696	2,277	1,930	▲766	▲28.4
湖畔	1,471	1,240	996	▲475	▲32.3
高木	1,853	1,576	1,340	▲513	▲27.7
狭山・多摩湖	2,492	2,105	1,757	▲735	▲29.5
清水	3,486	2,939	2,458	▲1,028	▲29.5
上北台	2,850	2,465	2,103	▲747	▲26.2
桜が丘	10,336	9,262	8,309	▲2,027	▲19.6
立野	2,808	2,310	1,871	▲937	▲33.4
中央	2,881	2,476	2,150	▲731	▲25.4
南街	4,983	4,051	3,284	▲1,699	▲34.1
仲原	2,162	1,964	1,778	▲384	▲17.8
向原	5,369	4,467	3,690	▲1,679	▲31.3
清原	1,484	1,357	1,100	▲384	▲25.9
新堀	2,099	1,753	1,435	▲664	▲31.6
合計	53,070	45,607	38,810	▲14,260	▲26.9

※推計人口については、端数処理の関係で、合計が一致しない年度があります。

出典：東大和市人口ビジョンを基に作成

平成27（2015）年と令和42（平成72・2060）年を比較すると、すべての地域で生産年齢人口が減少する見込みです。

芋窪、桜が丘及び仲原を除いた地域は、いずれも25%以上にあたる生産年齢人口が減少する見込みです。

(4) 町別の将来推計老年人口

3時点の町別老年人口と人口増減数及び人口増減率は、下表のとおりです。

町名	人口（実績値と推計値）（人）			平成27（2015）年と 令和42（平成72・2060）年の比較	
	平成27 (2015)年	令和22（平成 52・2040）年	令和42（平成 72・2060）年	増減数 (人)	増減率 (%)
芋窪	1,133	1,752	1,740	607	53.6
蕨敷	1,548	1,413	1,289	▲259	▲16.7
奈良橋	980	1,343	1,269	289	29.5
湖畔	934	732	655	▲279	▲29.9
高木	749	930	881	132	17.6
狭山・多摩湖	1,110	1,242	1,155	45	4.0

清水	1,416	1,734	1,616	200	14.1
上北台	1,058	1,454	1,383	325	30.7
桜が丘	2,295	5,464	5,462	3,167	138.0
立野	1,176	1,363	1,230	54	4.6
中央	929	1,461	1,414	485	52.2
南街	2,523	2,390	2,159	▲364	▲14.4
仲原	541	1,159	1,169	628	116.0
向原	2,577	2,635	2,426	▲151	▲5.9
清原	1,436	800	723	▲713	▲49.6
新堀	982	1,034	944	▲38	▲3.9
合計	21,387	26,904	25,513	4,126	19.3

※推計人口については、端数処理の関係で、合計が一致しない年度があります。

出典：東大和市人口ビジョンを基に作成

平成 27（2015）年と令和 42 年（平成 72・2060）年を比較すると、市域全体で約 19%にあたる約 4,100 人の老人人口が増加します。

一方、蔵敷、湖畔、南街、向原、清原及び新堀では、合計で約 7%にあたる約 1,800 人の老人人口が減少することが見込まれます。

1－2 財政の状況

1 現状

図 3 は、市の一般会計における歳入の推移を表しています。平成 20（2008）年度の市税は、約 127 億円で、歳入全体の約 53%にあたります。自主財源の額は約 144 億円で、自主財源比率比率は約 60%となっていました。平成 31（2019）年度の市税は約 129 億円で、歳入全体の約 38%にあたります。自主財源の額は約 166 億円で、自主財源比率は約 50%になっています。

図 4 は、市の一般会計における歳出の推移を表しています。平成 20（2008）年度以降、毎年増加する傾向にあります。その推移を性質別にみると、人件費、扶助費及び公債費を指す義務的経費が 50%以上にあたります。特に扶助費については、平成 20（2008）年度の約 65 億円が、平成 31（2019）年度は約 1.7 倍の約 114 億円に増加しており、歳出全体の約 36%にあたります。

この間、公共施設等の整備に充てる投資的経費は、平成 28（2016）年度を除き概ね約 6 億円から約 20 億円の間で推移しており、これは歳出全体の約 5%前後にあたります。

2 展望

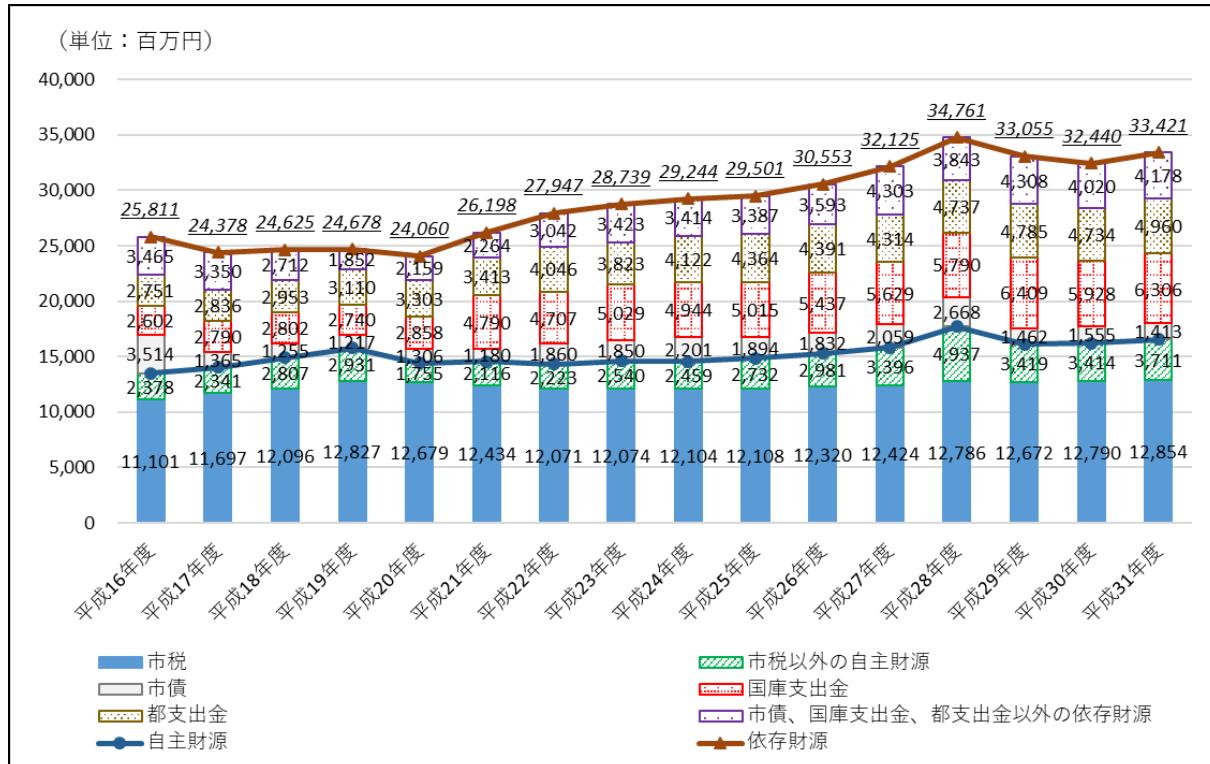
公共施設等総合管理計画では、公共施設等の各更新費用を合算した総額を、平成 29（2017）年度から令和 58（平成 88・2076）年度までの 60 年間で約 1,690 億円と試算しています。1 年当たり約 28 億円が必要になる推計ですが、更新費用に充当可能な財源の見込み額は毎年約 9 億円であると仮定しています。

今後の市財政については、歳入においては、人口減少、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口の減少により市税収入の減少が見込まれます。また、歳出においては、老人人口の増加に伴い、扶助費の増加が見込まれます。

加えて、新たな行政課題への対応に伴う経費の増加が見込まれることから、市の財政状況はより厳しいものになると考えられます。

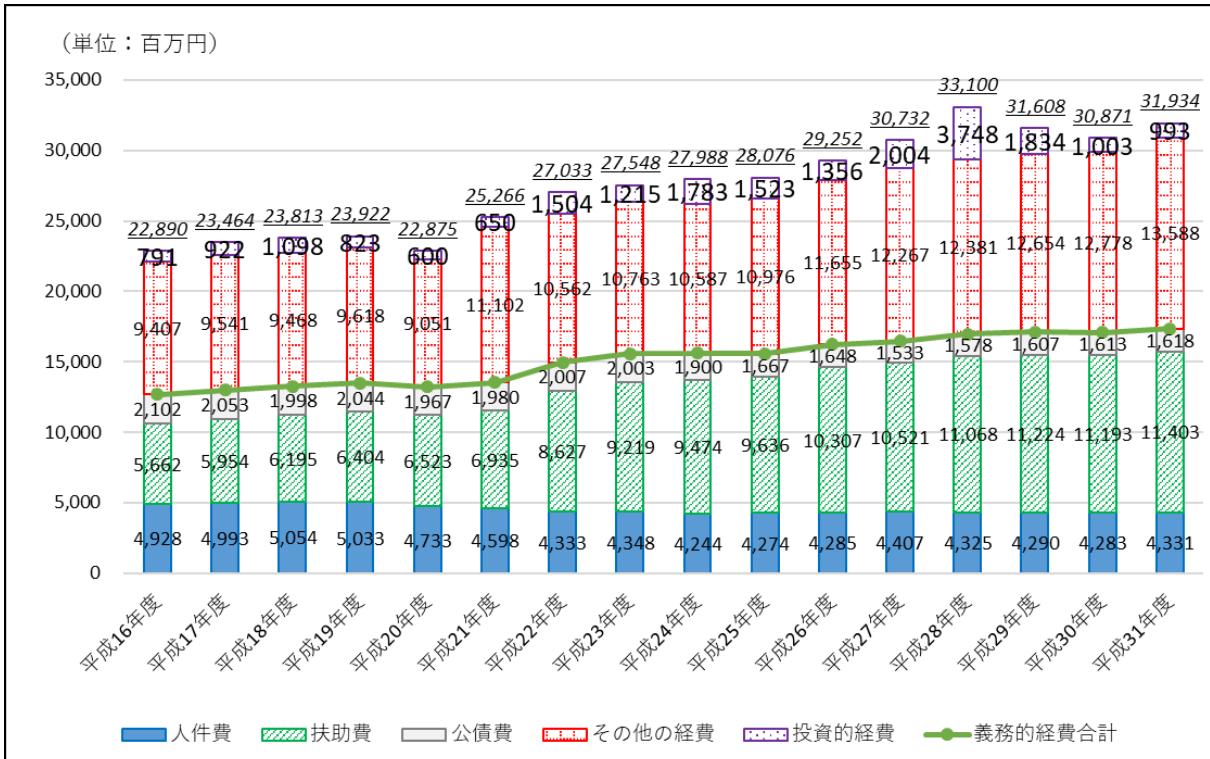
現在保有している全ての公共施設等の老朽化に対応する更新費用を確保することは、今後は非常に厳しくなるものと見込まれます。

図3 東大和市的一般会計歳入の推移



出典：「東大和市一般会計特別会計歳入歳出決算書」、「東大和市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」、「地方財政状況調査関係資料における決算カード」

図4 東大和市的一般会計歳出の推移



出典：「東大和市一般会計特別会計歳入歳出決算書」、「東大和市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」、「地方財政状況調査関係資料における決算カード」

1-3 建築系の公共施設の老朽化

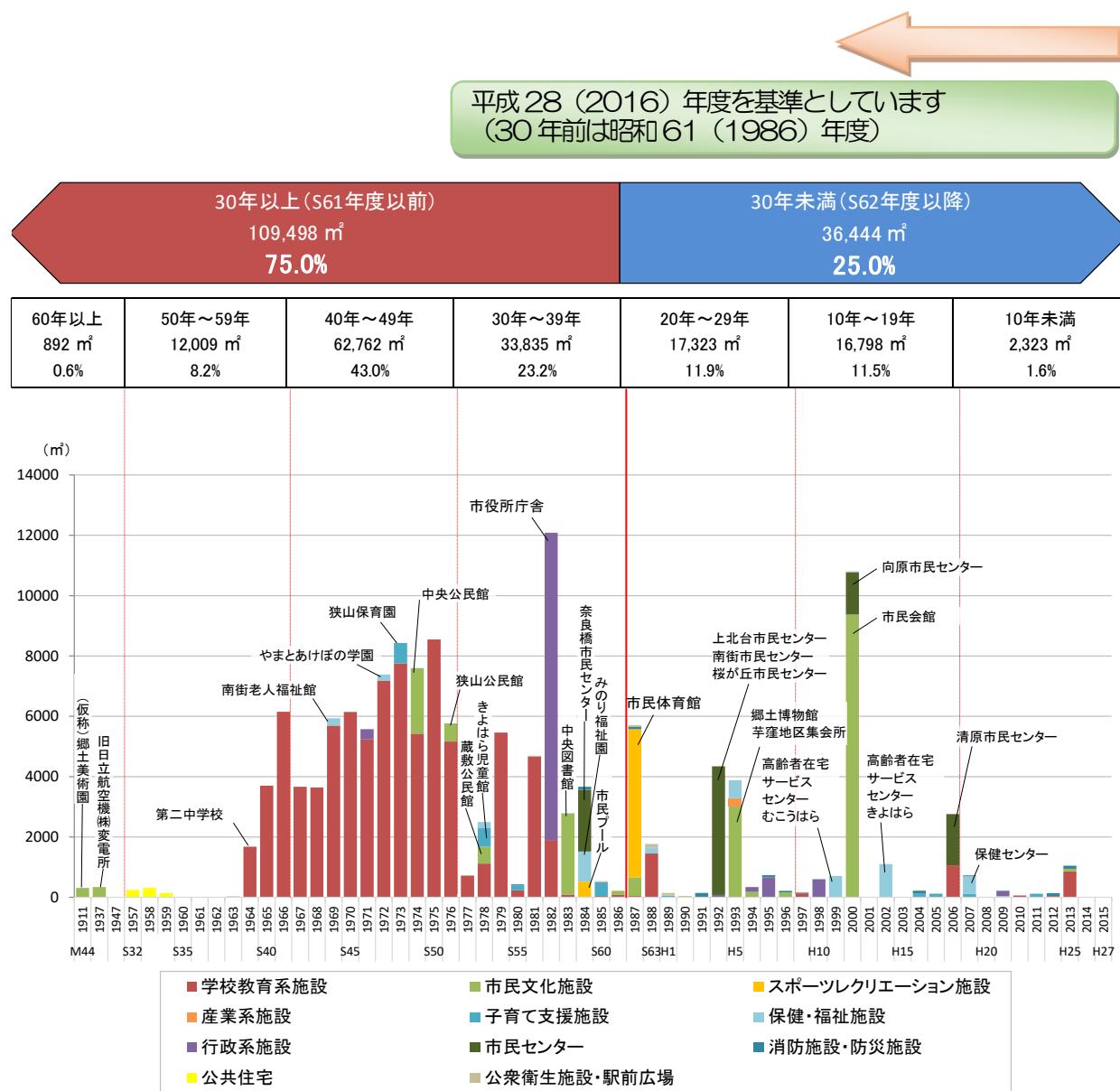
1 建築系の公共施設の建築年度別の状況

公共施設等総合管理計画では、市がサービスを提供する建築系の公共施設の総延床面積は約 145,942 m² (平成 27 (2015) 年度末) で、市民一人当たり (平成 27 (2015) 年度末) の保有面積は約 1.70 m²/人としています。

建築系の公共施設について建築年度別の状況をみると、図5のとおり、昭和30年代初めに市営住宅、昭和40~50年代にかけて小・中学校の整備がなされ、続いて昭和60年頃までに現在の市役所庁舎(移転)や市民プール等の施設を建築しました。これらを含む築30年以上の建物は、全体の約75%の床面積 (109,498 m²) を占めています。

小・中学校は、建築系の公共施設の中で相対的に延床面積が大きく、15校中14校が、昭和55(1980)年度以前に建築され築40年以上経過しており、特に老朽化が顕著となっています。

図5 建築年度別の延床面積の状況



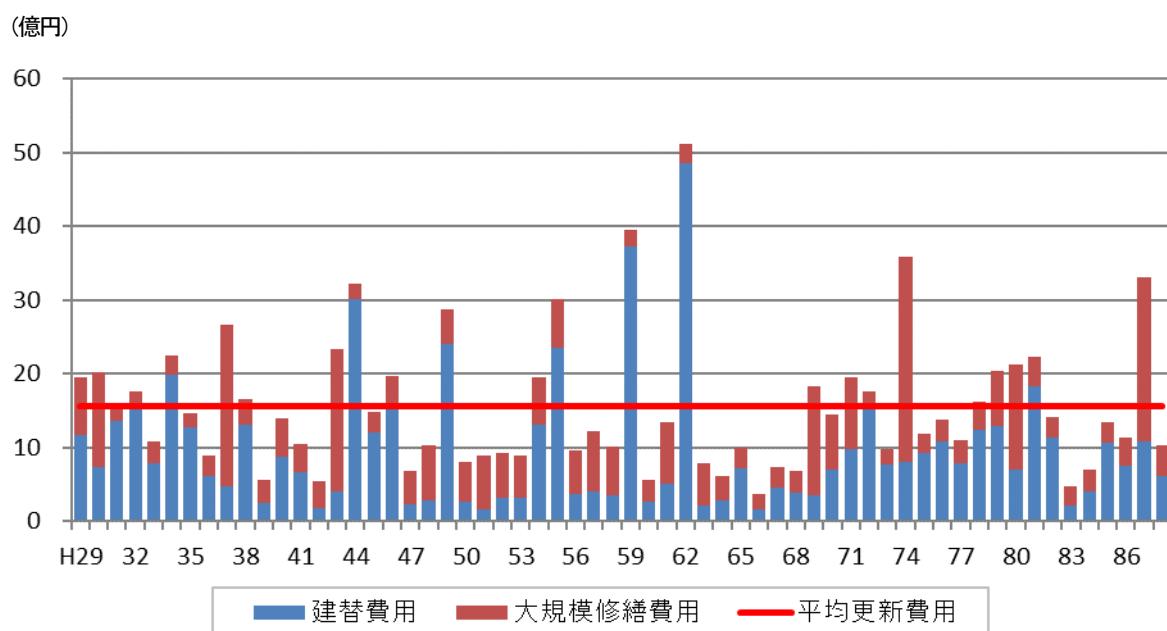
(公共施設等総合管理計画 P10 「図2-3 建築年度別の延床面積の状況」を転載)

2 建築系の公共施設の将来更新費用

公共施設等総合管理計画では、建築系の公共施設の更新費用の総額を、平成 29（2017）年度から令和 58（平成 88・2076）年度までの 60 年間で約 940 億円と試算しており、図 6 のとおり、1 年当たりの平均額では約 16 億円の更新費用が必要になる推計です。市における平成 22（2010）年度から平成 26

（2014）年度までの建築系の公共施設に係る工事請負費の実績の 1 年当たり平均額は約 7 億円であり、年平均で約 9 億円の不足が見込まれています。

図6 将来更新費用（建築系の公共施設）（年度別）



（公共施設等総合管理計画 P25 「図 2-19 将来更新費用（建築系の公共施設）（年度別）」を転載）

※ 転載データのため、「H32」は「令和 2 年」、「H35」は「令和 5 年」・・・以下同様に読み替えてください。

3 建築系の公共施設の維持管理費用及び将来更新費用

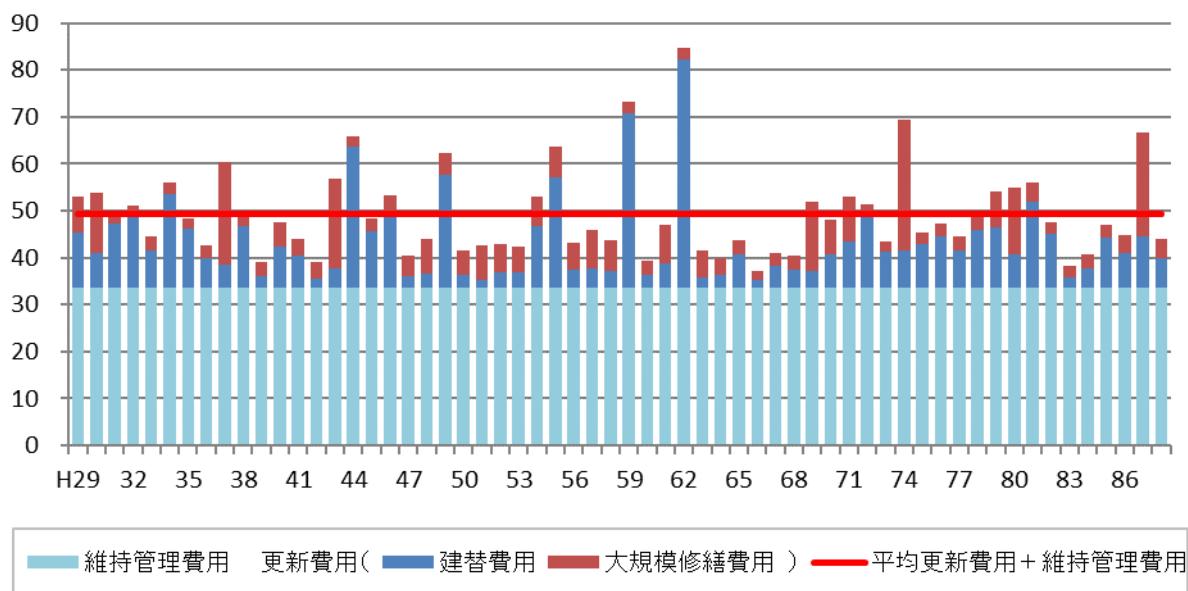
公共施設等総合管理計画では、更新費用に維持管理費用を含めた将来の維持管理・更新費用の推計を行っています。

将来の維持管理・更新費用の総額は、平成 29（2017）年度から令和 58（平成 88・2076）年度までの 60 年間で約 2,956 億円と試算しており、図 7 のとおり、1 年当たりの平均額では約 49 億円の維持管理・更新費用が必要になる推計です。

なお、維持管理費用には、更新対象の施設以外（建物を借り受けている施設等）についても含めています。

図 7 将来の維持管理・更新費用（建築系の公共施設）（年度別）

（億円）



（公共施設等総合管理計画 P26 「図 2-20 将來の維持管理・更新費用（建築系の公共施設）（年度別）」を転載）

※ 転載データのため、「H32」は「令和 2 年」、「H35」は「令和 5 年」・・・以下同様に読み替えてください。

2 公共施設等総合管理計画の取組

公共施設等総合管理計画では、第3章において「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を定め、今後の人口動向や厳しい財政見通しを踏まえて、公共施設等の総量や配置の見直しを計画的に進め、財政負担の軽減を図りながら、公共施設等の適正な管理を進めるとしていることから、建築系の公共施設の再編に関する方針等として、ここに改めて掲載します。

掲載内容は、公共施設等総合管理計画の第3章「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」の「現状や課題に関する基本認識」、「公共施設等適正化三原則」、「建築系の公共施設に係る基本方針」、「公共施設等の適正管理を実現するための実施方針」及び「建築系の公共施設の総量の縮減を図るための取組について」を再掲しました。

2-1 現状や課題に関する基本認識

(公共施設等総合管理計画 P37 「第3章 第1節 第2項 現状や課題に関する基本認識」を再掲)

1 総量の縮減と配置の適正化を踏まえた施設の更新が必要

市の建築系の公共施設及びインフラ系の公共施設は、老朽化が進行しています。特に建築系の公共施設では総延床面積の約75%が築30年以上を経過しており、施設の更新に関する行動計画（アクションプラン）の策定が急務です。

ただし、将来更新費用の推計によれば、現状の施設をそのまま更新するものと仮定した場合、過去の工事実績を上回る更新費用が必要となり、財源は大幅に不足する見通しです。

したがって、行動計画（アクションプラン）は、施設の総量縮減や再配置の視点を盛り込みながら、負担可能な財源に見合う内容として策定する必要があります。

そのような観点から、行動計画（アクションプラン）に盛り込むべき施策の例としては、地域コミュニティの中心的な位置づけを有する大規模施設を中心とした複合化による建替えや、借地料負担の大きい施設を市有地に移設を図ることなどが考えられます。

2 行政サービス水準の見直しが必要

今後は少子高齢化が進行するとともに、人口の減少が見込まれます。また地域別にも人口動向の差異が一層顕在化する見込みです。そのため、少子高齢化や人口の減少に伴う利用ニーズの量の増減が見込まれるほか、高齢者の増加へ対応する必要性や少子化対策等の目的で、新たなサービス需要が生じることが想定され、利用ニーズの質の変化も予想されます。また、地域別の人口増減や少子高齢化の差異に応じて、地域ごとの施設のあり方の見直しも迫られます。

さらに、財政の観点からは、歳入の増加が見込めない中で、社会保障費関連の歳出の増加に伴い、公共施設等の維持管理や更新等に充当できる財源の確保が一層難しくなる見込みです。

したがって、今後の公共施設等による行政サービスの水準は、利用ニーズの量と質の変化や地域ごとの利用ニーズの差異を踏まえつつ、市の財政状態に見合った施設の配置や維持管理費用の節約を前提とし、時代の変化に応じた柔軟な見直しが求められています。

3 今ある施設を長く賢く使う時代への対応が必要

老朽化した大量の施設に対する行動計画（アクションプラン）の策定が急務である中で、今後は人口減少、少子高齢社会、厳しい財政見通し等の様々な変化が予測されています。

建築系の公共施設については、更新のほか、長く賢く使う時代への対応として、適切な点検・診断や、長寿命化改修の推進とともに、財政負担を軽減しつつ公共施設等の機能維持と安全確保を達成する取り組みが必要となっています。

インフラ系の公共施設については、各種の点検、診断を実施し、利用度も踏まえた予防保全型の維持管理等を一層推進して長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減と平準化を図る必要があります。

2－2 公共施設等適正化三原則

(公共施設等総合管理計画 P38 「第3章 第2節 公共施設等適正化三原則」を再掲)

今後の人口動向や厳しい財政見通しを踏まえて、公共施設等の総量や配置の見直しを計画的に進め、財政負担の軽減を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進します。

そこで、前節の現状や課題に関する基本認識をもとに、公共施設等の適正な管理を推進するための三原則として、「公共施設等適正化三原則」を掲げます。

原則その1 『行動計画（アクションプラン）の策定と実行』

総量の縮減と配置の適正化を踏まえた行動計画（アクションプラン）を策定し、老朽化対策を計画的に行い、財政負担の平準化を図ります。

原則その2 『サービス水準の見直し』

人口や財政の動向を踏まえながら、時代の変化に応じてサービス水準を見直します。

原則その3 『効率的な維持管理の推進』

中長期的な視点に基づく効率的な維持管理を推進することにより、ライフサイクルコストの低減及び平準化を図ります。

2－3 建築系の公共施設に係る基本方針

(公共施設等総合管理計画 P39 「第3章 第3節 建築系の公共施設に係る基本方針」を再掲)

公共施設等適正化三原則を踏まえた建築系の公共施設に係る基本方針を次のとおりに定めます。

三原則その1 『行動計画（アクションプラン）の策定と実行』

方針1 人口動向や適正配置に留意しながら計画的に総量を縮減し、適正な配置を目指します。

方針2 更新の検討開始時期を明確にするための施設の評価を行うことで、財政負担の平準化や事務負担の軽減を図ります。

方針3 市全体での集約化として、建築系の公共施設を建替える際には、集約化又は多機能化（複合化）による建替えを検討します。

方針4 小・中学校を建替える際には複合化によって周辺施設を可能な限り集約します。

方針5 上記の方針4に該当しない施設についても、地域の中核となりうる施設は、建替えや長寿命化改修の際に周辺の単独施設を可能な限り集約化又は複合化します。

方針6 借地に設置している施設は、存廃の方針を踏まえつつ、可能な限り市有地への移設を図ります。

三原則その2 『サービス水準の見直し』

方針7 同種類似施設の近接度、現状の利用者数や稼働率及び将来の見通しを踏まえて、機能が重複している施設や利用が少ない施設などを改めて検証し、開館日数やサービス内容について利用実態に応じた見直しを図り、サービス維持と財政負担軽減の両立を図ります。

方針8 所管部門や設置根拠条例を基準とした施設運営を基本としつつ、異なる所管や用途の施設であっても横断的に連携を図り、利用者や利用団体に求められるサービスに柔軟に対応できる体制づくりを目指します。

三原則その3 『効率的な維持管理の推進』

- 方針9 公民連携手法（PPP）の積極的な活用を図り、民間施設への移転（施設の活用）や民間資金の活用（PFI等）による更新費用の負担軽減を図ります。
- 方針10 点検・診断、修繕工事の履歴管理と活用（保全計画の策定）を推進し、営繕事業を横断的に管理し、点検・診断、予算確保及び修繕工事を一元的に実施できる体制を検討します。
- 方針11 ライフサイクルコストの低減を図る観点から、長寿命化の視点を取り入れた設備の採用及び修繕工法の採用を推進します。
- 方針12 職員研修への積極的な参加と技術職員の計画的な配置を行い、関係省庁等の指針やマニュアルに準拠した維持管理を推進します。

2－4 公共施設等の適正管理を実現するための実施方針

（公共施設等総合管理計画 P43～P45、P47 「第3章 第5節 公共施設等の適正管理を実現するための実施方針」を再掲）

公共施設等適正化三原則、建築系の公共施設に係る基本方針及びインフラ系の公共施設に係る基本方針を踏まえて、以下のとおりに7つの実施方針を定めます。

1 点検・診断等の実施方針

- 施設の老朽化状況や過去の修繕履歴等を踏まえて、予防保全の観点から修繕が必要な箇所や改修が必要な設備類の早期発見に努めます。
- 点検・診断結果については所管部門での情報共有を図り、施設の安全性の確保や適切なサービスの提供に活用します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 維持管理・修繕・更新等は計画的・効率的に行うことにより、維持管理費用及び更新費用を平準化し、公共施設等に係るトータルコストの縮減を目指します。
- 不具合が発生してから修繕を行う「事後保全型」の維持管理から、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する「予防保全型」の維持管理に転換を図り、公共施設等を良好な状態に保ち、損傷の拡大や施設利用の中止等を招かないように努めます。
- 全ての施設について、経費の節減や公民連携手法の採用可能性を検討し、サービス向上と市の財政負担の軽減に寄与する維持管理の実現を目指します。
- 施設の設置目的や特徴に応じた使用料の見直しや各種の歳入確保の実現を目指します。
- 修繕・更新にあたっては、バリアフリー化、緑化、環境負荷の低減、避難対策の強化等、都市マスターープラン等における都市づくりの方針を踏まえた工事の実施に努めます。
- 今後の修繕及び更新に必要な財源確保のため、公共施設等の整備を目的とした基金の活用を推進します。
- 施設の所管部門においては、公共施設等総合管理計画の進捗管理を行う専任部署との連携を図り、予算の確保や修繕に必要な情報共有を行い、計画的な維持管理を推進します。

3 安全確保の実施方針

- 点検・診断等により、施設・設備の安全性や耐久性について、高い危険性が認められた場合には、使用中止を含めた迅速な安全確保策を講じます。
- 用途廃止をした施設については、安全管理を徹底するとともに、施設の速やかな転用又は除却を推進します。

4 耐震化の実施方針

- 国等の耐震基準や耐震化の指針に準拠し、適切な耐震性の確保に努めます。
- 避難所に指定されている施設や災害発生時の本部施設等、災害時においても活用が必須である施設については、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などの教訓を踏まえて、市において必要となる耐震化の条件を整理して、今後の改修に活用を図ります。
- 耐震化が未了の施設については、施設の方向性を踏まえた上で、速やかな対応を検討します。

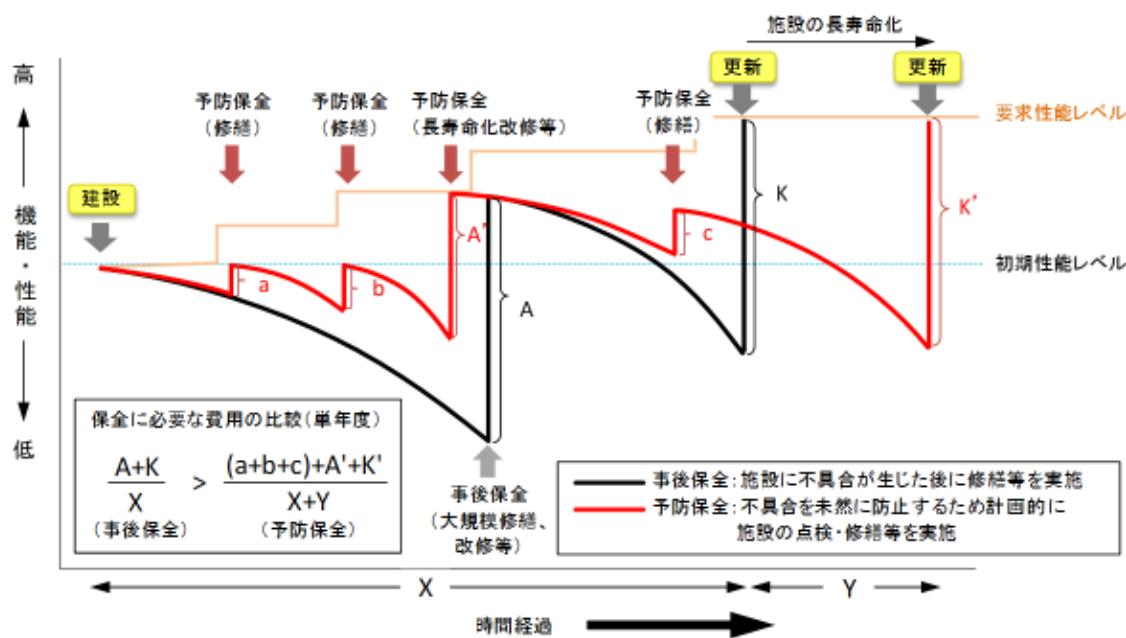
5 長寿命化の実施方針

- インフラ系の公共施設のみならず、建築系の公共施設においても、国等の方針を踏まえた個別施設計画を策定し、計画に基づく適切な改修や維持管理を実施します。
- 施設の更新の際は、可能な限り長寿命化の観点を取り入れた工法や部材の採用を図るなど、コストの低減及び平準化に努めます。

■長寿命化のイメージ

図8は、新築時点から比較を行ったイメージであるため、老朽化が進行した時点を基準にすると事後保全と予防保全の差異が図8のようにならない場合もあります

図8 長寿命化のイメージ

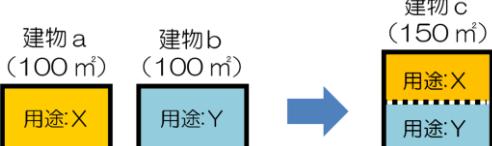
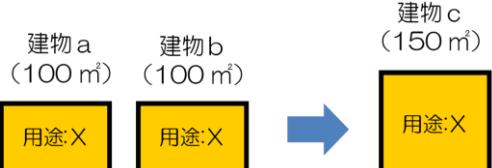
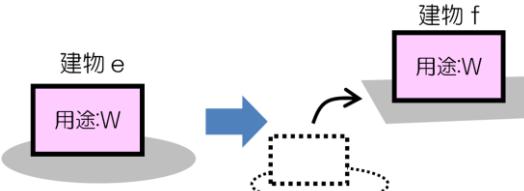


※要求性能レベル：施設に求められる機能・性能は、耐震基準の見直しやバリアフリー対応等にみられた
ように、社会的要請や法律改正等によって、通常時間経過とともに上昇します。

6 統合や廃止の推進方針

- 建築系の公共施設を中心として総量縮減と最適配置を実現する観点から統合や廃止を推進します。
- 市では、建物の老朽化状況（大規模修繕や建替えの必要性）、民間代替性、利用状況（サービス存続の必要性）、運営の効率性（費用対効果）、他施設への転用の可能性等を踏まえつつ、立地の適正さも勘案して統合や廃止を推進します。
- 統合や廃止とは、次のページに例示する各手法として定義します。

■公共施設等の総量の縮減や配置の最適化（統合や廃止等）に係る各手法

手法の種類とイメージ	効果
統合（複合化） 用途の異なる施設を同一の建物内に配置します。 	複合化によって共用部分を中心に削減が可能であり、維持管理費用や更新費用等の削減が見込まれます。交通利便性の高い施設に複合化した場合には、利用者のアクセスが向上し利用率の向上につながる場合があります。維持管理の効率化も期待できます。
統合（集約化） 用途が類似する施設を一つの箇所にまとめます。 	集約化によって用途の重複した部屋（特に低稼働の部屋等）、維持管理費用、更新費用等の削減が見込まれます。施設が供給過剰な場合や、稼働率等を勘案して運営を効率化する場合に有効な手法です。
移設 対象施設を他の場所に移します。 	移設後に、他施設と集約化・複合化した場合には延床面積が減少することがあります。移設後に単独施設としても、従前より小規模とした際には延床面積が減少します。
廃止（解体） 対象施設を廃止し、建物を解体撤去します。 	廃止した施設分について、施設数と延床面積が減少します。また、用途廃止後の市有地は、代替地、売却等の活用が考えられます。
廃止（移譲） 対象施設を市の保有対象から除外し、民間等に施設を譲渡します。 	市の施設数は減少しますが、施設の機能は原則として移譲先に引き継がれます。
用途変更 施設の位置や延床面積を引き継いで、用途のみを変更します。 	既存の建物を活用しながら、新たなサービス需要に応えることができます。用途変更によって設備や内装が変更することがありますが、原則として延床面積は減少しません。

7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 今後は、公共施設等総合管理計画の進捗管理を行う専任部署を中心に府内の情報活用の一元化を図るとともに、府内横断的な検討の際には関係部署の取りまとめを行い、効率的かつ適正な維持管理を推進します。
- 市が直面している公共施設等の老朽化対策を適切に進めるために、所管部門の職員の技術習得と専門資格の取得を推進し、体制の強化を図ります。

2-5 建築系の公共施設の総量の縮減を図るための取組について（目標縮減率の設定）

（公共施設等総合管理計画 P40 「◆ 建築系の公共施設の総量の縮減を図るための取組について」の要点を再掲）

将来更新費用の推計結果によると、現在保有している約 15 万 m²分の建築系の公共施設の全てを更新するためには、年平均約 16 億円の財源が必要ですが、現状で確保可能な財源は、年平均約 7 億円です。つまり、年平均約 9 億円の財源不足が見込まれるため「総量の縮減」に取組む必要があります（総量 56% 分=約 8 万 m²相当が「更新」できなくなる見込）。

ただし、将来更新費用の推計結果に合わせて、約 8 万 m²（総量 56% 分）を削減するとした場合には、計画期間である 40 年後の人口減少率（対平成 27 年比）約 17% の減少（将来人口の推計による）を勘案したとしても、行政サービス水準の著しい低下を招く恐れがあります。

そこで、総量の縮減に当たっては、将来更新費用の推計結果を踏まえつつ、将来の人口減少率に応じたサービス維持を図るため、以下の 3 つの取組を推進することで、将来更新費用に係る「財政負担の軽減」と「財源の確保」を図ることとします

取組 1 総量の縮減

- ▶ 集約化又は複合化等を実施して施設総量（延床面積）を縮減

取組 2 維持管理費用（縮減分）の財源化

- ▶ 縮減した施設面積の維持管理費用（縮減分）について、基金等を活用して、既存建築物の更新費用の財源の一部に充当

取組 3 維持管理費用節約額の財源化

- ▶ 省エネルギー対応や借地の解消等により維持管理費用を節約し、その節約額を既存建築物の更新費用の財源の一部に充当

上記のとおり、更新費用の財源不足を解消するための取組として、総量の縮減を推進することから、総量縮減に係る数値目標を下記のとおり定めました。市では 40 年間の総合管理計画の計画期間内で、更新時期を見定めて、徐々に縮減を図っていく必要があります。

なお、目標縮減率の達成を目指す過程においても、全ての公共施設等を一律に縮減するのではなく、必要な整備を行なながら、市民ニーズ等を踏まえて、縮減の対象施設と縮減時期・数量は行動計画（アクションプラン）で具体化していくこととしています。

【目標縮減率】延床面積 約 20% 縮減

→ 延床面積【約 15 万 m²】を 40 年間で、約 20%（約 3 万 m²）縮減

3 再編計画の目的等

3-1 再編計画の目的

「2 公共施設等総合管理計画の取組」に基づき、市では、今後的人口動向や厳しい財政見通しを踏まえて、建築系の公共施設の総量の縮減や配置の適正化を計画的に進め、財政負担の軽減を図りながら、建築系の公共施設の適正な管理を推進していく必要があります。そして、その推進に当たって、公共施設等総合管理計画の「公共施設等適正化三原則」では、原則その1として、老朽化対策を計画的に行い、財政負担の平準化を図るため、総量の縮減と配置の適正化を踏まえた行動計画（アクションプラン）を策定することとしています。

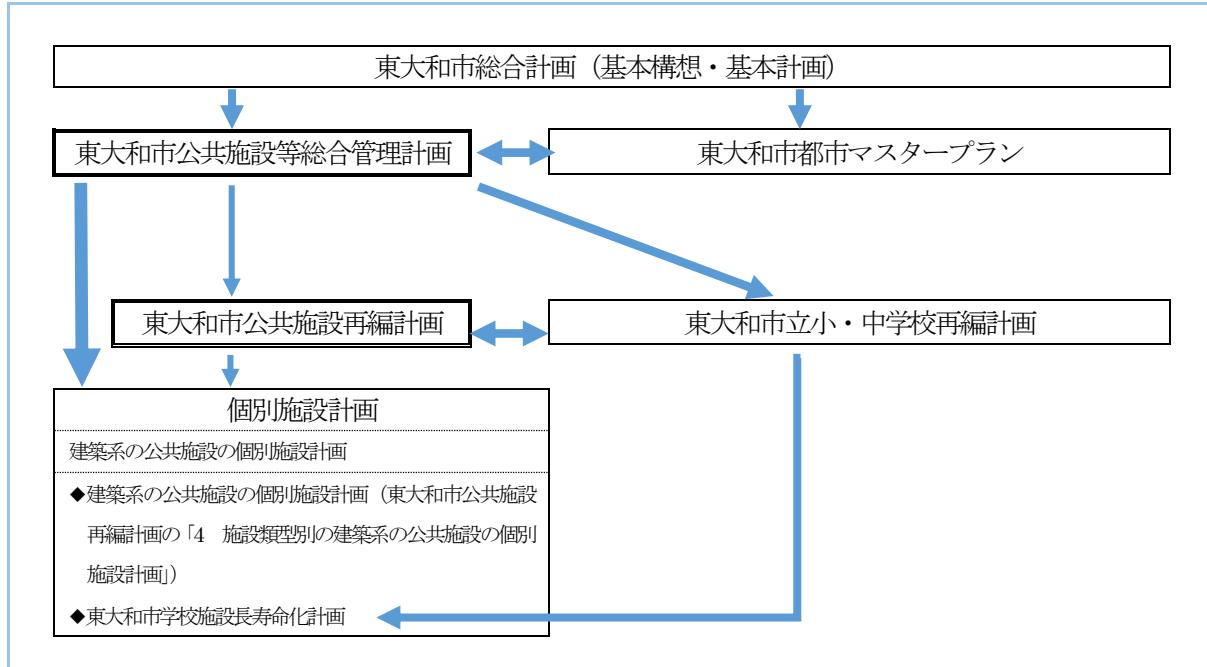
再編計画は、建築系の公共施設について、老朽化対策を計画的に行い、財政負担の平準化を図るために、総量の縮減と配置の適正化を目的とした、公共施設等総合管理計画に基づく行動計画（アクションプラン）です。

なお、再編計画の「4 施設類型別の建築系の公共施設の個別施設計画」は、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めることにより、建築系の公共施設の個別施設計画として策定します。

また、小・中学校の再編については、公共施設等総合管理計画に基づき、「東大和市立小・中学校再編計画（令和2年7月29日教育委員会承認）」を定めました。

なお、公共施設等総合管理計画と、公共施設等総合管理計画に基づく行動計画（アクションプラン）である再編計画及び個別施設計画との関係は、図9のとおりです。

図9 東大和市における公共施設等総合管理計画、再編計画等の体系



3－2 再編計画の計画期間

公共施設等総合管理計画の計画期間は、平成 29（2017）年度から平成 68（令和 38・2056）年度までであることから、計画期間の最終年度を合わせるため、再編計画の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 38（2056）年度までの 36 年間とします。

3－3 再編計画の対象施設

再編計画の対象施設は、公共施設等総合管理計画の「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 第1節 建築系の公共施設」として掲げている「第1項」から「第16項」までのうち「第14項」を除いた施設とし、下表のとおりとします。「第14項」は、公共施設等総合管理計画では「駐車場・自転車等駐車場」として整理していましたが、令和 2 年度現在、民設民営の施設として管理・運営されていることから、再編計画の対象から除外しています。

大分類	中分類	細分	施設名	施設数
第1項 学校教育系施設	学校	小学校	第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、第五小学校、第六小学校、第七小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校	10
		中学校	第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校	5
	学校給食センター		学校給食センター、 第一学校給食センター、第二学校給食センター	3
	その他の教育施設	サポートルーム	サポートルーム	1
第2項 市民文化施設		さわやか教育相談室	さわやか教育相談室	1
集会施設	地区会館	奈良橋地区会館、(南街地区会館)、(上北台地区会館)、向原地区会館、清原地区会館、新堀地区会館	6	
	地区集会所	芋窪集会所、湖畔集会所、清水集会所、仲原集会所、桜が丘集会所、玉川上水集会所	6	
社会教育・文化施設	図書館	中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館	3	
	市民会館	市民会館 (ハミングホール)	1	
	郷土博物館	郷土博物館	1	
	文化財・文化施設	(仮称) 郷土美術園、慶性門、旧日立航空機株式会社	3	
	公民館	中央公民館、南街公民館 (地区会館)、狹山公民館、藏敷公民館、上北台公民館 (地区会館)	5	
	その他の社会教育文化施設	陶芸小屋	1	
第3項 スポーツレクリエーション施設	スポーツ施設	市民プール (更衣室棟)	市民プール (更衣室棟)	1
		市民体育館	市民体育館	1
第4項 産業系施設	市民農園 (ファーマーズセンター (管理棟))	市民農園 (ファーマーズセンター (管理棟))	1	
第5項 子育て支援施設	保育園		狹山保育園	1
	児童施設	児童館	ならはし児童館、なんかい児童館、かみきただい児童館、さくらがおか児童館、むこうはら児童館、きよはら児童館	6
		学童保育所	第一クラブ、第二クラブ、第三クラブ、第四クラブ、第五クラブ、第六クラブ、第七クラブ、第八クラブ、第九クラブ、第十クラブ、桜が丘クラブ	11
	その他子育て支援施設		子ども家庭支援センター	1
第6項 保健・福祉施設	高齢者施設	老人福祉館	老人福祉センター、南街老人福祉館、上北台老人福祉館、向原老人福祉館、清原老人福祉館	5

大分類	中分類	細分類	施設名	施設数
第6項 保健・福祉施設	高齢者施設	老人集会所	芋窪老人集会所	1
		高齢者ほっと支援センター	高齢者ほっと支援センターきよはら	1
		高齢者住宅サービスセンター	高齢者在宅サービスセンターむこうはら、 高齢者在宅サービスセンターきよはら	2
		高齢者住宅	ピア芋窪	1
	障害者施設	旧みのり福祉園 やまとあけぼの学園、のぞみ集会所		3
	保健施設	保健センター、休日急患診療所		2
	市役所	市役所庁舎		1
第7項 行政系施設	保管倉庫	湖畔ストックヤード、中央ストックヤード、生活文化財保存庫		3
	リサイクル施設	暫定リサイクル施設		1
第8項 市民センター	市民センター	奈良橋市民センター、南街市民センター、上北台市民センター、 桜が丘市民センター、向原市民センター、清原市民センター		6
第9項 消防施設	消防団詰所	第一分団詰所、第二分団詰所、第三分団詰所、第四分団詰所、 第五分団詰所、第六分団詰所、第七分団詰所		7
第10項 防災施設	備蓄倉庫	上仲原備蓄庫、奈良橋備蓄庫、蔵敷備蓄庫、市役所地下備蓄庫、 市役所総務部倉庫		5
	備蓄コンテナ	第二小学校備蓄コンテナ、第三小学校備蓄コンテナ、第四小学備蓄コン テナ、第五小学校備蓄コンテナ、第七小学校備蓄コンテナ、第八小学校 備蓄コンテナ、第九小学校備蓄コンテナ、第十小学校備蓄コンテナ、第 一中学校備蓄コンテナ、第二中学校備蓄コンテナ、第三中学校備蓄コン テナ、第四中学校備蓄コンテナ、第五中学校備蓄コンテナ、市民体育館 備蓄コンテナ、清水公園備蓄コンテナ、湖畔集会所備蓄コンテナ、狹山 公民館備蓄コンテナ		17
第11項 公共住宅	市営住宅	第1団地、第2団地、第3団地、第4団地		4
第12項 都市公園	その他公園施設	公園内施設(管理棟、管理事務所)	上仲原公園管理棟、狹山緑地管理事務所	2
第13項 公衆衛生施設	公園内便所	桜が丘市民広場、鹿島公園、中北台公園、芝中中央公園、上仲原公園北 側、上仲原公園南側、上新堀公園、狹山緑地西口、狹山緑地アスレチッ クコース、上北台公園、清原西公園、桜が丘一丁目公園、向原西公園、 立野西公園、立野南公園、立野中央公園、桜が丘こども広場、下立野林 間こどもひろば、中丸西こども広場、蔵敷東こども広場、立野東公園、 清原北公園、清原南公園、向原中央公園 各トイレ		24
	公衆便所	東大和市駅前広場、玉川上水駅前広場		2
第15項 駅前広場	駅前広場(東大和市駅・玉川上水駅)	バス・タクシー上屋(東大和市駅)、バス・タクシー上屋(玉川上水駅)		2
第16項 その他	その他	旧第二学童クラブ(貸付建物)、シルバー人材センターの建物(貸付建物)、中央 地区福祉集会所(社会福祉協議会)(使用許可)、バス上屋(市役所)		4

令和2年4月1日現在

※施設名が太字斜体字の施設は、平成28(2016)年度から平成31(2019)年度までの間に廃止、除却された施設です。

※「第2項 市民文化施設」の「地区会館」のうち、括弧書きの斜体字である地区会館は、同じ建物の公民館に含みます。

3－4 再編計画で目指す建築系の公共施設の縮減や配置の適正化

今後の人口動向や厳しい財政見通しを踏まえると、財政負担の軽減を図るために、建築系の公共施設の総量の縮減や配置の適正化を進める必要があります。

市は、令和2（2020）年12月に「東大和市第三次基本構想」を策定しました。この第三次基本構想は令和4（2022）年度を初年度とする20年間の構想で、目指す将来の都市像を『水と緑と笑顔が輝くまち

東大和』と定めています。この都市像には、多摩湖の「水」や狭山丘陵の「緑」など豊かな自然に囲まれた良好な環境の中で、市民の皆さん生き生きと活動する姿を「笑顔」という言葉で表すことにより、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、持続可能なまち、活力あるまちを目指す想いが込められています。

再編計画では、第三次基本構想に留意し、人口や財政の動向を踏まえながら、建築系の公共施設の総量の縮減や配置の適正化の取組を進めることとします。

3－5 建築系の公共施設の再編の基本方針

再編計画では、老朽化が進行した建築系の公共施設を、安全な建築系の公共施設とするため、「2－3 建築系の公共施設に係る基本方針」に即し、建築系の公共施設の総量の縮減と配置の適正化を推進するため、公共施設等総合管理計画の「第3章 第3節 建築系の公共施設に係る基本方針」に基づき、建築系の公共施設の再編の基本方針を次のように定めます。

基本方針1 令和38（2056）年度までに、計画的に建築系の公共施設の延床面積を、約20%縮減します。ただし、今後の人ロ減少や少子高齢化の進展などの社会・経済状況の大きな変化により、さらに、厳しい財政状況が見込まれる場合には、持続可能なまちづくりを進めるために、さらなる、建築系の公共施設の総量の縮減が必要になることも考えられます。

基本方針2 原則として、新規の建築系の公共施設を建設する場合は、新規建設予定施設と同じ延床面積以上の施設を廃止します。

基本方針3 中核となる建築系の公共施設の配置、機能及び規模を地域の特性に応じて検討し、周辺の建築系の公共施設の統合（複合化・集約化）を行います。

基本方針4 小・中学校は、建築系の公共施設の中で相対的に延床面積が大きく、15校中14校が、昭和55（1980）年度以前に建築されており、築40年以上経過しています。建築系の公共施設の中でも特に老朽化が顕著なことから、最優先で更新の検討を行います。その際、小・中学校以外の建築系の公共施設を統合（複合化・集約化）することについて、合わせて検討します。

基本方針5 統合（複合化・集約化）により移設した施設の跡地は、定期借地としての活用又は売却等について検討します。活用又は売却等にあたっては、市のまちづくりに関する方針に適合するよう条件等を付けることを検討します。

基本方針6 賃借料（用地借上料）を削減するため、借地に建設している施設は、優先的に廃止又は市有地への移設を検討します。

基本方針7 建築系の公共施設の統合（複合化・集約化）による利便性への影響を軽減するため、地域性を考慮して検討します。

3-6 地域性の考慮

1 地域性を考慮した区域分け

「3-5 建築系の公共施設の再編の基本方針」の基本方針7に基づき、建築系の公共施設の統合（複合化・集約化）については、利便性への影響を考慮し、市の区域を分けて検討することとします。

市は、東西5.3キロメートル、南北4.3キロメートルで、面積は13.42平方キロメートルです。

また、面積から地目別面積の貯水池（水面及び山林）を除いた可住地面積は、約10平方キロメートルです。市内に分布する施設の距離を考慮し、建築系の公共施設の配置に関しては、次のように区域を分け、それぞれの区域ごとに、中核となる建築系の公共施設が配置できるように、配置の適正化を考慮しながら、統合（複合化・集約化）を検討します。

- 市の区域を東西に横断する新青梅街道により南北に区切れます。また、南北に縦断する青梅街道により東西に区切れます。これにより、「北東区域」、「北西区域」、「南東区域」及び「南西区域」の4つの区域に分けます。
加えて、行政サービスの拠点や災害対策本部を設置する市役所庁舎敷地を「中央区域」とします。なお、中央区域においては、市役所庁舎敷地に行政機能を統合（複合化・集約化）することを検討します。
- 4つの区域について、大規模な建築系の公共施設として小・中学校を、中核となる施設に位置付けます。この中核となる施設に、周辺の建築系の公共施設を統合（複合化・集約化）することを目指し、市民生活を支える建築系の公共施設の配置の適正化を検討します。
- 4つの区域について、建築系の公共施設の配置の適正化として、中核となる建築系の公共施設から直線で約2キロメートルの距離で利用できるように、中核となる小・中学校以外にも、中核となる建築系の公共施設の配置について検討をします。
- 利便性の影響を考慮して、北東区域、北西区域、南東区域及び南西区域の4つの区域に分けて、建築系の公共施設の配置の検討を進めますが、実際の建築系の公共施設の利用にあたっては、どこの区域の施設であっても、居住地に関係なく利用できることを基本とします。

北東区域、北西区域、南東区域、南西区域の4つの区域と、中央区域において、適正配置を進めるための「中核となる建築系の公共施設」と「中核となる施設の周辺の主な施設」は、下表のとおりです。

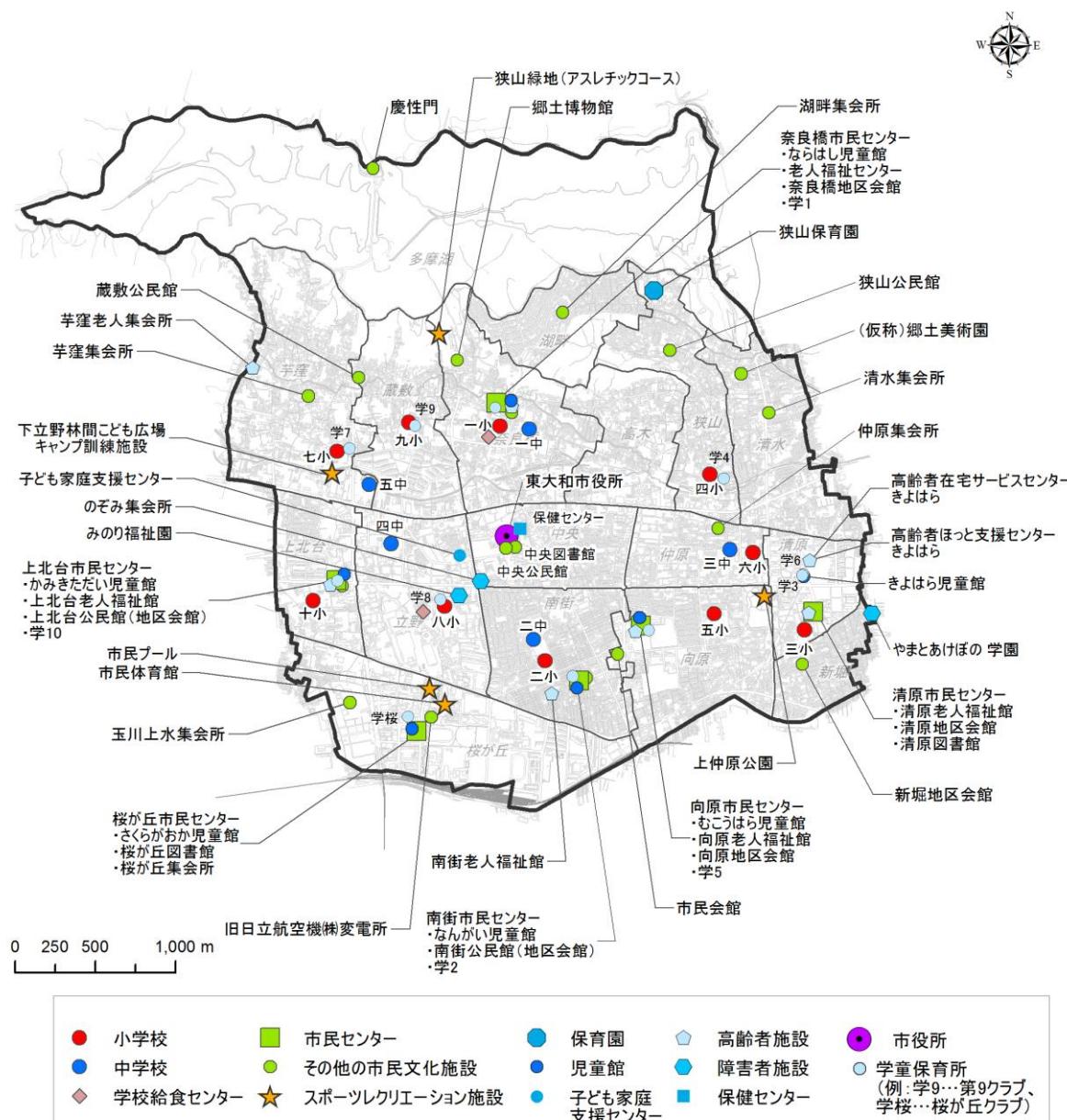
区域	再編において中核となる施設 (ゴシック体は市内で1か所の施設・機能)	中核となる施設の周辺の主な施設 (斜体字は借用物件、借用地(一部を含む)を使用している建物。ゴシック体は市内で1か所の施設・機能)
北東区域	第一中学校、第四小学校	湖畔集会所、狭山公民館、狭山保育園、清水集会所、学童保育所(第四クラブ)
北西区域	第五中学校、第一小学校、第七小学校と第九小学校の統合校	奈良橋市民センター(地区会館、老人福祉センター、児童館)、蔵敷公民館、郷土博物館、芋窪集会所、芋窪老人集会所、学童保育所(第一クラブ、第七クラブ、第九クラブ)
南東区域	第三中学校、第三小学校と第五小学校の統合校、第六小学校	向原市民センター(地区会館、老人福祉館、児童館)、清原市民センター(地区会館、老人福祉館、図書館)、新堀地区会館、市民会館、きよはら児童館、仲原集会所、やまとあけぼの学園、学童保育所(第三クラブ、第五クラブ、第六クラブ)
南西区域	第二中学校、第四中学校、第二小学校、第八小学校、第十小学校	南街市民センター(公民館(地区会館)、児童館)、上北台市民センター(公民館(地区会館)、老人福祉館、児童館)、桜が丘市民センター(集会所、児童館、図書館)、市民体育館、市民プール、玉川上水集会所、学校給食センター、南街老人

南西 区域		福祉館、旧みのり福祉園、学童保育所（第二クラブ、第八クラブ、第十クラブ、桜が丘クラブ）
中央 区域	市役所 (庁舎、会議棟、現業棟、車庫棟)	中央図書館、中央公民館、保健センター、子ども家庭支援センター、休日急患診療所

2 主な建築系の公共施設の配置状況

図10は、市内の主な建築系の公共施設の配置状況の図（平成27年度末時点）です。主な建築系の公共施設の配置の参考として、公共施設等総合管理計画から再掲します。

図10 主な建築系の公共施設の配置状況



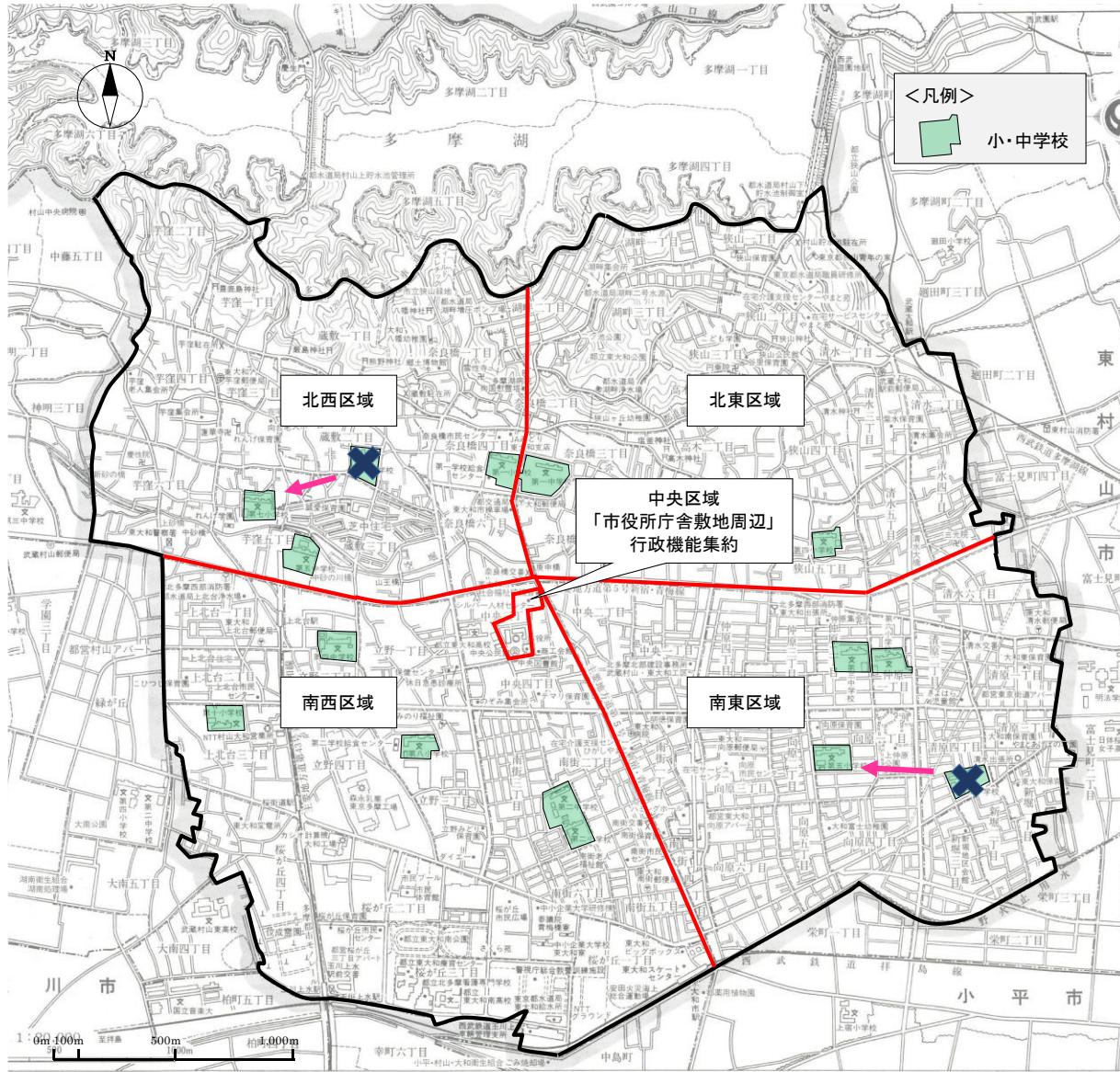
公共施設等総合管理計画 P9 「図2-2 主な建築系の公共施設の配置状況」を再掲

3 区域の概略

図11は、市内を4つの区域に分けた場合の区域の範囲と、市役所庁舎敷地周辺の中央区域の概略を示しています。

また、再編計画において中核となる施設として位置付けている小・中学校の敷地を示しています。

図11 区域図



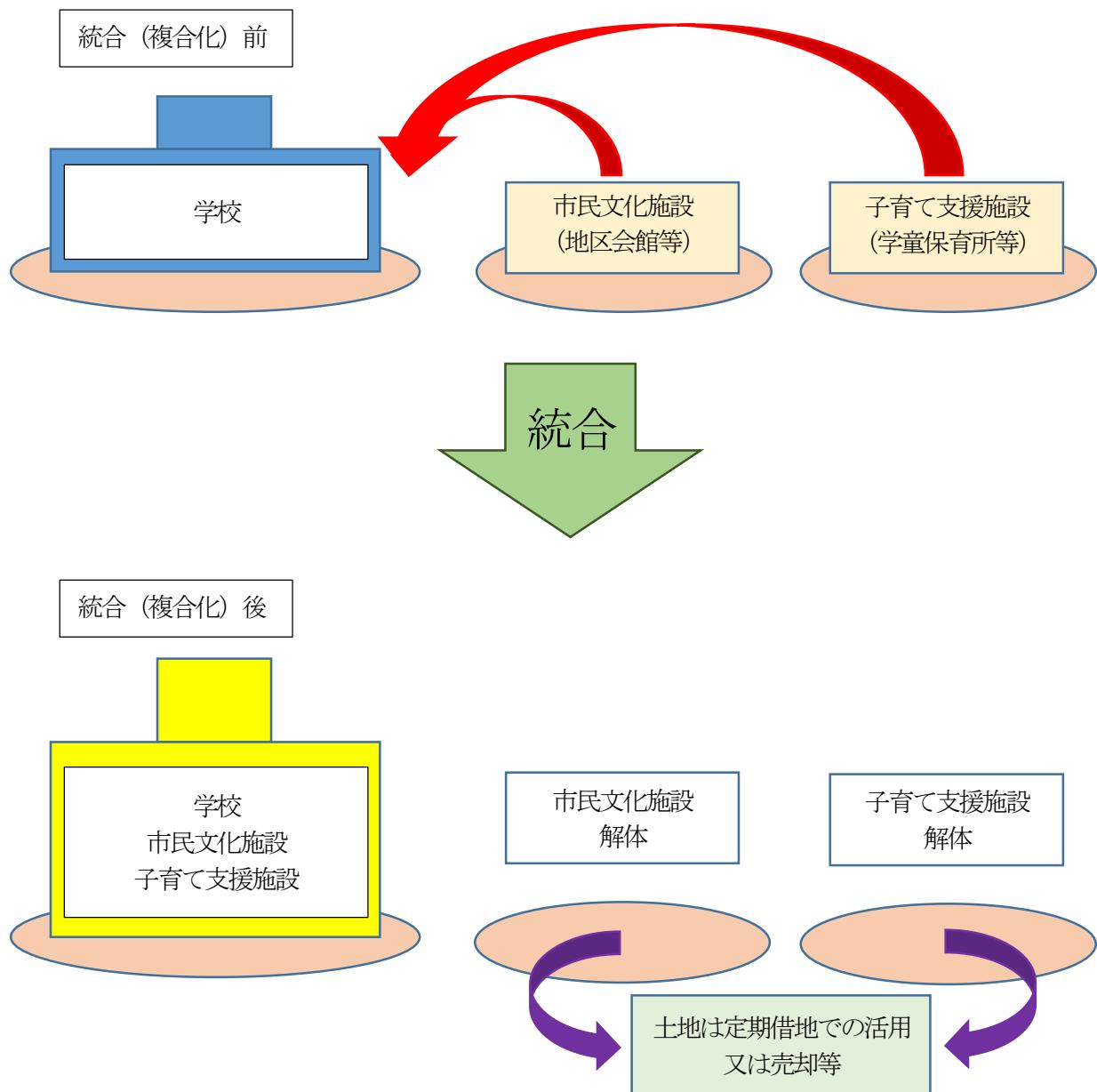
※小学校の統合は、「東大和市立小・中学校再編計画」に基づきます。

4 建築系の公共施設の統合（複合化・集約化）等の例

（1）小・中学校を中核となる施設として統合（複合化）をする場合

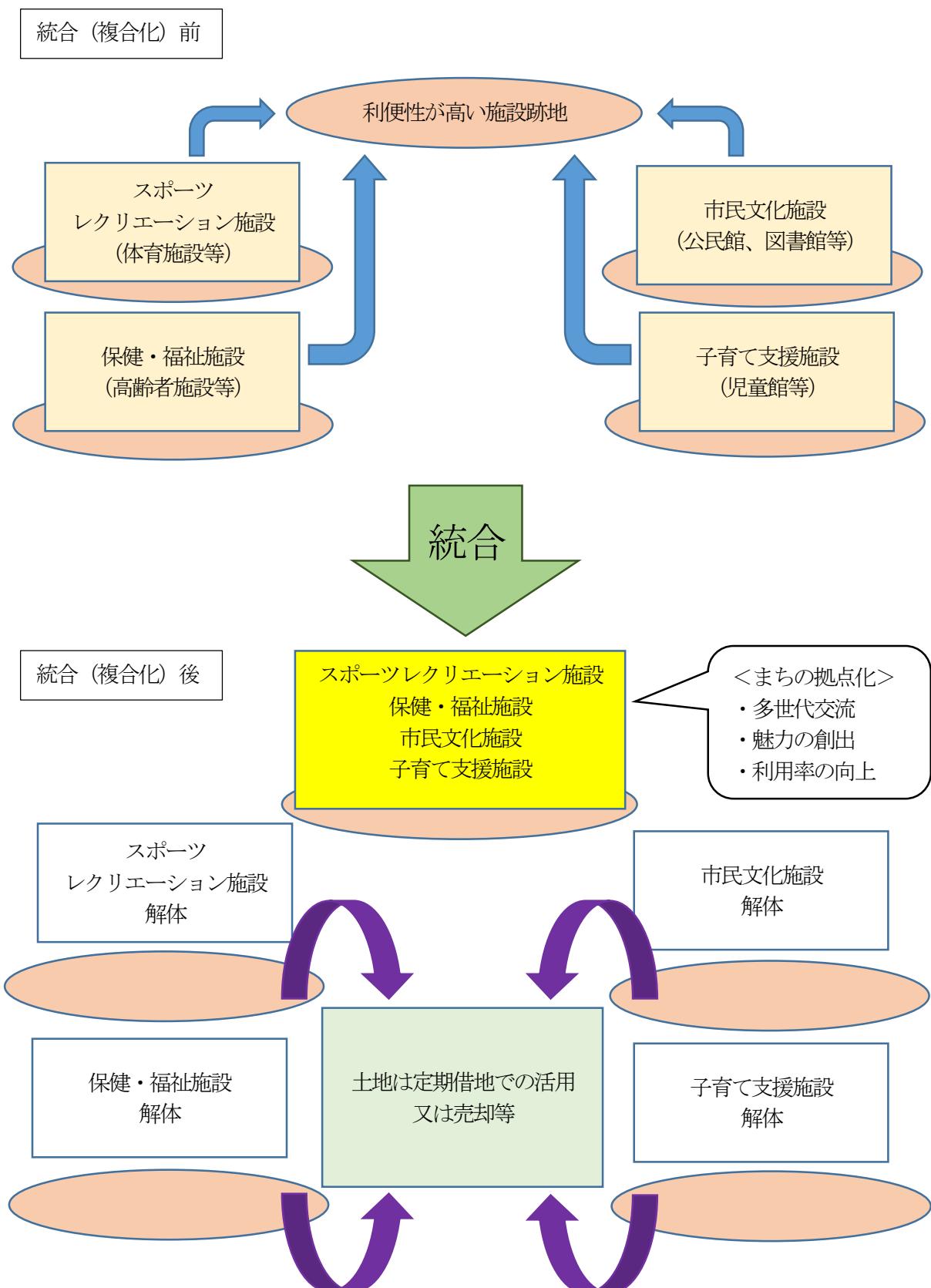
周辺の施設を小・中学校へ統合する。

統合後の施設の延床面積は、統合前の各施設の延床面積の合計より小さくなるため、維持管理費用や更新費用の削減効果が見込まれる。



(2) 利便性が高い施設跡地を活用する場合

交通利便性が高いなどの条件に適合する跡地を選び、複数の施設を統合し、新たな「まち」の拠点を整備することを検討する。



3－7 建築系の公共施設の再編による効果

建築系の公共施設の再編による効果は、再編計画の計画期間が満了する令和38（2056）年度までに、次の削減効果を見込みます。

ただし、今後の人口減少や少子高齢化の進展などの社会・経済状況の大きな変化により、さらに、厳しい財政状況が見込まれる場合には、持続可能なまちづくりを進めるために、さらなる、建築系の公共施設の総量の縮減や配置の適正化が必要になることも考えられます。

1 延床面積及び縮減率の削減目標

更新費用の財源不足を解消するための取組として、総量の縮減に係る数値目標を次のとおり定め、計画的に総量の縮減を図ります。

期間等	基準面積 (m ²)	延床面積 削減目標 (m ²)	延床面積 累計削減目標 (m ²)	削減延床面積 累計縮減率 目標 (%)
平成28（2016）年度	145,942			
令和3（2021）年度～ 令和8（2026）年度 (6年間)		2,083	2,083	▲1.4
令和9（2027）年度～ 令和18（2036）年度 (10年間)		12,513	14,596	▲10.00
令和19（2037）年度～ 令和28（2046）年度 (10年間)		7,298	21,894	▲15.00
令和29（2047）年度～ 令和38（2056）年度 (10年間)		7,298	29,192	▲20.00

2 建築系の公共施設の再編による更新費用及び削減効果

再編計画により、建築系の公共施設の総量の縮減及び配置の適正化を進めた場合の効果を検証するため、「3－3 再編計画の対象施設」について、現状の機能のまま、耐用年数どおり更新する場合と、再編計画に基づき更新する場合の延床面積の削減目標を基に、将来更新費用及び維持管理費用を積算し、比較したところ、次のような結果になりました。

	令和3年度から令和38年度の36年間で積算		
	将来更新費用 (大規模修繕及び建替え) (単位：億円)	維持管理費用 (単位：億円)	合計 (単位：億円)
現状の機能のまま耐用年数どおり更新する場合	916.4	1,438.2	2,354.6
再編計画により更新する場合（目標額）	627.6	1,424.5	2,052.1
削減効果額（目標額）	▲288.8	▲13.7	▲302.5

3 建築系の公共施設の将来更新費用及び維持管理費用の積算方法

(1) 現状の機能のまま耐用年数どおり更新する場合

① 将来更新費用

「3－3 再編計画の対象施設」について、現状の機能のまま、耐用年数どおり更新すると仮定し、各施設の耐用年数に即し、建替え及び大規模修繕に係る経費を設定し、令和3年度から令和38年度までの36年間の経費を積算しました。

建替えの時期は、各建物の用途及び構造に応じた耐用年数をもとに設定しました。建替え時の、建築費用は、再調達価額又は調達価額を基に算出しました。あわせて、解体費 28,000 円／m²を計上して加算しました。

大規模修繕の時期は、建築後（建替えを含む）、耐用年数の2分の1の時期に設定しました。大規模修繕に必要な建築費用は、建替えに必要な建築費用の2分の1相当を設定しました。

なお、建替え時期または大規模修繕時期が令和2年度までに到達した施設については、その費用の合計を、本来、施設の更新に要する経費として必要なものであったと仮定して、令和3年度から令和38年度までの期間に、積算しています。

② 維持管理費用

「3－3 再編計画の対象施設」について、現状の機能のまま、令和38年度まで存続すると仮定して、36年間の維持管理費用を積算しました。

積算に用いた経費については、平成30年度の決算数値により積算しました。平成31年度は、令和2年2月、3月における新型コロナウイルス感染症対策に係る影響について考慮し、平成30年度の決算数値を用いています。

施設カルテに記載された、平成30年度の「2 コスト関連情報」のうち「運営経費」を用いています。

「運営経費」は、「建物維持管理費」、「運営費」及び「指定管理委託料」の合計額です。

「建物維持管理費」に含むものは、「光熱水費」、「燃料費」、「修繕料」、「建物管理委託費」、「使用料及び賃借料」及び「その他経費」です。

「運営費」に含むものは、「事業運営費」及び「人件費」です。

(2) 再編計画により更新する場合（目標額）

① 将来更新費用

「3－3 再編計画の対象施設」について、再編計画で想定している施設の更新予定をもとに積算しています。

統合（複合化・集約化）に係る施設については、中核となる施設の更新費用に加え、統合（複合化・集約化）される施設のうち、延床面積の最大の施設の更新費用を加算して積算しました。統合（複合化・集約化）される施設が1つの場合は、当該施設の更新費用の2分の1相当を設定しました。

② 維持管理費用

「3－3 再編計画の対象施設」について、再編計画で想定している施設の更新予定をもとに積算しています。

統合（複合化・集約化）に係る施設については、中核となる施設の維持管理費用に加え、統合（複合化・集約化）される施設のうち、延床面積が最大の施設の維持管理費用を加算して積算しました。

統合（複合化・集約化）される施設が1つの場合は、当該施設の維持管理費用の2分の1相当を設定しました。

4 施設類型別の建築系の公共施設の個別施設計画

4-1 施設類型別の建築系の公共施設の個別施設計画の意義

国は、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議（平成29（2017）年3月23日）において、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」の中で、地方公共団体に対して、令和2（2020）年度までのできるだけ早い時期に公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定することを求めていきます。

個別施設計画は、個別施設ごとの老朽化に対する具体的な対応方針を定める計画として、点検診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるものです。

これを踏まえ、この再編計画のうち本章を、「施設類型別の建築系の公共施設の個別施設計画」として、国が求める「個別施設計画」として位置づけます。

4-2 施設類型別の建築系の公共施設の個別施設計画の対象

1 個別施設計画の対象とする施設

「3-3 再編計画の対象施設」のうち、「2 個別施設計画の対象としない施設」を除いた個別施設計画の対象とする建築系の公共施設は、次のとおりとします。

大分類	中分類	細分	施設名	施設数
第1項 学校教育系施設	学校	小学校	第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、第五小学校、第六小学校、第七小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校	10
		中学校	第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校	5
	学校給食センター		学校給食センター、第一学校給食センター、第二学校給食センター	3
	その他の教育施設	サポートルーム	サポートルーム	1
		さわやか教育相談室	さわやか教育相談室	1
第2項 市民文化施設	集会施設	地区会館	奈良橋地区会館、(南街地区会館)、(上北台地区会館)、向原地区会館、清原地区会館、新堀地区会館	6
		地区集会所	芋窪集会所、湖畔集会所、清水集会所、仲原集会所、桜が丘集会所、玉川上水集会所	6
	社会教育・文化施設	図書館	中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館	3
		市民会館	市民会館(ハミングホール)	1
		郷土博物館	郷土博物館	1
		公民館	中央公民館、南街公民館(地区会館)、狹山公民館、蕨敷公民館、上北台公民館(地区会館)	5
		その他の社会教育施設	陶芸小屋	1
第3項 スポーツレクリエーション施設	スポーツ施設	市民プール(更衣室棟)	市民プール(更衣室棟)	1
		市民体育館	市民体育館	1
第4項 産業系施設	市民農園(ファーマーズセンター(管理棟))		市民農園(ファーマーズセンター(管理棟))	1

大分類	中分類	細分類	施設名	施設数
第5項 子育て支援施設	保育園		狹山保育園	1
	児童施設	児童館	ならはし児童館、なんがい児童館、かみきたたい児童館、さくらがおか児童館、むこうはら児童館、きよはら児童館	6
		学童保育所	第一クラブ、第二クラブ、第三クラブ、第四クラブ、第五クラブ、第六クラブ、第七クラブ、第八クラブ、第九クラブ、第十クラブ、桜が丘クラブ	11
	その他子育て支援施設		子ども家庭支援センター	1
第6項 保健・福祉施設	高齢者施設	老人福祉館	老人福祉センター、南街老人福祉館、上北台老人福祉館、向原老人福祉館、清原老人福祉館	5
		老人集会所	芋窪老人集会所	1
		高齢者ほっと支援センターワーク	高齢者ほっと支援センターきよはら	1
		高齢者在宅サービスセンター	高齢者在宅サービスセンターむこうはら、高齢者在宅サービスセンターきよはら	2
		高齢者住宅	ピア芋窪	1
	障害者施設		旧みのり福祉園、やまとあけぼの学園、のぞみ集会所	3
	保健施設		保健センター、休日急患診療所	2
第7項 行政系施設	庁舎等	市役所	市役所庁舎	1
第8項 市民センター	市民センター		奈良橋市民センター、南街市民センター、上北台市民センター、桜が丘市民センター、向原市民センター、清原市民センター	6
第11項 公共住宅	市営住宅		第1団地、第2団地、第3団地、第4団地	4
第16項 その他	その他		シルバーパートナーセンターの建物（貸付建物）、中央地区福祉集会所（社会福祉協議会）（使用許可）	2

※ 太字ゴシック体斜体字の施設は、平成28年度末までに廃止されている施設です。

※ 「第2項 市民文化施設」の「地区会館」のうち、括弧書きの斜体字である地区会館は、同じ建物の公民館に含みます。

2 個別施設計画の対象としない施設

「3－3 再編計画の対象施設」のうち、個別施設計画の対象としない施設とその理由は次のとおりです。

大分類	中分類	細分類	施設名	理由
第2項 市民文化施設	社会教育・文化 施設	文化財・文化施設	(仮称) 郷土美術園、慶性門、旧日立航空機株式会社変電所	①
第7項 行政系施設	保管倉庫		湖畔ストックヤード、生活文化財保存庫、中央ストックヤード	②、③
第9項 消防施設	消防団詰所		第一分団詰所、第二分団詰所、第三分団詰所、第四分団詰所、第五分団詰所、第六分団詰所、第七分団詰所	③
第10項 防災施設	備蓄倉庫		上仲原備蓄庫、奈良橋備蓄庫、蔵敷備蓄庫、市役所地下備蓄庫、市役所総務部倉庫	③
	備蓄コンテナ		第二小学校備蓄コンテナ、第三小学校備蓄コンテナ、第四小学校備蓄コンテナ、第五小学校備蓄コンテナ、第七小学校備蓄コンテナ、第八小学校備蓄コンテナ、第九小学校備蓄コンテナ、第十小学校備蓄コンテナ、第一中学校備蓄コンテナ、第二中学校備蓄コンテナ、第三中学校備蓄コンテナ、第四中学校備蓄コンテナ、第五中学校備蓄コンテナ、市民体育館備蓄コンテナ、清水公園備蓄コンテナ、湖畔集会所備蓄コンテナ、狹山公民館備蓄コンテナ	③
第12項 都市公園	その他公園施設	公園内施設(管理棟、管理事務所)	上仲原公園管理棟、狹山緑地管理事務所	④
第13項 公衆衛生施設	公園内便所		桜が丘市民広場、鹿島公園、中北台公園、芝中中央公園、上仲原公園北側、上上仲原公園南側、新堀公園、狹山緑地西口、狹山緑地アスレチックコース、上北台公園、清原西公園、桜が丘一丁目公園、向原西公園、立野西公園、立野南公園、立野中央公園、桜が丘こども広場、下立野林間こどもひろば、中丸西こども広場、蔵敷東こども広場、立野東公園、清原北公園、清原南公園、向原中央公園 各トイレ	④
	公衆便所		東大和市駅前広場、玉川上水駅前広場	④
第15項 駅前広場	駅前広場(東大和市駅・玉川上水駅)		バス・タクシー上屋(東大和市駅)、バス・タクシー上屋(玉川上水駅)	⑤
第16項 その他	その他		旧第二学童クラブ(貸付建物)、バス上屋(市役所)	⑤、⑥

個別施設計画の対象としない理由

- ① 国登録有形文化財登録及び市史跡登録施設等であるため。
- ② 建物がない施設であるため。
- ③ 保存庫、消防施設、防災施設として、維持することが必要な施設であるため。
- ④ 駅前広場又は公園に付帯する施設として、駅前広場の整備又は公園施設の整備に併せて検討することがふさわしい施設であるため。
- ⑤ 公共交通等の運行等のための施設であるため。
- ⑥ 自治会に貸付けている建物であるため。

4－3 施設類型別の建築系の公共施設の再編の基本的な考え方

建築系の公共施設の再編にあたっては、現在の公共施設の配置、施設の機能を踏まえ、利用形態、機能同士の親和性、利用者サービスや満足度向上の可能性を考慮し、施設再編の優先度を踏まえ検討します。

対象とする施設類型の大分類ごとの基本的な考え方は、下表のとおりです。

施設類型の大分類	基本的な考え方
第1項 学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none">「東大和市立小・中学校再編計画」を踏まえた、小・中学校の建替えや長寿命化改修等の実施に当たっては、他用途の施設との統合（複合化・集約化）などを検討します。小・中学校の更新の際には、附属施設のあり方、地域コミュニティ及び防災機能の観点も踏まえて検討します。
第2項 市民文化施設	<ul style="list-style-type: none">集会、交流の場としての機能を活かし、総量の縮減を図る観点から、親和性の高い同種の施設（地区会館、集会所、公民館、老人福祉館、図書館）の統合（複合化・集約化）を検討します。
第3項 スポーツレクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none">市民体育館及び市民プールは、用地借上料の歳出を削減するため、市有地への移転、建替えを含め、将来の施設のあり方を検討します。
第4項 産業系施設	<ul style="list-style-type: none">ファーマーズセンター（管理棟）については、将来の市民農園の供給量や施設サービスの効果を検証し、将来の施設のあり方を検討します。
第5項 子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none">学童保育所等は、小学校の更新の際は、小学校との統合（複合化・集約化）や同一敷地への併設を検討します。
第6項 保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none">多世代交流を促進するため、高齢者福祉施設と子育て支援施設との統合（複合化・集約化）や、対象や年代を限定しない活動・交流を促進する図書館・公民館等との統合（複合化・集約化）を検討します。
第7項 行政系施設	<ul style="list-style-type: none">防災拠点となる市役所庁舎の建替えを検討します。市の中心部に位置する市役所庁舎敷地を活用して、市民が利用する周辺施設との統合（複合化・集約化）を検討します。
第8項 市民センター	<ul style="list-style-type: none">市民センターは、複数の施設を集約した複合施設ですが、現在の施設の統合（複合化・集約化）や用途変更も含め、検討します。市民の活動の拠点となる建物ですが、長期的には、小・中学校の再編の検討状況を踏まえて、市民センターのあり方について検討します。東京都住宅供給公社住宅（以下「公社住宅」という。）や都営住宅の住宅棟に併設して整備された市民センターは、公社住宅や都営住宅の建替え時に検討します。
第11項 公共住宅	<ul style="list-style-type: none">市営住宅のあり方を整理するとともに、他の施策との連携を図った総合的な運営の方法について検討します。
第16項 その他	<ul style="list-style-type: none">市役所で行う業務との関連を考慮し、市役所庁舎敷地に隣接して建てられた建物として、行政系施設に準じて検討します。

4-4 施設類型別の建築系の公共施設の再編

施設類型別の建築系の公共施設の個別施設計画として、類型別に、「(1) 施設別状況」、「(2) 主な施設の役割」、「(3) 施設の利用状況」、「(4) 主な施設の現状と課題」及び「(5) 施設の具体的な方向性・対策」について、定めました。

各類型別の（1）から（5）までの記載内容は、以下のとおりです。

(1) 施設別状況

施設ごとに次の項目を記載しています。

施設カルテの記載は、平成31年度の利用状況等によるデータを記載しています。

項目名	説明
No.	施設カルテのNo. ※施設の廃止、除却等により、番号が連続しない場合があります。
施設名称	施設カルテの施設名称
延床面積	施設カルテに記載している延床面積
構造	施設カルテに記載している構造種別
建築年度	施設カルテに記載している建築年度
耐用年数	施設カルテに記載している耐用年数
令和2年度残寿命	経過年数と耐用年数の差を建物の残寿命として、令和2（2020）年度における、建築後の経過年数と耐用年数の差を記載しています。 経過年数が耐用年数を超えている場合は、マイナス表記としています。
耐震性	耐震診断及び耐震改修について、施設カルテに記載している耐震性を記載しています。
施設評価 ※施設評価の項目 、指標、評価基準 は下記の表のとおり。	「経過年数」は、耐用年数に対する経過年数の比較をしています。 「利用総数」は、施設カルテにおける施設の中分類ごとの年間利用人数平均値との比較をしています。 「コスト」は、延床面積1m ² あたりのコストです。施設カルテの平成30年度のコスト関連情報により、「総コスト÷延床面積」で求めています。 「交通アクセス」は、鉄道駅からの距離を比較しています。
設備点検等における不具合箇所設備の有無	「建築」、「電気設備」、「衛生設備」、「空調設備」、「消防設備」及び「昇降機」について、包括施設管理業務委託の報告書等により、不具合等が指摘された設備の有無について確認し、不具合箇所がある項目については、「有」と表記しています。

評価基準

項目	指標	評価基準		
		優	標準	劣
		3	2	1
経過年数	経過年数÷耐用年数	0.5未満	0.5以上1.0未満	1.0以上
利用総数	年間利用人数	平均より5%以上上まわる	前年比±5%未満の数値	平均より5%以下下まわる
コスト	延床面積1m ² 当たりのコスト	1m ² 当たりのコスト(円/m ²)	1m ² 当たりのコスト(円/m ²)	1m ² 当たりのコスト(円/m ²)
交通アクセス	鉄道駅からの距離	500m未満	500m以上1km未満	1km以上

(2) 主な施設の役割

施設ごとに、条例及び行政報告書等を基に記載しています。

(3) 施設の利用状況

施設ごとに、施設カルテ及び行政報告書等を基に記載しています。

(4) 主な施設の現状と課題

(1)、(2) 及び (3) の記載を基に、現状と課題を記載しています。

(5) 施設の具体的な方向性・対策

施設ごとに次の項目を記載しています。

項目名	説明
No.	施設カルテのNo. ※施設の廃止、除却等により、番号が連続しない場合があります。
施設名称	施設カルテの施設名称
将来の方向性・対策	「検討」等、実施する項目を記載
計画期間の取組	<p>計画期間として令和3（2021）年度から令和38（2056）年度までを横軸に、表示しています。</p> <p>●：令和2（2020）年度までに耐用年数に到達していることを示す記号。令和3（2021）年度の欄に記載しています。</p> <p>◎：耐用年数到達年度を示す記号。到達する年度の欄に記載しています。</p> <p>◆：建設時から80年が到達する年度を示す記号。到達する年度の欄に記載しています。</p> <p>□○○○□：将来の方向性・対策等の実施期間とその取組を示します。原則として、耐用年数到達年度の前後に、老朽化対策等の検討・対策等を行う期間を設定しています。</p> <p>A：当該施設について、「建替え、改修、統合（複合化）、用途変更」のいずれかを行うための検討及び対策等をすることを示しています。</p> <p>B：当該施設について、「統合（集約化）による移設」を検討及び対策等をすることを示しています。</p> <p>C：当該施設について、「現状維持」をすることを示しています。</p> <p>D：当該施設について、「廃止、除却」の検討及び対策等をすることを示しています。</p> <p>E：「その他（あり方や方針の検討など）」については、当該施設の再編の方向性が、再編計画策定時には未定なものであり、あり方の見直しや方針について検討を行うことを示しています。</p>

1 第1項 学校教育系施設

(1) 施設別状況

No.	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	耐用 年数	令和2年度 残寿命	耐震性		施設評価			設備点検等における不具合箇所の指摘の有無						
							耐震診断	耐震改修	経過 年数	利用 総数	コスト (円/㎡)	交通 アクセス	建築	電気	衛生	空調	消防	昇降機
1	第一小学校	4,840.00	RC、CB、S	1966	47	▲7	実施済	実施済	劣	優	16,660	劣	有	有	有		有	有
2	第二小学校	6,149.00	RC、CB、S	1965	47	▲8	実施済	実施済	劣	優	13,757	標準	有		有		有	有
3	第三小学校	5,603.00	RC、CB、S、W	1966	47	▲7	実施済	実施済	劣	劣	18,373	劣	有	有	有	有	有	
4	第四小学校	5,122.00	RC、CB、S	1967	47	▲6	実施済	実施済	劣	優	17,761	標準	有	有	有	有	有	
5	第五小学校	5,661.00	RC、CB、S	1968	47	▲5	実施済	実施済	劣	優	17,244	劣	有	有	有	有	有	
6	第六小学校	4,982.00	RC、CB、S	1969	47	▲4	実施済	実施済	劣	劣	15,633	劣	有	有	有	有	有	
7	第七小学校	5,577.00	RC、CB、S	1970	47	▲3	実施済	実施済	劣	劣	15,119	優	有		有	有	有	
8	第八小学校	6,165.00	RC、CB、S	1973	47	0	実施済	実施済	標準	優	16,465	標準	有	有	有	有	有	有
9	第九小学校	4,876.00	RC、CB、S	1976	47	3	実施済	実施済	標準	劣	15,408	標準	有	有	有	有	有	
10	第十小学校	5,385.00	RC、CB、S	1979	47	6	実施済	実施済	標準	優	19,433	優	有	有	有		有	
11	第一中学校	6,796.00	RC、CB、S	1968	47	▲5	実施済	実施済	劣	標準	17,272	劣	有		有	有	有	有
12	第二中学校	5,625.00	RC、CB、S	1964	47	▲9	実施済	実施済	劣	劣	14,703	標準	有	有	有		有	有
13	第三中学校	6,519.00	RC、CB、S	1972	47	▲1	実施済	実施済	劣	優	14,363	劣	有	有		有	有	
14	第四中学校	6,129.00	RC、CB、S、W	1975	47	2	実施済	実施済	標準	優	16,496	優	有		有	有	有	
15	第五中学校	6,434.00	RC、CB、S	1981	47	8	対応不要	対応不要	標準	劣	18,291	優	有	有	有	有	有	
16	第一学校給食センター	824.84	SRC	1966	38	▲16	未実施	未実施	劣	一	535	劣						
17	第二学校給食センター	1,059.22	SRC、S	1972	31	▲17	未実施	未実施	劣	一	548	優						
18	学校給食センター	3,913.58	S	2016	31	27	対応不要	対応不要	優	一	124,350	劣		有	有		有	
19	サポートルーム	251.00	S	1970	34	▲3	未実施	未実施	劣	標準	21,929	劣	有					
20	さわやか教育相談室	312.12	RC、CB、S、W	1966	47	▲7	実施済	実施済	劣	標準	28,660	劣						

※「No3 第三小学校」の延床面積は、「No20 さわやか教育相談室」の延床面積を含んでいます。

(2) 主な施設の役割

① 学校（小学校・中学校）

学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の規定に基づく、小学校及び中学校です。児童及び生徒の心身の発達に応じて、義務教育を行っています。

学校教育の場のほかに、平日夜間や休日は、体育館及び校庭を体育運動施設として開放しています。

また、東大和市地域防災計画に基づき、災害時の避難所として位置づけられています。

第三小学校の延床面積は、校内の「さわやか教育相談室」を含んでいます。

② 学校給食センター

学校給食法（昭和29年法律第160号）の目的に従い、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するため、小・中学校全15校に、学校給食を提供しています。

③ サポートルーム

不登校の傾向にある児童及び生徒を対象に、学習指導、生活指導及び進路指導等を行っています。

④ さわやか教育相談室

第三小学校内の部屋を使用しています。市内の幼児、児童及び生徒を対象に、心身の健康、行動、学業及び進路等教育上の問題や悩みに対して、相談業務を行っています。

(3) 施設の利用状況

No.	施設名称	施設利用状況						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
1	第一小学校	児童数（人）	483	461	456	464	474	482
		学級数（クラス）	16	14	14	15	15	16
2	第二小学校	児童数（人）	654	654	681	673	642	640
		学級数（クラス）	19	20	21	21	19	19
3	第三小学校	児童数（人）	279	287	272	293	285	287
		学級数（クラス）	13	12	11	12	13	14
4	第四小学校	児童数（人）	461	459	466	463	439	437
		学級数（クラス）	15	14	15	15	13	13
5	第五小学校	児童数（人）	570	544	521	481	490	497
		学級数（クラス）	17	17	17	15	16	16
6	第六小学校	児童数（人）	318	317	312	321	343	339
		学級数（クラス）	12	12	12	12	12	12
7	第七小学校	児童数（人）	316	312	286	301	285	296
		学級数（クラス）	12	12	12	12	11	12
8	第八小学校	児童数（人）	698	711	710	674	646	637
		学級数（クラス）	20	22	23	21	19	19
9	第九小学校	児童数（人）	271	277	280	284	287	287
		学級数（クラス）	11	13	15	14	15	15
10	第十小学校	児童数（人）	460	480	503	534	571	601
		学級数（クラス）	16	15	16	17	18	20
11	第一中学校	生徒数（人）	478	454	430	458	438	450
		学級数（クラス）	18	16	15	16	15	15
12	第二中学校	生徒数（人）	354	335	328	330	336	339
		学級数（クラス）	11	10	9	10	9	10
13	第三中学校	生徒数（人）	522	524	535	521	496	446
		学級数（クラス）	16	15	15	15	14	14
14	第四中学校	生徒数（人）	552	526	508	520	552	541
		学級数（クラス）	16	15	14	15	15	15
15	第五中学校	生徒数（人）	242	270	283	295	278	277
		学級数（クラス）	10	10	11	13	12	12
16	第一学校給食センター	年間運営日数（日）	205	202	201	—	—	—
17	第二学校給食センター	年間運営日数（日）	205	202	201	—	—	—
18	学校給食センター	年間運営日数（日）	—	—	—	203	202	184
19	サポートルーム	年間利用者数（人）	1,531	2,040	954	776	1,960	1,042
		1日当たり利用者数（人/日）	6	8	3	3	7	4
20	さわやか教育相談室	年間利用者数（人）	769	788	836	817	675	798
		1日当たり利用者数（人/日）	3	3	3	3	3	3

(4) 主な施設の現状と課題

① 学校（小学校・中学校）

小学校は10校あり、総延床面積は、約54,360m²です。全小学校が、昭和55（1980）年度以前に建築されており、築40年以上経過しています。

小学校の児童数は、昭和56（1981）年度の8,129人をピークに、減少傾向が続いている。平成31（2019）年度の児童数は4,503人で、ピーク時と比較して約3,600人少なくなりました。今後も年少人口の減少が続き、児童数の減少傾向は続くことが想定されます。

中学校は5校あり、総延床面積は、約31,500m²です。5校のうち4校が昭和55（1980）年度以前に建築されており、築40年以上経過しています。

中学校の生徒数は、昭和61（1986）年度の3,951人をピークに、減少傾向が続いている。平成31（2019）年度の生徒数は2,053人で、ピーク時と比較して約1,900人少なくなりました。今後も年少人口の減少が続き、生徒数の減少傾向は続くことが想定されます。

のことから、令和2（2020）年7月に、「東大和市立小・中学校再編計画」を策定し、当該計画に即して、小・中学校の適正規模・適正配置に向けた事業を行うこととしています。また、学校施設の再編を考慮しつつ、施設の予防保全はもとより、教育環境の向上等を図ることを目的とする「東大和市学校施設長寿命化計画」の策定に向けて検討が進められています。策定後は、当該計画に即して学校施設の更新を実施することになります。この更新の際には、周辺の建築系の公共施設の統合（複合化・集約化）について検討することなど、地域の中核となる施設として、学校施設、学校敷地を有効に活用することについて、教育委員会と連携し検討します。

② 学校給食センター

学校給食センターは、平成28（2016年）年9月に竣工し、平成29（2017）年4月から稼働しています。令和3（2021）年度には稼働後5年目を迎えることから、安全・安心な学校給食を提供する環境を担保できるように、施設の長期利用を前提に、計画的に設備の修繕や更新について検討します。

③ サポートルーム

サポートルームは、心理的、情緒的、身体的又は社会的な要因・背景により、登校できない児童・生徒の健全育成に配慮した施設整備とスタッフの配置に留意する必要があります。

令和2（2020）年度に、建築後50年を迎える建物を使用していることから、今後、建替えを行う学校への統合（複合化）や、教育センター運営事業として、サポートルームと親和性の高いさわやか教育相談室との統合（集約化）を検討します。

④ さわやか教育相談室

さわやか教育相談室は、市内の幼児、児童及び生徒の教育上の問題や悩みに対して、個別相談に応じ、その健全育成に資することができる施設整備とスタッフの配置に留意する必要があります。さわやか教育相談室は、令和2（2020）年度に、築54年を迎える第三小学校を使用していることから、今後、建替えを行う学校への統合（複合化）や、教育センター運営事業として、さわやか教育相談室と親和性の高いサポートルームとの統合（集約化）を検討します。

(5) 施設の具体的な方向性・対策

No.	施設名称	将来の方向性・対策	計画期間の取組み ◎：耐用年数到達年度 ●：令和2年度までに耐用年数に到達している ◆：建設時から80年を迎える年度																																							
			令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38				
	※計画	東大和市立小・中学校再編計画																																								
	※計画	東大和市学校施設長寿命化計画																																								
1	第一小学校	学校施設長寿命化計画による	●																										◆													
2	第二小学校	学校施設長寿命化計画による	●																									◆														
3	第三小学校	東大和市立小・中学校再編計画による	●																										◆													
4	第四小学校	学校施設長寿命化計画による	●																										◆													
5	第五小学校	東大和市立小・中学校再編計画による	●																											◆												
6	第六小学校	学校施設長寿命化計画による	●																												◆											
7	第七小学校	東大和市立小・中学校再編計画による	●																													◆										
8	第八小学校	学校施設長寿命化計画による	●																																					◆		
9	第九小学校	東大和市立小・中学校再編計画による		◎																																			◆			
10	第十小学校	学校施設長寿命化計画による			◎																																					
11	第一中学校	学校施設長寿命化計画による	●																													◆										
12	第二中学校	学校施設長寿命化計画による	●																												◆											
13	第三中学校	学校施設長寿命化計画による	●																														◆									
14	第四中学校	学校施設長寿命化計画による		◎																																			◆			
15	第五中学校	学校施設長寿命化計画による							◎																																	
16	第一学校給食センター	跡地利活用	●	跡地利活用																																			◆			
17	第二学校給食センター	跡地利活用	●	跡地利活用																																			◆			
18	学校給食センター	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																													◎									A		
19	サポートルーム	B 統合（集約化）による移設の検討	●																																				◆			
20	さわやか教育相談室	B 統合（集約化）による移設の検討	●																													◆										

A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討

B 統合（集約化）による移設の検討

C 現状維持

D 廃止、除却の検討

E その他（あり方や方針の検討など）

2 第2項 市民文化施設

(1) 施設別状況

No.	施設名称	延床面積 (m ²)	構造	建築 年度	耐用 年数	令和2年度 残寿命	耐震性		施設評価				設備点検等における不具合箇所の指摘の有無					
							耐震診断	耐震改修	経過 年数	利用 総数	コスト (円/m ²)	交通 アクセス	建築	電気	衛生	空調	消防	昇降機
21	奈良橋地区会館	618.97	RC、LGS	1984	50	14	対応不要	対応不要	標準	優	3,337	劣						
22	向原地区会館	283.49	RC	2000	50	30	対応不要	対応不要	優	優	7,386	標準			有			
23	清原地区会館	418.30	RC	2006	50	36	対応不要	対応不要	優	優	8,664	劣						
24	新堀地区会館	622.21	RC	1987	50	17	対応不要	対応不要	標準	劣	24,438	劣	有			有		有
25	芋窪集会所	134.98	LGS	1993	27	0	対応不要	対応不要	標準	劣	39,988	標準	有					
26	湖畔集会所	160.08	LGS	1996	27	3	対応不要	対応不要	標準	優	39,749	劣						
27	清水集会所	137.04	LGS	1986	27	▲7	対応不要	対応不要	劣	劣	43,703	優	有					
28	仲原集会所	179.22	LGS	1994	27	1	対応不要	対応不要	標準	劣	30,738	劣	有					
29	桜が丘集会所	725.44	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	—	優						
30	玉川上水集会所	84.46	W	2013	22	15	対応不要	対応不要	優	劣	55,192	優						
31	中央図書館	2,690.00	RC	1983	50	13	対応不要	対応不要	標準	優	86,009	劣	有	有		有		有
32	桜が丘図書館	353.00	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	82,023	優						
33	清原図書館	530.00	RC	2006	50	36	対応不要	対応不要	優	劣	56,507	劣						
34	市民会館 (ハミングホール)	9,375.82	RC	2000	50	30	対応不要	対応不要	優	劣	22,248	標準						
35	郷土博物館	2,856.49	RC	1993	50	23	対応不要	対応不要	優	優	39,958	劣	有	有	有	有	有	有
39	中央公民館	2,169.13	RC	1974	50	4	実施済	実施済	標準	優	37,845	標準	有	有		有		有
40	南街公民館	540.03	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	34,396	標準						
41	狹山公民館	597.62	RC	1976	50	6	実施済	対応不要	標準	劣	60,833	標準	有			有		
42	蔵敷公民館	549.80	RC	1978	50	8	実施済	対応不要	標準	劣	49,024	標準	有			有		
43	上北台公民館	571.85	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	34,686	優						
44	陶芸小屋	20.70	LGS	1993	24	▲3	対応不要	対応不要	劣	劣	9,853	劣						

(2) 主な施設の役割

① 地区会館

地区会館は「東大和市立学習等供用施設条例（昭和60年条例第11号）」に基づき、6館設置されています。このうち、南街地区会館及び上北台地区会館は、同条例第13条において「東大和市立南街地区会館及び東大和市立上北台地区会館を公民館の用に供するときは、この条例にかかわらず、東大和市立公民館条例（昭和49年条例第28号）を適用する。」としていることから、⑥の公民館の項にまとめています。市民の学習、集会及びレクリエーションの場を提供しています。

② 地区集会所

地区集会所は「東大和市立地区集会所条例（昭和61年条例第21号）」に基づき、6か所設置されています。地域の学習活動、自治会活動、老人会活動の場を提供しています。

③ 図書館

図書館は、「図書館法（昭和25年法律第118号）」に基づく図書館として、「東大和市立図書館条例（昭和52年条例第11号）」に基づき、中央館1館、地区館2館が設置されています。

一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的に、図書館資料を収集・整理・保存し、貸出しを行うほか、調査研究に対する援助等を行っています。

④ 市民会館

市民会館は、「東大和市民会館条例（平成12年条例第49号）」に基づき、市民の芸術文化活動の振興を図るために設置しています。

⑤ 郷土博物館

郷土博物館は、「博物館法（昭和26年法律第285号）」に基づく博物館として、「東大和市立郷土博物館条例（平成6年条例第16号）」に基づき設置されています。市民の教育、学術、及び文化的な発展に寄与するため、調査・研究、市民の生涯学習の場としての役割を担っています。企画展示やロビー展示、プラネタリウムの投影や自然観察会・講座の開催などの教育普及活動等を行っています。

⑥ 公民館

公民館は、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく公民館として、「東大和市立公民館

条例（昭和49年条例第28号）に基づき、中央館1館、地区館4館が設置されています。市民を対象に各種講座等が開催され、また、市民のグループ活動で利用できます。

なお、宗教の布教活動、営利を目的とした活動、市外の団体等は利用できません。

⑦ その他の社会教育施設

陶芸小屋は、奈良橋市民センターの敷地内に設置され、蔵敷公民館が管理しています。陶芸窯を備え、陶芸活動を行う市民グループで利用できます。

(3) 施設の利用状況

No.	施設名称	施設利用状況						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	
21	奈良橋地区会館	年間利用者数(人)	25,230	24,278	22,697	23,284	22,186	
		1日当たり利用者数(人)	83	80	74	76	72	
		利用率(%)	48	49	51	54	53	
22	向原地区会館	年間利用者数(人)	28,159	26,673	27,086	24,668	26,134	
		1日当たり利用者数(人)	92	87	88	80	85	
		利用率(%)	64	63	67	64	70	
23	清原地区会館	年間利用者数(人)	24,103	24,657	26,762	28,901	29,254	
		1日当たり利用者数(人)	79	80	87	94	95	
		利用率(%)	63	61	63	66	67	
24	新堀地区会館	年間利用者数(人)	16,280	15,823	15,264	13,974	14,576	
		1日当たり利用者数(人)	54	52	50	46	47	
		利用率(%)	42	41	38	38	41	
25	芋窪集会所	年間利用者数(人)	12,816	13,146	11,009	10,555	10,340	
		1日当たり利用者数(人)	36	37	31	29	29	
		利用率(%)	51	48	48	46	44	
26	湖畔集会所	年間利用者数(人)	19,494	18,221	17,908	17,035	17,186	
		1日当たり利用者数(人)	54	51	50	47	48	
		利用率(%)	71	66	71	70	73	
27	清水集会所	年間利用者数(人)	7,341	7,012	7,718	7,056	6,656	
		1日当たり利用者数(人)	20	19	21	20	19	
		利用率(%)	33	33	37	32	31	
28	仲原集会所	年間利用者数(人)	9,697	8,449	9,106	8,664	7,663	
		1日当たり利用者数(人)	27	23	25	24	21	
		利用率(%)	47	46	47	46	41	
29	桜が丘集会所	年間利用者数(人)	16,325	16,115	18,143	17,500	16,513	
		1日当たり利用者数(人)	46	445	51	49	46	
		利用率(%)	64	64	70	69	68	
30	玉川上水集会所	年間利用者数(人)	1,886	2,981	3,498	3,766	3,723	
		1日当たり利用者数(人)	5	8	10	10	10	
		利用率(%)	21	31	36	35	39	
31	中央図書館	年間貸出者数(人)	123,189	125,021	122,342	119,004	118,397	
		1日当たり貸出者数(人)	445	453	447	433	426	
32	桜が丘図書館	年間貸出者数(人)	35,060	35,455	35,992	36,496	35,543	
		1日当たり貸出者数(人)	125	127	130	131	127	
33	清原図書館	年間貸出者数(人)	38,030	38,680	37,322	36,717	35,868	
		1日当たり貸出者数(人)	160	163	160	157	151	
34	市民会館 (ハミングホール)	年間利用件数(件)	3,557	3,658	3,531	3,656	3,791	
		稼働率(%)	57	58	55	59	61	
35	郷土博物館	年間入館者数(人)	50,935	50,355	51,207	49,512	53,588	
		1日当たり入館者数(人)	172	168	174	168	180	
39	中央公民館	年間利用者数(人)	100,672	113,486	105,118	104,250	108,301	
		1日当たり利用者数(人)	329	369	344	341	354	
		年間利用件数(件)	6,350	6,643	6,813	6,739	6,920	
		利用率(%)	63	65	67	67	69	
		年間利用者数(人)	35,561	34,623	33,293	31,126	32,243	
40	南街公民館	1日当たり利用者数(人)	116	112	109	102	105	
		年間利用件数(件)	3,237	3,210	3,162	3,131	3,245	
		利用率(%)	71	70	69	69	71	
41	狹山公民館	年間利用者数(人)	19,924	17,584	17,822	15,191	16,472	
		1日当たり利用者数(人)	65	57	58	50	54	
		年間利用件数(件)	2,188	2,079	2,146	1,974	2,155	
		利用率(%)	48	45	47	43	47	
42	蕨敷公民館	年間利用者数(人)	22,585	22,279	22,307	20,807	22,304	
		1日当たり利用者数(人)	74	72	73	73	73	
		年間利用件数(件)	2,297	2,303	2,305	2,145	2,189	
		利用率(%)	63	63	63	58	60	
43	上北台公民館	年間利用者数(人)	28,101	27,771	29,069	26,746	26,434	
		1日当たり利用者数(人)	92	90	96	88	87	
		年間利用件数(件)	2,805	2,938	2,851	2,830	3,013	
		利用率(%)	61	64	63	62	66	
44	陶芸小屋	年間利用者数(人)	120	76	86	214	89	
		年間素焼回数(回)	8	8	8	8	9	
		年間本焼回数(回)	10	10	9	9	7	

(4) 主な施設の現状と課題

① 地区会館

地区会館の延床面積は、全体で約 1,943 m²です。奈良橋地区会館と新堀地区会館は、建築後 30 年以上経過しています。

地区会館の利用率は、50%台から 70%台まで分布していますが、新堀地区会館は、40%前後で推移しており、他の 3 施設と比較してやや低くなっています。新堀地区会館は、清原地区会館と近接して設置されていることから、施設及び設備の老朽化、利用状況及び費用対効果を踏まえ、施設の統合（複合化・集約化）を検討します。

また、都営住宅の住宅棟に併設して整備された市民センター内にある地区会館は、市民センターの建物単位の改修や、都営住宅建替え時に、その対応を検討します。

② 地区集会所

地区集会所の延床面積は、全体で約 1,421 m²です。玉川上水集会所を除く集会所は、建築後 20 年以上経過しています。そのため、設備の故障等が増加傾向にあります。

桜が丘市民センター内にある桜が丘集会所を除いた地区集会所は、年間約 400 万円の施設管理委託料を、集会所ごとに支出しています。地区集会所の利用率は、70%前後で推移している湖畔集会所及び桜が丘集会所を除き、50%未満となっています。このことから、地区集会所については施設及び設備の老朽化、利用状況及び費用対効果を踏まえ、施設の統合（複合化・集約化）を検討することが必要です。特に、清水集会所は、利用率が 30%台前半で推移していること、老朽化の状況を踏まえ、早期の検討が必要です。

また、公社住宅の住宅棟に併設して整備された市民センター内にある地区集会所は、市民センターの建物単位の改修や、公社住宅建替え時に、その対応を検討します。

③ 図書館

中央図書館は、延床面積が 2,690 m²で中心館としての役割を果たしていますが、建築から 35 年以上経過しています。令和 2(2020) 年度には、外壁改修工事が施工されました。各種設備については、事後保全で対応しています。

中央図書館は、各種設備等の不具合の発生や更新の必要性を考慮し、大規模修繕や建替えについて検討します。

また、公社住宅や都営住宅の住宅棟に併設して整備された市民センター内にある地区館は、市民センターの建物単位の改修や、公社住宅等建替え時に、その対応を検討します。

④ 市民会館

市民会館は、延床面積が 9,376 m²の大規模な施設で、建築から 20 年が経過しました。施設及び各種設備の老朽化も見られるため、計画的に効率的な管理・予防保全を行うことが必要です。

また、東京都から借用している用地に建設しており、用地借上料として年間約 1,100 万円を支出しています。

短期的には、改修等の検討を行い、長期的には、都営住宅の住宅棟に併設して整備された市民会館は、都営住宅建替え時に、その対応を検討します。

⑤ 郷土博物館

郷土博物館は、建築から 20 年以上が経過しました。施設及び各種設備の老朽化も見られるため、計画的に効率的な予防保全のための改修を検討します。

⑥ 公民館

中央公民館は、延床面積 2,169 m²で中央館としての役割を果たしていますが、建築から 40 年以上経過しています。狭山公民館及び蔵敷公民館も建築から 40 年以上経過しており、公民館全体の延床面積の 75%が建築から 40 年以上経過した建物です。

平成 26（2014）年度以降、公民館の利用率は、概ね 60%～70%で推移していますが、狭山公民館のみ 40%台の利用率となっています。

また、狭山公民館は、狭山公民館事業費の約 4 割を年間約 560 万円の用地借上料が占めている

ことから、早期に費用対効果について検証します。

公民館は、施設及び各種設備の老朽化も見られるため、建替えや大規模改修だけでなく、利用状況等を踏まえ、統合（複合化・集約化）についても検討します。

なお、市民センター内にある地区館は、市民センターの建物単位の改修や建替え時に、その対応を検討します。

⑦ その他の社会教育施設

陶芸窯を備えた陶芸小屋は、陶芸活動を行う市民団体の使用する施設です。平成 26（2014）年度以降、素焼及び本焼の利用回数は、年間合計で 20 回以下となっています。陶芸窯及び陶芸小屋は、耐用年数を過ぎており、利用頻度も低いことから、廃止、除却について検討します。

(5) 施設の具体的な方向性・対策

No.	施設名称	将来の方向性・対策	計画期間の取組み			◎：耐用年数到達年度												●：令和2年度までに耐用年数に到達している																							
			令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38			
21	奈良橋地区会館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討													◎																										
22	向原地区会館	E その他																													◎	E									
23	清原地区会館	E その他																																	◎	E					
24	新堀地区会館	B 統合（集約化）による移設の検討																	◎																						
25	芋窪集会所	B 統合（集約化）による移設の検討	●																																						
26	湖畔集会所	B 統合（集約化）による移設の検討		◎																																					
27	清水集会所	B 統合（集約化）による移設の検討	●																																						
28	仲原集会所	B 統合（集約化）による移設の検討	◎																																						
29	桜が丘集会所	E その他																												◎	E										
30	玉川上水集会所	E その他																												◎	E										
31	中央図書館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討														◎																									
32	桜が丘図書館	E その他																												◎	E										
33	清原図書館	E その他																															◎	E							
34	市民会館 (ハミングホール)	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討 E その他															◎																								
35	郷土博物館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																													◎										
39	中央公民館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討		◎																																					
40	南街公民館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討			◎																										◎										
41	狭山公民館	B 統合（集約化）による移設の検討				◎																																			
42	蕨敷公民館	B 統合（集約化）による移設の検討					◎																																		
43	上北台公民館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討						◎																						◎											
44	陶芸小屋	D 廃止、除却の検討	●																																						

A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討

B 統合（集約化）による移設の検討

C 現状維持

D 廃止、除却の検討

E その他（あり方や方針の検討など）

D ※使用不可能の時点で廃止

3 第3項 スポーツレクリエーション施設

(1) 施設別状況

No.	施設名称	延床面積 (m ²)	構造	建築 年度	耐用 年数	令和2年度 残寿命	耐震性		施設評価				設備点検等における不具合箇所の指摘の有無					
							耐震診断	耐震改修	経過 年数	利用 総数	コスト (円/m ²)	交通 アクセス	建築	電気	衛生	空調	消防	昇降機
52	市民プール (更衣室棟)	499.32	RC	1984	50	14	対応不要	対応不要	標準	優	18,852	標準	有					
(参考)	市民プール	5,300.00																
53	市民体育館	4,907.79	SRC	1987	50	17	対応不要	対応不要	標準	優	30,459	標準	有					

(2) 主な施設の役割

① 市民プール

市民プールは、「東大和市体育施設等に関する条例（平成5年条例第34号）」に基づき設置されています。

市民プールには、更衣室棟のほか、大人も子どもも楽しめるように、流水プール、25mプール、幼児用プール、スライダープール及びスライダー（2連）を備え、毎年7月中旬から8月末日までにかけて開設しています。

② 市民体育館

市民体育館は、「東大和市体育施設等に関する条例（平成5年条例第34号）」に基づき設置されています。

市民の健康増進のために、第一体育室、第二体育室、第三体育室、トレーニング室、保育室及びランニング走路を備え、個人及び団体の利用に提供しています。また、各種教室等を開催しています。

(3) 施設の利用状況

No.	施設名称	施設利用状況						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
52	市民プール (更衣室棟)	年間運営日数（日）	51	52	54	55	51	51
		年間利用者数（人）	44,073	46,017	45,334	44,518	48,203	45,330
		1日当たり利用者数（人）	864	885	840	809	945	889
53	市民体育館	(団体) 体育室年間使用件数（件）	5,684	5,675	5,865	5,737	5,531	5,284
		年間利用率 (使用件数/使用可能件数) (%)	72.3	73.4	73.7	70.0	72.0	72.9
		(個人) 年間利用者数（人）	56,094	63,550	69,863	70,517	71,314	66,180

(4) 主な施設の現状と課題

① 市民プール

建設から30年以上が経過した屋外施設であることから、隣接する市民体育館と合わせて、改修や建替えだけでなく、東京都から借用している用地に建設していることから、市有地への移設も含めて検討します。

② 市民体育館

東京都から借用している用地に建設しており、用地借上料は、市民プール用地と合わせて年間約1,200万円を支出しています。

市民体育館は、建設から30年以上が経過しています。隣接する市民プールと合わせて、改修や建替えだけでなく、東京都から借用している用地に建設していることから、市有地への移設も含めて検討します。

(5) 施設の具体的な方向性・対策

No.	施設名称	将来の方向性・対策	計画期間の取組み ◎：耐用年数到達年度 ●：令和2年度までに耐用年数に到達している																																		
			令和 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
52	市民プール (更衣室棟)	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																◎																			
53	市民体育館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																	◎																		

A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討
B 統合（集約化）による移設の検討
C 現状維持
D 廃止、除却の検討
E その他（あり方や方針の検討など）

4 第4項 産業系施設

(1) 施設別状況

No.	施設名称	延床面積 (m ²)	構造	建築 年度	耐用 年数	令和2年度 残寿命	耐震性		施設評価				設備点検等における不具合箇所の指摘の有無						
							耐震診断	耐震改修	経過 年数	利用 総数	コスト (円/m ²)	交通 アクセス	建築	電気	衛生	空調	消防	昇降機	
56	ファーマーズセンターセンター(管理棟)	250.08	S	1993	38	11	対応不要	対応不要	標準	優	35,733	標準	有						

(2) 主な施設の役割

① ファーマーズセンター（管理棟）

ファーマーズセンター（管理棟）は、「東大和市市民農園条例（平成5年条例第22号）」に基づき設置された市民農園「東大和ファーマーズセンター」に備える施設として、「東大和市市民農園条例施行規則（平成5年規則第9号）」に基づき設置されています。「東大和ファーマーズセンター（農園）」に隣接した建物で、実習室、便所等を備えています。夏季は午前8時30分から午後5時30分まで、冬季は午前9時から午後5時まで利用できる施設です。

(3) 施設の利用状況

No.	施設名称	施設利用状況							
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	
56	ファーマーズセンター(管理棟)	年間利用者数（人）	366	431	713	867	863	697	
		年間利用件数（件）	18	22	35	40	23	22	

(4) 主な施設の現状と課題

① ファーマーズセンター（管理棟）

年間300日以上が利用できる日とされています。管理委託料として年間約280万円が支出されていますが、(年間利用者数÷年間利用日数)により、1日当たりの利用者数を求めるとき、平成26年度以降、1~3人で推移しています。有効活用を含めて、施設のあり方について検討することが必要です。

(5) 施設の具体的な方向性・対策

No.	施設名称	将来の方向性・対策	計画期間の取組み ◎：耐用年数到達年度 ●：令和2年度までに耐用年数に到達している																																		
			令和 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
56	ファーマーズセンター(管理棟)	E その他															◎																				

A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討
B 統合（集約化）による移設の検討
C 現状維持
D 廃止、除却の検討
E その他（あり方や方針の検討など）

5 第5項 子育て支援施設

(1) 施設別状況

No.	施設名称	延床面積 (m ²)	構造	建築 年度	耐用 年数	令和2年度 残寿命	耐震性		施設評価				設備点検等における不具合箇所の指摘の有無					
							耐震診断	耐震改修	経過 年数	利用 総数	コスト (円/m ²)	交通 アクセス	建築	電気	衛生	空調	消防	昇降機
61	狹山保育園	670.40	RC、S	1973	47	0	実施済	実施済	標準	標準	394,744	標準	有					
62	ならはし児童館	347.92	RC,LGS	1984	50	14	対応不要	対応不要	標準	優	69,706	劣						
63	なんがい児童館	298.88	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	標準	75,170	標準						
64	かみきただい児童館	439.59	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	優	38,227	優						
65	さくらがおか児童館	315.69	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	優	58,099	優						
66	むこうはら児童館	541.32	RC	2000	50	30	対応不要	対応不要	優	優	32,844	標準						
67	きよはら児童館	442.52	RC	1978	47	5	実施済	対応不要	標準	優	45,970	劣	有	有		有		
68	学童保育所第一クラブ	117.17	RC、LGS	1984	50	14	対応不要	対応不要	標準	劣	365,946	劣						
69	学童保育所第二クラブ	80.92	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	329,101	標準						
70	学童保育所第三クラブ	82.23	RC	1978	47	5	実施済	対応不要	標準	劣	323,841	劣				有		
71	学童保育所第四クラブ	120.07	RC	2004	34	18	対応不要	対応不要	優	劣	247,851	標準	有					
72	学童保育所第五クラブ	132.13	RC	2000	50	30	対応不要	対応不要	優	劣	214,258	標準						
73	学童保育所第六クラブ	82.23	RC	1978	47	5	実施済	対応不要	標準	劣	352,370	劣						
74	学童保育所第七クラブ	119.24	S	2007	34	11	対応不要	対応不要	優	劣	247,026	優	有					
75	学童保育所第八クラブ	119.24	S	2005	34	19	対応不要	対応不要	優	劣	271,782	標準	有	有				
76	学童保育所第九クラブ	164.03	S	1980	34	▲6	未実施	未実施	劣	劣	181,008	標準	有					
77	学童保育所第十クラブ	132.26	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	218,966	優						
78	学童保育所桜が丘クラブ	118.70	S	2012	33	25	対応不要	対応不要	優	劣	257,532	優						
79	子ども家庭支援センター	449.01	RC	1985	50	15	対応不要	対応不要	標準	標準	166,658	標準		有				

(2) 主な施設の役割

① 狹山保育園

狹山保育園は、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に基づく保育所で、「東大和市立保育園設置条例（昭和42年条例第17号）」に基づき設置されています。

市立の認可保育所として、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童で保育を必要とするものを保育しています。

② 児童館

児童館は、「東大和市立児童館条例（昭和51年条例第42号）」に基づき、6館設置されています。

幼児及び児童の健康を増進し、又は情操を豊かにするために、幼児及び児童の自由な活動や遊びなどの拠点となる場です。

③ 学童保育所

学童保育所は、「東大和市立学童保育所条例（平成10年条例第28号）」に基づき、昼間留守家庭において、保護者の適切な監護を受けられない小学校に就学している児童の安全確保及び健全育成を図るために11か所、設置しています。

④ 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、「東大和市子ども家庭支援センターライフ（平成16年条例第24号）」に基づき設置しています。子ども（18歳未満の者）及びその家庭に対し、子ども及びその家庭に関する相談その他の支援を行っています。

また、一時預かり事業や子育てひろば事業など子育て支援サービスを提供しています。

(3) 施設の利用状況

No.	施設名称	施設利用状況						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
61	狹山保育園	入園児数（人）	93	96	92	84	81	92
		入園率（入園児数／入園児定員）（%）	89	91	88	80	77	88
62	ならはし児童館	年間利用者数（人）	27,870	28,037	28,507	27,303	26,279	24,739
		1日当たり利用者数（人）	95	96	98	85	90	85
63	なんがい児童館	年間利用者数（人）	22,528	24,254	26,594	26,514	25,070	25,020
		1日当たり利用者数（人）	77	83	91	91	86	86
64	かみきただい児童館	年間利用者数（人）	24,312	24,773	24,608	24,506	22,765	20,332
		1日当たり利用者数（人）	84	87	85	85	80	70
65	さくらがおか児童館	年間利用者数（人）	23,635	23,408	23,762	22,287	21,646	18,666
		1日当たり利用者数（人）	82	81	83	77	75	64
66	むこうはら児童館	年間利用者数（人）	32,350	30,119	28,873	29,046	30,619	27,783
		1日当たり利用者数（人）	112	104	100	102	106	95
67	きよはら児童館	年間利用者数（人）	26,198	27,265	27,789	27,790	24,164	22,049
		1日当たり利用者数（人）	89	93	95	75	82	82
68	学童保育所第一クラブ	在籍児童数（人）	72	72	72	72	71	71
		入所率（在籍児童数／入所定数）（%）	100	100	100	100	99	80.7
		出席率（%）	63.6	64.9	63.6	63.6	61.7	60.1
69	学童保育所第二クラブ	在籍児童数（人）	58	55	52	55	54	55
		入所率（在籍児童数／入所定数）（%）	100	100	95	100	98	100.0
		出席率（%）	65.1	61.3	64.6	64.6	59.5	66.2
70	学童保育所第三クラブ	在籍児童数（人）	38	54	47	53	42	37
		入所率（在籍児童数／入所定数）（%）	69	98	85	96	76	67.3
		出席率（%）	59.9	57.0	57.2	57.2	59.8	55.0
71	学童保育所第四クラブ	在籍児童数（人）	80	80	75	80	71	67
		入所率（在籍児童数／入所定数）（%）	100	100	94	100	99	93.1
		出席率（%）	57.8	57.4	58.7	58.7	60.0	61.3
72	学童保育所第五クラブ	在籍児童数（人）	67	68	77	80	80	78
		入所率（在籍児童数／入所定数）（%）	93	91	96	100	100	97.5
		出席率（%）	61.0	60.0	60.6	60.0	63.7	60.8
73	学童保育所第六クラブ	在籍児童数（人）	47	41	50	72	55	54
		入所率（在籍児童数／入所定数）（%）	85	75	91	100	100	98.2
		出席率（%）	56.0	54.3	53.6	53.6	56.0	51.6
74	学童保育所第七クラブ	在籍児童数（人）	51	58	48	54	71	73
		入所率（在籍児童数／入所定数）（%）	71	81	67	98	99	101.4
		出席率（%）	67.2	64.7	65.1	65.1	64.5	62.5
75	学童保育所第八クラブ	在籍児童数（人）	72	69	74	64	70	60
		入所率（在籍児童数／入所定数）（%）	100	96	96	89	100	100.0
		出席率（%）	61.3	58.9	59.4	58.5	61.1	57.3
76	学童保育所第九クラブ	在籍児童数（人）	52	64	58	77	61	64
		入所率（在籍児童数／入所定数）（%）	72	89	81	100	85	97.0
		出席率（%）	64.9	66.5	64.1	64.1	64.7	62.6
77	学童保育所第十一クラブ	在籍児童数（人）	63	75	72	67	75	56
		入所率（在籍児童数／入所定数）（%）	88	100	94	93	100	74.7
		出席率（%）	61.7	59.2	59.5	59.5	58.8	59.0
78	学童保育所桜が丘クラブ	在籍児童数（人）	68	69	68	77	72	73
		入所率（在籍児童数／入所定数）（%）	97	96	94	100	100	100.0
		出席率（%）	57.4	58.4	57.7	57.7	59.5	59.6
79	子ども家庭支援センター	年間利用者数（人）	6,600	6,383	6,498	6,919	7,965	7,980
		1日当たり利用者数（人）	23	22	22	24	27	28

(4) 主な施設の現状と課題

① 狹山保育園

昭和 48（1973）年度に建築してから 47 年が経過していることから、施設、設備の老朽化が進行しています。

平成 25（2013）年度以降の入園児定員に対する入園児数の比率は、概ね 80%～90%で推移しています。

年齢別にみると、3歳児以上で定員割れが続いていることや、令和 3（2021）年度に築 48 年を迎えることから、そのあり方について検討します。

② 児童館

児童館 6 館の、合計延床面積は約 2,400 m²ですが、建築から 30 年以上経過した建物の延床面積は約 33%を占めます。

児童館は、乳幼児や児童の自由な活動や遊びの場として機能していますが、今後の年少人口の減少を考慮すると、現状のままの運営を続けた場合、1 施設当たりの利用者数の減少が予想されます。

きよはら児童館以外の 5 つの児童館は、市民センターという複合施設に設置されていますが、市民センター内の他の機能との連携をさらに深めることで、児童の健全育成と乳幼児の子育て支援の場の維持や効果の向上を図ることが必要です。

なお、市民センター内にある児童館は、市民センターの建物の老朽化が進行していることから、市民センターの建物単位での改修等を検討します。

③ 学童保育所

昭和 39（1964）年に最初の学童保育所を設置して以来、市が運営を行ってきましたが、令和 2（2020）年度から、運営を民間事業者に委託しています。

学童保育所 11 か所の合計延床面積は約 1,300 m²ですが、建築から 30 年以上が建物の延床面積は約 27%を占めます。

学童保育所第三学童クラブは、令和 3（2021）年度に当市では初となる学校内学童保育所として、第三小学校内に移設します。

中長期的には、小学校の更新の際に、小学校への統合（複合化）について、教育委員会と連携を図り検討します。

小学校に統廃合の計画がある場合は、該当する学童保育所も統廃合していくことを検討します。

④ 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターの建物は、昭和 60（1985）年度に、東京都が地域の保健衛生の拠点として開設した東大和保健相談所の建物を使用しており、建築から 35 年が経過しています。

中長期的な老朽化対策としては、単独での建替えは行わず、周辺の建築系の公共施設の大規模改修や建替えの時期をとらえて、統合（複合化）を検討します。

(5) 施設の具体的な方向性・対策

No.	施設名称	将来の方向性・対策	計画期間の取組み◎：耐用年数到達年度 ●：令和2年度までに耐用年数に到達している																																					
			令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38		
61	狹山保育園	E その他	●																																					
62	ならはし児童館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																◎																						
63	なんがい児童館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																	◎																					
64	かみきただい児童館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																		◎																				
65	さくらがおか児童館	E その他																			◎																			
66	むこうはら児童館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討 E その他																																						
67	きよはら児童館	B 統合（集約化）による移設の検討							◎																															
68	学童保育所第一クラブ	B 統合（集約化）による移設の検討																	◎																					
69	学童保育所第二クラブ	B 統合（集約化）による移設の検討																		◎																				
70	学童保育所第三クラブ	B 統合（集約化）による移設の検討																			◎																			
71	学童保育所第四クラブ	B 統合（集約化）による移設の検討																			◎																			
72	学童保育所第五クラブ	B 統合（集約化）による移設の検討																				◎																		
73	学童保育所第六クラブ	B 統合（集約化）による移設の検討																					◎																	
74	学童保育所第七クラブ	B 統合（集約化）による移設の検討																						◎																
75	学童保育所第八クラブ	B 統合（集約化）による移設の検討																						◎																
76	学童保育所第九クラブ	B 統合（集約化）による移設の検討	●																																					
77	学童保育所第十クラブ	B 統合（集約化）による移設の検討																																						
78	学童保育所桜丘クラブ	C 現状維持	C																																					
79	子ども家庭支援センター	B 統合（集約化）による移設の検討																																						

A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討

B 統合（集約化）による移設の検討

C 現状維持

D 廃止、除却の検討

E その他（あり方や方針の検討など）

6 第6項 保健・福祉施設

(1) 施設別状況

No.	施設名称	延床面積 (m ²)	構造	建築 年度	耐用 年数	令和2年度 残寿命	耐震性		施設評価				設備点検等における不具合箇所の指摘の有無					
							耐震診断	耐震改修	経過 年数	利用 総数	コスト (円/m ²)	交通 アクセス	建築	電気	衛生	空調	消防	昇降機
80	老人福祉センター	621.61	RC、LGS	1984	50	14	対応不要	対応不要	標準	劣	3,304	劣						
81	南街老人福祉館	245.27	LGS	1969	27	▲24	未実施	未実施	劣	劣	19,400	標準	有					
82	上北台老人福祉館	372.82	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	446	優						
83	向原老人福祉館	226.76	RC	2000	50	30	対応不要	対応不要	優	劣	7,204	標準						
84	清原老人福祉館	427.20	RC	2006	50	36	対応不要	対応不要	優	劣	2,146	劣						
85	芋窪老人集会所	82.59	LGS	1999	27	6	対応不要	対応不要	標準	劣	19,205	劣	有					
86	高齢者ほっと支援センターきよはら	41.10	SRC	2002	50	32	対応不要	対応不要	優	優	582,482	劣	有					
87	高齢者在宅サービスセンターむこうはら	603.28	RC	1999	50	29	対応不要	対応不要	優	優	34,828	標準	有					
88	高齢者在宅サービスセンターきよはら	722.60	SRC	2002	50	32	対応不要	対応不要	優	優	23,231	劣	有					
89	高齢者住宅ピア芋窪	599.28	RC	1993	47	20	対応不要	対応不要	標準	一	24,069	標準	有					有
90	みのり福祉園	1,205.08	S、LGS	1983	38	1	対応不要	対応不要	標準	劣	9,060	標準	有	有				
91	やまとあけぼの学園	272.98	CB、S、LGS	1972	38	▲10	未実施	未実施	優	劣	317,996	標準	有					
92	のぞみ集会所	199.28	CB、LGS	1978	27	2016年度撤去	—	—	—	—	—	—						
93	保健センター	620.78	S	2007	38	25	対応不要	対応不要	優	優	1,121,547	劣	有					
94	休日急患診療所	264.18	S	2002	38	20	対応不要	対応不要	優	劣	97,892	標準	有					

(2) 主な施設の役割

① 老人福祉センター・老人福祉館

「東大和市立老人福祉施設条例（昭和60年条例第4号）」に基づき、老人福祉センター1か所、老人福祉館4館を設置しています。老人福祉センターには教養娯楽室、図書室及び浴室（お風呂）、老人福祉館には教養娯楽室、集会室及び浴室（お風呂）（ただし、南街老人福祉館は教養娯楽室と浴室（お風呂））を備え、市内に居住する60歳以上の方及び原則として市内に居住する60歳以上の方をもって組織する団体が、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの用に、団体又は個人で利用できる施設です。

なお、夜間においては、施設の運営に支障がない場合に限り、教養娯楽室、図書室及び集会室は、60歳以上の方をもって組織する団体以外の団体が利用することができます。

浴室は施設によって曜日が異なりますが、週2日の利用日を設けています。

② 老人集会所

年末年始を除いて、60歳以上の方が集会等に利用できます。

③ 高齢者ほっと支援センター

高齢者ほっと支援センターは、「介護保険法（平成9年法律第123号）」の第115条の46第1項に規定する「地域包括支援センター」として、「高齢者ほっと支援センターきよはら」を設置しています。

65歳以上の在宅の高齢者及びその家族の方を対象に、地域で安心した生活の継続のため、専門職の相談員（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）が、介護保険サービスだけでなく、地域の社会資源を活用し、様々な支援を行っています。

④ 高齢者在宅サービスセンター

高齢者在宅サービスセンターは、「高齢者在宅サービスセンターライフ（平成12年条例第34号）」に基づき、「高齢者在宅サービスセンターむこうはら」及び「高齢者在宅サービスセンターきよはら」の2か所を設置しています。

在宅の高齢者等に対し、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護として、身体介護に関する事、機能訓練に関する事等の事業を行っています。また、介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号通所事業として、日常生活行為の自立支援に関する事、運動機能の向上に関する事等の事業を行っています。

⑤ 高齢者住宅

高齢者住宅（ピア芋窪）は、「東大和市高齢者住宅条例（平成 9 年条例第 29 号）」に基づき、高齢者が地域で安心して住み続けられる住宅を確保するため、市が高齢者などに配慮された民間アパートを借り上げ、住宅に困窮する高齢者に提供しています。住宅には、管理人が居住し、住宅の維持管理、入居者の安全確保及び日常生活の相談・助言を行っています。

⑥ 障害者施設

やまとあけぼの学園は、児童福祉法に基づく児童発達支援事業として、「東大和市立やまとあけぼの学園条例（平成 3 年条例第 7 号）」に基づき設置しています。発達にかたよりや遅れのある就学前の幼児を対象に、身辺の自立や基本的生活習慣を身につけることを目的とした療育を行い、発達の援助を行っています。

旧みのり福祉園は、「東大和市立みのり福祉園条例（昭和 29 年条例第 10 号）」に基づき設置されていましたが、「東大和市立みのり福祉園を廃止する条例（平成 28 年条例第 32 号）」に基づき、平成 28 年 9 月 30 日に廃止されています。

のぞみ集会所は、「東大和市立のぞみ集会所設置条例（昭和 53 年条例第 28 号）」に基づき設置されていましたが、「東大和市立のぞみ集会所設置条例を廃止する条例（平成 28 年条例第 31 号）」に基づき、平成 28 年 9 月 30 日に廃止されています。

⑦ 保健施設

保健センターは、「東大和市立保健センタ一条例（昭和 59 年条例第 11 号）」に基づき設置しています。成人の健康診査や講習会、母子健康手帳の交付、乳幼児の健康診査や育児相談などのほか、定期的な予防接種の予診票などの発行を行っています。

休日急患診療所は、「東大和市休日急患診療所設置条例（昭和 50 年条例第 14 号）」に基づき設置しています。日曜日・祝日・年末年始に、初期救急診療（風邪、熱、軽い怪我など入院の必要がない程度の患者への診療）を行っています。

(3) 施設の利用状況

No.	施設名称	施設利用状況						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
80	老人福祉センター (奈良橋市民センター内)	年間利用団体数(件)	582	564	574	530	520	507
		年間団体利用者数(人)	7,485	7,569	7,483	7,106	7,573	7,063
		年間個人利用者数(人)	2,098	2,000	2,001	2,153	1,976	1,338
		年間利用者数合計(人)	9,583	9,569	9,484	9,259	9,549	8,401
		うち年間風呂利用者数(人)	1,667	1,687	1,605	1,628	1,449	1,017
81	南街老人福祉館	年間利用団体数(件)	283	395	420	407	409	345
		年間団体利用者数(人)	3,754	4,614	5,009	4,595	4,857	4,223
		年間個人利用者数(人)	3,991	3,541	5,183	4,963	4,499	2,920
		年間利用者数合計(人)	7,745	8,155	10,192	9,558	9,356	7,143
		うち年間風呂利用者数(人)	1,930	1,801	1,749	1,546	1,674	1,533
82	上北台老人福祉館	年間利用団体数(件)	365	352	340	297	317	327
		年間団体利用者数(人)	4,360	5,064	5,474	3,454	5,188	5,224
		年間個人利用者数(人)	2,582	2,351	2,255	2,100	2,096	1,721
		年間利用者数合計(人)	6,942	7,415	7,729	5,554	7,284	6,945
		うち年間風呂利用者数(人)	2,080	2,118	2,082	1,977	1,921	1,594
83	向原老人福祉館	年間利用団体数(件)	750	848	892	828	836	768
		年間団体利用者数(人)	7,395	7,993	8,887	8,565	8,832	8,075
		年間個人利用者数(人)	2,684	3,208	3,304	2,965	2,749	2,359
		年間利用者数合計(人)	10,079	11,201	12,191	11,530	11,581	10,434
		うち年間風呂利用者数(人)	3,304	3,145	2,684	2,965	2,749	2,359
84	清原老人福祉館	年間利用団体数(件)	940	1,101	1,037	1,043	1,086	1,007
		年間団体利用者数(人)	9,883	11,084	10,955	10,743	12,151	12,699
		年間個人利用者数(人)	4,261	4,004	3,405	3,381	3,230	1,817
		年間利用者数合計(人)	14,144	15,088	14,360	14,124	15,381	14,516
		うち年間風呂利用者数(人)	4,229	3,998	3,403	3,257	3,228	1,677
85	芋窪老人集会所	年間利用件数(件)	113	89	104	120	116	102
		年間利用人数(人)	1,770	2,112	2,381	1,760	1,777	1,723
86	高齢者ほっと支援センターきよはら	年間相談延件数(件)	13,295	8,239	13,041	14,339	15,368	15,478
		年間相談実人数(人)	2,610	2,963	3,976	2,875	2,497	2,658
		1日当たり相談件数(件)	45	28	42	48	52	53
87	高齢者在宅サービスセンターむこうはら	年間利用登録者数(人)	630	707	700	824	1,002	965
		年間延利用者数(人)	5,831	6,747	6,974	7,011	7,769	7,207
		1日当たり利用者数(人)	20	23	22	22	25	23
88	高齢者在宅サービスセンターきよはら	年間利用登録者数(人)	988	1,006	1,001	949	920	886
		年間利用者数(人)	9,123	9,371	9,542	9,493	9,391	9,223
		1日当たり利用者数(人)	31	32	30	30	30	30
89	高齢者住宅ピア芋窪	単身用住宅戸数(戸)	8	8	8	8	8	8
		単身用住宅入居世帯数(世帯)	8	7	8	8	8	8
		世帯用住宅戸数(戸)	2	2	2	2	2	2
		世帯用住宅入居世帯数(世帯)	2	2	0	1	1	1
90	みのり福祉園	年間利用者数(人)	12,685	13,004	6,522	—	—	—
		1日当たり利用者数(人)	53	54	54	—	—	—
91	やまとあけぼの学園	年間出席延児童数(人)	3,345	2,992	2,762	2,804	2,108	2,424
		1日当たり利用者数(人)	14	13	12	12	9	11
92	のぞみ集会所	年間利用者数(人)	601	572	280	—	—	—
		1日当たり利用者数(人)	2	2	2	—	—	—
93	保健センター	年間利用者数(人)	13,530	13,966	12,161	12,910	13,609	13,954
		1日当たり利用者数(人)	52	55	46	50	53	57
94	休日急患診療所	年間運営日数(日)	72	72	72	72	73	76
		年間患者数(人)	2,300	1,814	1,808	2,018	1,788	1,692
		1日当たり患者数(人)	32	25	25	28	24	22

(4) 主な施設の現状と課題

① 老人福祉センター・老人福祉館

南街老人福祉館以外の施設は、市民センターの建物内に設置しています。延べ床面積の約46%が建設から30年以上経過しています。

浴室（お風呂）設備等の老朽化が顕著になっています。

部品の製造が終了している設備が故障した場合、修繕することができないため、利用状況等踏まえ、設備の休止措置を検討します。清原老人福祉館では、令和元（2019）年10月から浴室の利用休止の措置をとっています。

浴室は、年間約100日の利用日が予定されています。浴室の年間利用者数は1,000人台から3,000人台で、1日当たりの利用者数は、10人台から20人台で推移しています。利用が一部の市民に限られていること、浴室利用者が長期的には減少傾向にあることなどの利用実態や、安全で適正な管理のもと公衆浴場として運営するために多くのコストが必要であることなどの費用対効果について検証し、浴室のあり方について検討します。

高齢者人口は、令和32（2050）年頃まで増加することが見込まれていますが、高齢者を対象とする事業に求められることも変化していると考えられることから、施設サービスのあり方について検討します。

老人福祉館の教養娯楽室や集会室は、夜間の時間帯には、一般の団体に貸出しが行われるなど、施設の有効利用が図られており、地区会館や地区集会所等、他機能との機能の重複が見られます。中長期的には、統合（複合化・集約化）について検討します。

② 老人集会所

老人集会所は、芋窪老人集会所のみで、建築から21年が経過しています。

平成25年度以降、年間の利用団体数（件数）は、概ね80～120件で推移しています。

老人福祉センター及び老人福祉館の貸出事業と同様に、地区会館や地区集会所等、他施設との機能の重複が見られることから、中長期的には、統合（複合化・集約化）について検討します。

③ 高齢者ほっと支援センター

指定管理者制度を導入し管理運営を行っている1施設のほか、社会福祉法人等に事業委託により事業を実施している施設が2か所あります。

中長期的には、高齢化率の上昇と高齢者の日常生活圏域*の見直しとともに、将来のあり方を検討することが必要です。

*日常生活圏域：地域住民が、日常生活を営んでいる地域とし、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定められるもので、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される圏域を指します。

④ 高齢者在宅サービスセンター

指定管理者制度を導入し管理運営を行っている施設が2か所あります。

中長期的には、通所介護事業の民間の事業所の整備の状況を考慮して、将来のあり方を検討することが必要です。

⑤ 高齢者住宅

高齢者住宅（ピア芋窪）は、年間約1,200万円で借り上げしている施設であるため、将来のあり方について検討することが必要です。

⑥ 障害者施設

やまとあけぼの学園は、建築から48年以上が経過し老朽化が著しいため、その対策として、事業内容と連携しやすい他機能との統合（複合化）について、検討します。

⑦ 保健施設

保健センターは、訪問指導、健康診査、検診、予防接種など、運営経費にかかる費用は年間約7億円以上になっています。建物は、借地に建設しており、年間約200万円の用地借上料を支払っ

ていることから、将来的には、周辺の建築系の公共施設の大規模改修や建替えの時期に、統合（複合化）を検討します。

休日急患診療所については、近隣自治体の事業の実施状況の検証を含め、運営方法等について検討します。

(5) 施設の具体的な方向性・対策

No.	施設名称	将来の方向性・対策	計画期間の取組み◎：耐用年数到達年度 ●：令和2年度までに耐用年数に到達している																																					
			令和 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38		
80	老人福祉センター	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																																						
81	南街老人福祉館	B 統合（集約化）による移設の検討 D 廃止、除却の検討	●																																					
82	上北台老人福祉館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																													◎									
83	向原老人福祉館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																														◎								
84	清原老人福祉館	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																																				◎		
85	芋窪老人集会所	B 統合（集約化）による移設の検討							◎																															
86	高齢者ほっと支援センターきよはら	E その他																																				◎		
87	高齢者在宅サービスセンターむこうはら	E その他																														◎								
88	高齢者在宅サービスセンターきよはら	E その他																																				◎		
89	高齢者住宅ピア芋窪	E その他																												◎										
90	みのり福祉園	E その他														◎																								
91	やまとあけぼの学園	B 統合（集約化）による移設の検討	●																																					
93	保健センター	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																														◎								
94	休日急患診療所	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																													◎									

A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討

B 統合（集約化）による移設の検討

C 現状維持

D 廃止、除却の検討

E その他（あり方や方針の検討など）

7 第7項 行政系施設

(1) 施設別状況

No.	施設名称	延床面積 (m ²)	構造	建築 年度	耐用 年数	令和2年度 残寿命	耐震性		施設評価				設備点検等における不具合箇所の指摘の有無					
							耐震診断	耐震改修	経過 年数	利用 総数	コスト (円/m ²)	交通 アクセス	建築	電気	衛生	空調	消防	昇降機
95	市役所庁舎	10,841.74	RC、S、LGS	1982	50	12	実施済	実施済	標準	—	23,314	標準	有	有	有	有	有	有

(2) 主な施設の役割

① 市役所庁舎等

市役所庁舎に市議会をはじめとした各行政機能を集約しています。また、災害時には、災害対策本部を設置します。

(3) 施設の利用状況

No.	施設名称	施設利用状況						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
95	市役所庁舎	年間運営日数	294	294	294	294	295	288

(4) 主な施設の現状と課題

① 市役所庁舎等

市役所庁舎は、昭和 57（1982）年度に建設してから、築 38 年が経過しています。耐震補強等工事を行ったことにより耐震性は向上しましたが、各種設備は新築時から更新していないため、老朽化が進んでいます。

本庁舎の耐震補強等工事に合わせて、市役所中庭の視覚障害者用誘導ブロックの改修及び増設を行いましたが、本庁舎内の誘導ブロックが少なく、会議棟にはエレベーターがないなど、バリアフリー化を進めるうえで課題があります。

市役所庁舎は、執務スペースや会議・打合せ・作業をするスペースが不足しつつある状況にあり、そのスペースを確保することも課題となっています。

また、市が処理すべき事務量は年々増加していますが、一方で、ペーパーレス、デジタル化による、窓口・執務スペースの縮小の可能性も考えられるため、市役所庁舎のあり方は大きく変化すると思われます。

これらのこと踏まえて、市役所庁舎の更新について検討します。あわせて、庁舎敷地への他機能の統合（複合化・集約化）についても検討します。

(5) 施設の具体的な方向性・対策

No.	施設名称	将来の方向性・対策	計画期間の取組み◎：耐用年数到達年度 ●：令和2年度までに耐用年数に到達している																																		
			令和 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
95	市役所庁舎	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討													◎																						

A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討

B 統合（集約化）による移設の検討

C 現状維持

D 廃止、除却の検討

E その他（あり方や方針の検討など）

8 第8項 市民センター

(1) 施設別状況

No.	施設名称	延床面積 (m ²)	構造	建築 年度	耐用 年数	令和2年度 残寿命	耐震性		施設評価				設備点検等における不具合箇所の指摘の有無					
							耐震診断	耐震改修	経過 年数	利用 総数	コスト (円/m ²)	交通 アクセス	建築	電気	衛生	空調	消防	昇降機
100	奈良橋市民センター	2,097.68	RC、LGS	1984	50	14	対応不要	対応不要	標準	一	13,164	劣	有	有	有	有	有	
(21)	(奈良橋地区会館)	(618.97)	RC、LGS	1984	50	14	対応不要	対応不要	標準	優	3,337	劣						
(62)	(ならはし児童館)	(347.92)	RC	1984	50	14	対応不要	対応不要	標準	優	69,706	劣						
(68)	(学童保育所第一クラブ)	(117.17)	RC	1984	50	14	対応不要	対応不要	標準	劣	365,946	劣			有			
(80)	(老人福祉センター)	(621.61)	RC	1984	50	14	対応不要	対応不要	標準	劣	3,304	劣			有			
	小計	2,097.68									455,457							
101	南街市民センター	1,076.38	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	一	22,359	標準	有		有		有	有
(40)	(南街公民館・地区会館)	(540.03)	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	34,396	標準						
(63)	(なんがい児童館)	(298.88)	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	標準	75,170	標準						
(69)	(学童保育所第二クラブ)	(80.92)	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	329,101	標準						
	小計	1,076.38									461,026							
102	上北台市民センター	1,799.53	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	一	18,975	優	有	有	有	有	有	有
(43)	(上北台公民館・地区会館)	(571.85)	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	34,686	優						
(64)	(かみきただい児童館)	(439.59)	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	優	38,227	優						
(77)	(学童保育所第十クラブ)	(132.26)	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	218,966	優						
(82)	(上北台老人福祉館)	(372.82)	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	446	優			有			
	小計	1,799.53									311,300							
103	桜が丘市民センター	1,384.26	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	一	11,453	優	有	有	有	有	有	有
(29)	(桜が丘集会所)	(725.44)	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	一	優						
(32)	(桜が丘図書館)	(353.00)	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	劣	82,023	優	有					
(65)	(さくらがおか児童館)	(315.69)	RC	1992	50	22	対応不要	対応不要	標準	優	58,099	優						
	小計	1,384.26									151,575							
104	向原市民センター	1,402.79	RC	2000	50	30	対応不要	対応不要	優	一	9,043	標準	有	有	有	有		
(22)	(向原地区会館)	(283.49)	RC	2000	50	30	対応不要	対応不要	優	優	7,386	標準	有					
(66)	(むこうはら児童館)	(541.32)	RC	2000	50	30	対応不要	対応不要	優	優	32,844	標準	有					
(72)	(学童保育所第五クラブ)	(132.13)	RC	2000	50	30	対応不要	対応不要	優	劣	214,258	標準						
(83)	(向原老人福祉館)	(226.76)	RC	2000	50	30	対応不要	対応不要	優	劣	7,204	標準			有			
	小計	1,402.79									270,735							
105	清原市民センター	1,699.97	RC	2006	50	36	対応不要	対応不要	優	優	21,174	劣	有		有			
(23)	(清原地区会館)	(418.3)	RC	2006	50	36	対応不要	対応不要	優	優	8,664	劣	有					
(33)	(清原図書館)	(530.0)	RC	2006	50	36	対応不要	対応不要	優	劣	56,507	劣	有					
(84)	(清原老人福祉館)	(427.2)	RC	2006	50	36	対応不要	対応不要	優	劣	2,146	劣	有		有			
	小計	1,699.97									88,491							

各市民センターに統合（複合化）している児童館等について、(施設名称)で再掲しています。

(2) 主な施設の役割

市民センターは、次の施設を集約した複合施設で、市内に6か所設置しています。

市民センターの名称	市民センターに集約されている施設の名称
奈良橋市民センター	奈良橋地区会館、ならはし児童館、学童保育所第一クラブ、老人福祉センター
南街市民センター	南街公民館（地区会館）、なんがい児童館、学童保育所第二クラブ
上北台市民センター	上北台公民館（地区会館）、かみきただい児童館、学童保育所第十クラブ、上北台老人福祉館
桜が丘市民センター	桜が丘集会所、桜が丘図書館、さくらがおか児童館
向原市民センター	向原地区会館、むこうはら児童館、学童保育所第五クラブ、向原老人福祉館
清原市民センター	清原地区会館、清原図書館、清原老人福祉館

(3) 施設の利用状況

No.	施設名称	施設利用状況						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
100	奈良橋市民センター	年間利用者数(人)	25,230	24,278	22,697	23,284	22,186	21,834
100 21	奈良橋地区会館(再掲)	1日当たり利用者数(人)	83	80	74	76	72	77
		利用率(%)	48	49	51	54	53	53
100 62	ならはし児童館(再掲)	年間利用者数(人)	27,870	28,037	28,507	27,303	26,279	24,739
		1日当たり利用者数(人)	95	96	98	85	90	85
100 68	学童保育所第一クラブ(再掲)	在籍児童数(人)	72	72	72	72	71	71
		入所率(在籍児童数/入所定数)(%)	100	100	100	100	99	81
		出席率(%)	63.6	64.9	63.6	63.6	61.7	60.1
100	80老人福祉センター(奈良橋市民センター内)	年間利用団体数(件)	582	564	574	530	520	507
		年間団体利用者数(人)	7,485	7,569	7,483	7,106	7,573	7,063
		年間個人利用者数(人)	2,098	2,000	2,001	2,153	1,976	1,338
		年間利用者数合計(人)	9,583	9,569	9,484	9,259	9,549	8,401
		うち年間風呂利用者数(人)	1,667	1,687	1,605	1,628	1,449	1,017
101	南街市民センター	年間利用者数(人)	35,561	34,623	33,293	31,126	32,243	27,124
101 40	南街公民館・地区会館(再掲)	1日当たり利用者数(人)	116	112	109	102	105	96
		年間利用件数(件)	3,237	3,210	3,162	3,131	3,245	2,990
		利用率(%)	71	70	69	69	71	71
101 63	なんがい児童館(再掲)	年間利用者数(人)	22,528	24,254	26,594	26,514	25,070	25,020
		1日当たり利用者数(人)	77	83	91	91	86	86
101 69	学童保育所第二クラブ(再掲)	在籍児童数(人)	58	55	52	55	54	55
		入所率(在籍児童数/入所定数)(%)	100	100	95	100	98	100
		出席率(%)	65.1	61.3	64.6	64.6	59.5	66.2
102	上北台市民センター	年間利用者数(人)	28,101	27,771	29,069	26,746	26,434	24,027
102 43	上北台公民館・地区会館(再掲)	1日当たり利用者数(人)	92	90	96	88	87	86
		年間利用件数(件)	2,805	2,938	2,851	2,830	3,013	2,665
		利用率(%)	61.0	64.0	63.0	62.0	66.0	63.0
102 64	かみきただい児童館(再掲)	年間利用者数(人)	24,312	24,773	24,608	24,506	22,765	20,332
		1日当たり利用者数(人)	84	87	85	85	80	70
102 77	学童保育所第十クラブ(再掲)	在籍児童数(人)	63	75	72	67	75	56
		入所率(在籍児童数/入所定数)(%)	88	100	94	93	100	75
		出席率(%)	61.7	59.2	59.5	59.5	58.8	59.0
102 82	上北台老人福祉館(再掲)	年間利用団体数(件)	365	352	340	297	317	327
		年間団体利用者数(人)	4,360	5,064	5,474	3,454	5,188	5,224
		年間個人利用者数(人)	2,582	2,351	2,255	2,100	2,096	1,721
		年間利用者数合計(人)	6,942	7,415	7,729	5,554	7,284	6,945
		うち年間風呂利用者数(人)	2,080	2,118	2,082	1,977	1,921	1,594
103	桜が丘市民センター	年間利用者数(人)	16,325	16,115	18,143	17,500	16,513	15,046
103 29	桜が丘集会所(再掲)	1日当たり利用者数(人)	46	445	51	49	46	45
		利用率(%)	64	64	70	69	68	66
103 32	桜が丘図書館(再掲)	年間貸出者数(人)	35,060	35,455	35,992	36,496	35,543	31,547
		1日当たり貸出者数(人)	125	127	130	131	127	124
103 65	さくらがおか児童館(再掲)	年間利用者数(人)	23,635	23,408	23,762	22,287	21,646	18,666
		1日当たり利用者数(人)	82	81	83	77	75	64
104	向原市民センター	年間利用者数(人)	28,159	26,673	27,086	24,668	26,134	23,300
104 22	向原地区会館(再掲)	1日当たり利用者数(人)	92	87	88	80	85	82
		利用率(%)	64	63	67	64	70	69
104 66	むこうはら児童館(再掲)	年間利用者数(人)	32,350	30,119	28,873	29,046	30,619	27,783
		1日当たり利用者数(人)	112	104	100	102	106	95
104 72	学童保育所第五クラブ(再掲)	在籍児童数(人)	67	68	77	80	80	78
		入所率(在籍児童数/入所定数)(%)	93	91	96	100	100	98
		出席率(%)	61.0	60.0	60.6	60.0	63.7	60.8
104 83	向原老人福祉館(再掲)	年間利用団体数(件)	750	848	892	828	836	768
		年間団体利用者数(人)	7,395	7,993	8,887	8,565	8,832	8,075
		年間個人利用者数(人)	3,304	3,208	2,684	2,965	2,749	2,359
		年間利用者数合計(人)	10,699	11,201	11,571	11,530	11,581	10,434
		うち年間風呂利用者数(人)	3,304	3,145	2,684	2,965	2,749	2,359
105	清原市民センター	年間利用者数(人)	24,103	24,657	26,762	28,901	29,254	24,093
105 23	清原地区会館(再掲)	1日当たり利用者数(人)	79	80	87	94	95	84
		利用率(%)	63	61	63	66	67	63
105 33	清原図書館(再掲)	年間貸出者数(人)	38,030	38,680	37,329	36,717	35,868	32,028
		1日当たり貸出者数(人)	160	163	160	157	151	148
105 84	清原老人福祉館(再掲)	年間利用団体数(件)	940	1,101	1,037	1,043	1,086	1,007
		年間団体利用者数(人)	9,883	11,084	10,955	10,743	12,151	12,699
		年間個人利用者数(人)	4,261	4,004	3,405	3,381	3,230	1,817
		年間利用者数合計(人)	14,144	15,088	14,360	14,124	15,381	14,516
		うち年間風呂利用者数(人)	4,229	3,998	3,403	3,257	3,228	1,677

(4) 主な施設の現状と課題

① 奈良橋市民センター

奈良橋市民センターの延床面積は、 $2,097\text{ m}^2$ です。建築後 36 年が経過しています。

奈良橋市民センターの建物、電気設備、衛生設備、空調設備、消防設備及び昇降機の老朽化が進行していることから、学童保育所第一クラブの統合による機能移転の進捗に留意しながら、市民センターの建物単位での改修等を検討します。

② 南街市民センター

南街市民センターの延床面積は、 $1,076\text{ m}^2$ です。建築後 28 年が経過しています。

南街市民センターの建物、空調設備及び昇降機の老朽化が進行していることから、学童保育所第二クラブの統合による機能移転の進捗に留意しながら、市民センターの建物単位での改修等を検討します。

③ 上北台市民センター

上北台市民センターの延床面積は、 $1,799\text{ m}^2$ です。建築後 28 年が経過しています。

上北台市民センターの建物、電気設備、衛生設備、空調設備及び昇降機の老朽化が進行していることから、学童保育所第十クラブの統合による機能移転の進捗に留意しながら、市民センターの建物単位での改修等を検討します。

④ 桜が丘市民センター

桜が丘市民センターの延床面積は、 $1,384\text{ m}^2$ です。建築後 28 年が経過しています。

桜が丘市民センターの建物、電気、空調設備及び昇降機の老朽化が進行していることから、市民センター単位での改修等を検討します。

また、長期的には、公社住宅の住宅棟に併設して整備された建物であることから、公社住宅の建替え時に、その対応を検討します。

⑤ 向原市民センター

向原市民センターの延床面積は、 $1,402\text{ m}^2$ です。建築後 20 年が経過しています。

向原市民センターの建物、電気設備、衛生設備及び空調設備の老朽化が進行していることから、学童保育所第五クラブの統合による機能移転の進捗に留意しながら、市民センターの建物単位での改修等を検討することが必要です。

また、長期的には、都営住宅の住宅棟に併設して整備された建物であることから、都営住宅の建替え時に、その対応を検討します。

⑥ 清原市民センター

清原市民センターの延床面積は、 $1,699\text{ m}^2$ です。建築後 14 年が経過しています。

事務室では、証明書等の交付事務の一部、税等の収納事務の一部に対応しています。

清原市民センターの建物及び衛生設備の老朽化が進行していることから、市民センター単位での改修等を検討します。

また、長期的には、都営住宅の住宅棟に併設して整備された建物であることから、都営住宅の建替え時に、その対応を検討します。

(5) 施設の具体的な方向性・対策

No.	施設名称	将来の方向性・対策	計画期間の取組み◎：耐用年数到達年度		●：令和2年度までに耐用年数に到達している																																				
			令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38			
100	奈良橋市民センター	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																																							
(21)	(奈良橋地区会館)	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																																							
(62)	(ならはし児童館)	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																																							
(68)	(学童保育所第一ク ラブ)	B 統合（集約化）による移設の検討																																							
(80)	老人福祉センター	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																																							
101	南街市民センター	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																																							
(40)	(南街公民館・地区会館)	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																																							
(63)	(なんがい児童館)	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																																							
(69)	(学童保育所第二ク ラブ)	B 統合（集約化）による移設の検討																																							
102	上北台市民センター	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																																							
(43)	(上北台公民館・地区会館)	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																																							
(64)	(かみきただい児童館)	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																																							
(77)	(学童保育所第十ク ラブ)	B 統合（集約化）による移設の検討																																							
(82)	(上北台老人福祉館)	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																																							
103	桜が丘市民センター	E その他																																							
(29)	(桜が丘集会所)	E その他																																							
(32)	(桜が丘図書館)	E その他																																							
(65)	(さくらがおか児童館)	E その他																																							
104	向原市民センター	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討 E その他																																							
(22)	(向原地区会館)	E その他																																							
(66)	(むこうはら児童館)	E その他																																							
(72)	(学童保育所第五ク ラブ)	B 統合（集約化）による移設の検討																																							
(83)	(向原老人福祉館)	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討 E その他																																							
105	清原市民センター	E その他																																							
(23)	(清原地区会館)	E その他																																							
(33)	(清原図書館)	E その他																																							
(84)	(清原老人福祉館)	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討 E その他																																							

A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討

B 統合（集約化）による移設の検討

C 現状維持

D 廃止、除却の検討

E その他（あり方や方針の検討など）

9 第11項 公共住宅

(1) 施設別状況

No.	施設名称	延床面積 (m ²)	構造	建築 年度	耐用 年数	令和2年度 残寿命	耐震性		施設評価				設備点検等における不具合箇所の指摘の有無					
							耐震診断	耐震改修	経過 年数	利用 総数	コスト (円/m ²)	交通 アクセス	建築	電気	衛生	空調	消防	昇降機
135	市営住宅第1団地	173.55	W	1957	22	▲41	未実施	未実施	劣	5	9,480	優						
136	市営住宅第2団地	138.84	W	1957	22	▲41	未実施	未実施	劣	4	12,929	劣						
137	市営住宅第3団地	138.84	W	1958	22	▲40	未実施	未実施	劣	4	11,647	優						
138	市営住宅第4団地	138.84	W	1959	22	▲39	未実施	未実施	劣	4	17,834	標準						

(2) 主な施設の役割

① 市営住宅

市営住宅は、「東大和市営住宅条例（平成9年条例第28号）」に基づき設置しています。公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で、住宅を賃貸しています。

使用者の資格は、規定の所得基準を満たし、市内に居住し、又は勤務場所を有する者であり、現に同居し、又は同居しようとする親族があること及び現に住宅に困窮していることが明らかな者であること、としています。

(3) 施設の利用状況

市営住宅第1団地から第4団地まで、平成31（2019）年度は合計17世帯が利用しています。

(4) 主な施設の現状と課題

① 市営住宅

市営住宅はいずれも木造で昭和30年代前半に建築され、60年以上経過しています。住宅の経年により市営住宅の月額使用料は、1戸当たり平均約3,700円で非常に低廉となっています。市営住宅使用料の歳入は、年間約70万円となっていますが、市営住宅管理費（除草費用、修繕費用、事務費等）は年間約340万円の歳出となっており、平成30（2018）年度は年間で約270万円の歳出超過となっています。

「市営住宅のあり方に関する方針」の策定が進められており、策定後は、方針に即した対応を行います。

(5) 施設の具体的な方向性・対策

No.	施設名称	将来の方向性・対策	計画期間の取組み◎：耐用年数到達年度 ●：令和2年度までに耐用年数に到達している																																				
			令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
135	市営住宅第1団地	市営住宅のあり方に関する方針に即する。	●																																				
136	市営住宅第2団地		●																																				
137	市営住宅第3団地		●																																				
138	市営住宅第4団地		●																																				

10 第16項 その他

(1) 施設別状況

No.	施設名称	延床面積 (m ²)	構造	建築 年度	耐用 年数	令和2年度 残寿命	耐震性		施設評価				設備不具合箇所の有無					
							耐震診断	耐震改修	経過 年数	利用 総数	コスト (円/m ²)	交通 アクセス	建築	電気	衛生	空調	消防	昇降機
171	シルバー人材センターの建物（貸付建物）	291.47	LGS	1998	38	6	対応不要	対応不要	標準	一	17	劣						
172	中央地区福祉集会所（社会福祉協議会）（使用許可）	428.13	LGS	1984	27	▲9	対応不要	対応不要	劣	一	5,434	劣	有					

(2) 主な施設の役割

① シルバー人材センターの建物（貸付建物）

普通財産の建物として、公益社団法人東大和市シルバー人材センターに建物を貸付けています。

② 中央地区福祉集会所（社会福祉協議会）（使用許可）

行政財産の建物として、中央地区福祉集会所を、社会福祉法人東大和市社会福祉協議会に対して使用許可を行い、使用を認めています。

(3) 施設の利用状況

貸付及び使用許可を行っている施設であることから、利用状況のデータはありません。

(4) 主な施設の現状と課題

① シルバー人材センターの建物（貸付建物）

公益社団法人東大和市シルバー人材センターの建物として、市で所有している普通財産を無償で貸し付けています。

貸付等の約定に関する費用負担に基づいて、適切に維持管理を実施しています。

長期的には、市役所で行う業務との関連を考慮し、耐用年数の38年を迎える令和18（2036）年度に向けて、普通財産の建物として、更新について検討します。

② 中央地区福祉集会所（社会福祉協議会）（使用許可）

行政財産の建物である中央地区福祉集会所は、社会福祉法人東大和市社会福祉協議会に対して、使用許可を行い、無償で使用を認めています。

耐用年数27年の建物ですが、令和3（2021）年度には建築後37年を迎えることから、老朽化対策として、短期的には、改修や移設等について検討することが必要です。

長期的には、行政財産の建物として、更新について検討します。

(5) 施設の具体的な方向性・対策

No.	施設名称	将来の方向性・対策	計画期間の取組み◎：耐用年数到達年度 ●：令和2年度までに耐用年数に到達している																																			
			令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
171	シルバー人材センターの建物（貸付建物）	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討																◎																				
172	中央地区福祉集会所（社会福祉協議会）（使用許可）	A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討	●																																			

A 建替え、改修、統合（複合化）、用途変更の検討

B 統合（集約化）による移設の検討

C 現状維持

D 廃止、除却の検討

E その他（あり方や方針の検討など）

5 再編計画の取組体制

5-1 取組体制

再編計画の取組にあたっては、再編計画の進捗管理を行う専任部署を設置し、再編計画に関する事務を統括します。

専任部署の主な役割は、以下のとおりです。

- ① 建築系の公共施設の所管部門との連携
- ② 再編計画に基づく個別施設の検討等に係る進捗管理
- ③ 点検・診断記録等の集約と活用

また、建築系の公共施設について府内の連携、調整を図ることが必要となるため、再編計画の推進に当たっては、府内の検討委員会の会議を開催し、全府的な連携、調整を行ながら検討していきます。

5-2 市民意見の把握

再編計画における事業のうち、市民生活に影響の大きい事項については、パブリックコメント等を通じて市民意見の把握に努めます。

5-3 再編計画の見直しについて

公共施設等総合管理計画に基づく再編計画は、36年間の長期計画としています。計画の前提とした社会情勢等に大きい変化が生じた際には、必要に応じて再編計画の見直しについて検討します。

5-4 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された国際目標です。

令和12年（2030年）を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsでは、達成すべき具体的目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）が示されています。

このSDGsについて、国では、平成28年（2016年）に「SDGs実施指針」を策定し、SDGsを全国的に実施するためには、地方自治体などによる積極的な取組が不可欠であるとしています。

市では、SDGsで掲げられている17のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、SDGsの達成につながるものであると考えています。本計画で掲げる事業等を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいきます。

本計画と密接な関連のあるゴールは、以下のとおりです。



6 資料編

6-1 東大和市公共施設再編計画策定経過

●東大和市公共施設等最適化検討委員会

東大和市公共施設等最適化検討委員会設置要綱（平成25年11月21日市長決裁）に基づき設置している東大和市公共施設等最適化検討委員会において、東大和市公共施設再編計画策定のための検討を行った。

<委員>

- ・委員長（副市長）
- ・副委員長（企画財政部長）
- ・委員（議会事務局長、部長）

<審議経過>

年 月 日	回 数	議 題
令和元年 11月 13日	第21回	・公共施設の再編の考え方（案）について
令和 2 年 1 月 24 日	第22回	・（仮称）公共施設再編計画の進捗状況について（報告）
令和 2 年 7 月 22 日	第24回	・（仮称）東大和市公共施設再編計画（素案）について
令和 2 年 10 月 21 日	第25回	・東大和市公共施設再編計画（素案）について
令和 2 年 11 月 4 日	第26回	・東大和市公共施設再編計画（素案）について
令和 2 年 11 月 18 日	第27回	・東大和市公共施設再編計画（素案）について
令和 3 年 3 月 30 日	第28回	・東大和市公共施設再編計画（最終案）について

●東大和市議会全員協議会

年 月 日	議 題
令和 3 年 1 月 25 日	・東大和市公共施設再編計画（案）について

●東大和市公共施設再編計画に対する市民意見聴取等の状況

実施項目	実施期間	提出者数等
東大和市公共施設再編計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）	令和3年2月1日～3月2日	提出者 0人

6－2 施設のコストの状況

建築系の公共施設の再編を検討する参考として、「4－4 施設類型別の建築系の公共施設の再編」においては、「(1) 施設別状況」の項目の一つとして、「施設評価」の中に「コスト：各施設の延床面積1m²当たりのコスト（円／m²）」を示しています。

この資料編では、コストの状況の一つの指標として、施設ごとに利用者1人当たりの運営経費等を算出し、平成26（2014）年度から平成31（2019）年度までの6年間分を掲載します。年度ごとに決算データ、利用者数等の状況等により算出し、コスト関連情報として整理しています。建築系の公共施設の総量の縮減や配置の適正化を検討する参考とします。

掲載している施設類型は、市民の利用等に供している下表に挙げる施設類型です。

第1項 学校教育系施設	第2項 市民文化施設
第3項 スポーツレクリエーション施設	第4項 産業系施設
第5項 子育て支援施設	第6項 保健・福祉施設
第7項 行政系施設	第8項 市民センター

コスト関連情報として、施設ごと次の項目を記載しています。

項目名	説明
No.	施設カルテのNo。 ※施設の廃止、除却等により、番号が連続しない場合があります。
施設名称	施設カルテの施設名称
コスト関連情報	<p>①平成26（2014）年度から平成31（2019）年度までのコスト関連情報を掲載しています。</p> <p>②収入：施設カルテから、各施設の使用料、手数料、その他収入の合計額を、記載しています。</p> <p>③運営経費：施設カルテから、運営経費として建物維持管理費、運営費、指定管理委託料の合計額を、記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・建物維持管理費は、光熱水費、燃料費、修繕料、建物管理委託費、使用料及び賃借料、その他経費を合計した金額です。・運営費は、事業運営費と人件費を合計した金額です。 <p>④施設ごとの利用者等：「4－4 施設類型別の建築系の公共施設の再編」「(3) 施設の利用状況」の指標にある施設ごとの利用者等の人数を表す項目を記載しています 指標としての利用者等は、施設ごとに利用者の規模を示すものとして適切と考えられる項目を設定しています。</p> <p>⑤利用者1人当たり運営経費等：【{「③運営経費」 - 「②収入」} ÷ 「④施設ごとの利用者等」】により、利用者1人当たりの運営経費等を求めて、記載しています。</p>

施設のコスト状況

(1) 学校教育系施設

No.	施設名称	コスト関連情報					
		項目	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
1 第一小学校		収入（円）	11,520	11,520	11,520	11,520	11,520
		運営経費（円）	35,981,236	42,134,979	41,329,741	47,853,552	51,304,322
		児童数（人）	483	461	456	464	474
		児童1人当たり運営経費（円）	74,471	91,374	90,610	103,108	108,213
2 第二小学校		収入（円）	17,280	17,280	8,640	8,640	8,640
		運営経費（円）	40,227,239	47,950,303	49,509,834	58,386,140	56,675,663
		児童数（人）	654	654	681	673	642
		児童1人当たり運営経費（円）	61,483	73,292	72,689	86,742	88,266
3 第三小学校		収入（円）	28,800	28,800	28,800	28,800	28,800
		運営経費（円）	41,334,432	46,516,289	46,404,794	57,252,593	56,299,456
		児童数（人）	258	267	253	276	263
		児童1人当たり運営経費（円）	160,099	174,110	183,304	207,333	213,957
4 第四小学校		収入（円）	4,360	4,360	4,360	4,360	4,360
		運営経費（円）	38,467,838	47,672,805	46,126,607	51,926,295	54,307,418
		児童数（人）	461	459	466	463	439
		児童1人当たり運営経費（円）	83,435	103,853	98,975	112,142	123,697
5 第五小学校		収入（円）	14,640	14,640	14,640	14,640	14,640
		運営経費（円）	39,422,514	46,724,731	43,724,376	52,062,398	51,876,304
		児童数（人）	570	544	521	481	488
		児童1人当たり運営経費（円）	69,137	85,864	83,896	108,207	106,274
6 第六小学校		収入（円）	15,880	15,880	15,880	15,880	15,880
		運営経費（円）	36,302,546	43,565,548	41,607,621	50,648,474	49,636,681
		児童数（人）	318	317	312	321	343
		児童1人当たり運営経費（円）	114,109	137,381	133,307	157,734	144,667
7 第七小学校		収入（円）	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640
		運営経費（円）	43,991,577	46,315,835	42,329,288	51,514,630	49,201,884
		児童数（人）	314	312	286	301	285
		児童1人当たり運営経費（円）	140,073	148,420	147,974	171,116	172,608
8 第八小学校		収入（円）	5,460	5,460	5,460	5,460	71,784
		運営経費（円）	44,872,146	49,789,213	51,817,761	60,040,194	59,625,039
		児童数（人）	697	711	710	674	646
		児童1人当たり運営経費（円）	64,371	70,019	72,975	89,072	92,188
9 第九小学校		収入（円）	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
		運営経費（円）	40,765,974	47,272,240	54,379,188	54,063,079	54,600,006
		児童数（人）	266	257	255	263	267
		児童1人当たり運営経費（円）	153,245	183,927	213,240	205,552	204,484
10 第十小学校		収入（円）	0	0	0	0	0
		運営経費（円）	39,148,285	43,571,295	42,953,170	52,608,951	57,670,425
		児童数（人）	460	480	503	534	571
		児童1人当たり運営経費（円）	85,105	90,774	85,394	98,519	100,999

※第一小学校から第五中学校における収入（円）の内訳：電柱やガスの供給機等の設置許可収入

No.	施設名称	コスト関連情報						
		項目	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
11	第一中学校	収入（円）	0	0	1,480	1,480	1,480	1,480
		運営経費（円）	49,040,871	52,625,068	56,996,849	63,930,256	59,790,493	53,541,836
		生徒数（人）	452	432	410	435	421	436
		生徒1人当たり運営経費（円）	108,498	121,817	139,013	146,963	142,017	122,799
12	第二中学校	収入（円）	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
		運営経費（円）	40,261,926	44,809,901	45,478,154	50,993,419	50,089,036	42,992,579
		生徒数（人）	354	335	328	330	336	339
		生徒1人当たり運営経費（円）	113,718	133,744	138,635	154,508	149,057	126,805
13	第三中学校	収入（円）	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
		運営経費（円）	41,748,272	46,668,703	50,055,821	60,615,095	56,230,094	47,450,378
		生徒数（人）	522	524	535	521	496	446
		生徒1人当たり運営経費（円）	79,972	89,057	93,557	116,338	113,361	106,385
14	第四中学校	収入（円）	31,680	31,680	31,680	31,680	31,680	31,680
		運営経費（円）	39,735,600	44,890,880	47,538,608	55,224,676	54,676,834	49,200,030
		生徒数（人）	552	526	508	520	552	541
		生徒1人当たり運営経費（円）	71,927	85,284	93,518	106,140	98,995	90,884
15	第五中学校	収入（円）	0	0	0	0	0	0
		運営経費（円）	41,439,868	47,805,821	52,606,925	58,719,824	57,612,386	47,500,586
		生徒数（人）	238	260	264	295	262	259
		生徒1人当たり運営経費（円）	174,117	183,869	199,269	199,050	219,895	183,400
16	第一学校給食センター	収入（円）	555,480	486,325	342,625	—	—	—
		運営経費（円）	157,303,700	159,288,135	167,399,836	3,948,865	441,636	412,224
17	第二学校給食センター	収入（円）	130,380	145,211	142,244	—	—	—
		運営経費（円）	184,527,515	188,373,906	175,263,468	3,571,419	441,613	414,085
18	学校給食センター	収入（円）	—	—	—	389,600	348,200	262,762
		運営経費（円）	39,098,169	17,234,721	192,178,634	358,441,473	358,595,756	355,934,667
19	サポートルーム	収入（円）	0	0	0	0	0	0
		運営経費（円）	1,419,841	2,373,998	1,916,636	4,846,871	5,504,138	3,899,740
		年間利用者数（人）	1,531	2,040	954	776	1,699	1,042
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	927	1,164	2,009	6,246	3,240	3,743
20	さわやか教育相談室	収入（円）	0	0	0	0	0	0
		運営経費（円）	8,223,871	8,243,157	8,345,473	7,330,120	8,945,314	7,611,309
		年間利用者数（人）	769	788	836	817	675	798
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	10,694	10,461	9,983	8,972	13,252	9,538

※第一小学校から第五中学校における収入（円）の内訳：電柱やガスの供給機等の設置許可収入

(2) 市民文化施設

No.	施設名称	コスト関連情報						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
21	奈良橋地区会館	収入（円）	0	0	0	0	0	13,900
		運営経費（円）	0	0	0	0	2,065,711	2,097,391
		年間利用者数（人）	25,230	24,278	22,697	23,284	22,186	21,834
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	0	0	0	0	93	95
22	向原地区会館	収入（円）	0	0	0	0	0	5,400
		運営経費（円）	0	0	0	0	2,093,935	2,118,754
		年間利用者数（人）	28,159	26,673	27,086	24,668	26,134	23,300
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	0	0	0	0	80	91
23	清原地区会館	収入（円）	40,500	43,800	37,800	34,000	31,800	31,900
		運営経費（円）	0	0	0	0	3,624,215	5,459,902
		年間利用者数（人）	24,103	24,657	26,762	28,901	29,254	24,093
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	▲ 2	▲ 2	▲ 1	▲ 1	123	225
24	新堀地区会館	収入（円）	80,440	94,386	94,045	81,215	71,675	90,325
		運営経費（円）	11,970,501	11,861,880	12,032,658	12,225,916	14,862,295	9,341,074
		年間利用者数（人）	16,280	15,823	15,264	13,974	14,576	13,470
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	730	744	782	869	1,015	687
25	芋窪集会所	収入（円）	10,950	2,420	1,200	1,920	3,000	3,680
		運営経費（円）	3,822,204	3,895,432	3,825,382	3,951,701	4,203,857	4,170,616
		年間利用者数（人）	12,816	13,146	11,009	10,555	10,340	9,553
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	297	296	347	374	406	436
26	湖畔集会所	収入（円）	670	770	710	390	770	8,780
		運営経費（円）	4,237,396	4,127,313	4,169,091	4,357,000	4,459,416	4,600,851
		年間利用者数（人）	19,494	18,221	17,908	17,035	17,186	14,566
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	217	226	233	256	259	315
27	清水集会所	収入（円）	6,640	6,630	7,830	7,710	8,280	8,000
		運営経費（円）	5,025,548	5,364,061	5,776,978	5,424,649	5,989,037	6,657,102
		年間利用者数（人）	7,341	7,012	7,718	7,056	6,656	6,384
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	684	764	747	768	899	1,042
28	仲原集会所	収入（円）	7,320	7,880	7,280	7,320	8,430	6,640
		運営経費（円）	3,979,586	4,949,591	4,135,932	4,153,064	4,214,037	4,287,236
		年間利用者数（人）	9,697	8,449	9,106	8,664	7,663	6,313
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	410	585	453	479	549	678
29	桜が丘集会所	収入（円）	0	0	0	0	8,700	23,400
		運営経費（円）	0	0	0	0	0	0
		年間利用者数（人）	16,325	16,115	18,143	17,500	16,513	15,046
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	0	0	0	0	▲ 1	▲ 2
30	玉川上水集会所	収入（円）	1,600	0	0	0	0	0
		運営経費（円）	3,263,861	3,320,444	3,423,146	3,530,720	3,627,894	3,782,959
		年間利用者数（人）	1,886	2,981	3,498	3,766	3,723	3,323
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	1,730	1,114	979	938	974	1,138
31	中央図書館	収入（円）	182,173	250,032	159,016	112,880	99,051	96,136
		運営経費（円）	241,976,153	243,623,082	216,596,997	213,454,544	213,037,091	214,247,852
		年間貸出者数（人）	123,189	125,021	122,342	119,004	118,397	119,360
		貸出者1人/回当たり運営経費（円）	1,963	1,947	1,769	1,793	1,799	1,794
32	桜が丘図書館	収入（円）	0	0	0	22,607	19,908	15,103
		運営経費（円）	28,658,691	28,487,787	28,474,515	28,725,087	29,135,022	28,676,128
		年間貸出者数（人）	35,060	35,455	35,992	36,496	35,543	31,547
		貸出者1人/回当たり運営経費（円）	817	803	791	786	819	909

No.	施設名称	コスト関連情報						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
33	清原図書館	収入（円）	0	0	0	30,680	38,050	20,523
		運営経費（円）	29,527,205	29,198,699	29,404,867	29,692,271	30,131,245	29,283,081
		年間貸出者数（人）	38,030	38,680	37,322	36,717	35,868	32,028
		貸出者1人/回当たり運営経費（円）	776	755	788	808	839	914
34	市民会館 (ハミングホール)	収入（円）	0	0	0	0	0	0
		運営経費（円）	112,090,665	107,809,721	106,993,915	108,187,749	108,522,653	113,771,791
		年間利用者件数（件）	3,557	3,658	3,531	3,656	3,791	3,437
		利用件数1件当たり運営経費（円）	31,513	29,472	30,301	29,592	28,626	33,102
35	郷土博物館	収入（円）	1,755,350	1,537,730	2,303,320	373,040	2,034,380	2,015,690
		運営経費（円）	77,389,092	70,239,635	74,048,787	71,224,449	75,159,541	76,178,002
		年間入館者数（人）	50,935	50,355	51,207	49,512	53,588	45,561
		入館者1人当たり運営経費（円）	1,485	1,364	1,401	1,431	1,365	1,628
36	(仮称)東大和郷土美術園	収入（円）	0	0	0	0	0	0
		運営経費（円）	3,781,131	1,660,156	4,754,439	1,637,624	1,798,849	1,158,476
		特別公開来園者数（人）	771	650	3,900	1,394	1,269	845
		来園者1人当たり運営経費（円）	4,904	2,554	1,219	1,175	1,418	1,371
37	慶性門	収入（円）	0	0	0	0	0	0
		運営経費（円）	1,590,808	1,656,262	1,670,039	92,880	92,880	0
		利用者情報	-	-	-	-	-	-
38	旧日立航空機株式会社変電所	収入（円）	0	0	0	0	0	0
		運営経費（円）	2,271,512	2,367,104	2,221,847	1,040,568	3,326,448	9,351,183
		年間来場者数（人）	5,281	4,963	8,590	5,772	6,782	5,709
		来場者1人当たり運営経費（円）	430	477	259	180	490	1,638
39	中央公民館	収入（円）	570,580	644,770	499,140	523,460	412,410	326,850
		運営経費（円）	74,196,432	72,256,172	72,640,513	76,743,516	72,803,990	141,377,993
		年間利用者数（人）	100,672	113,486	105,118	104,250	108,301	83,541
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	731	631	686	731	668	1,688
40	南街公民館	収入（円）	168,590	160,400	145,280	137,520	168,930	112,640
		運営経費（円）	19,313,521	19,478,303	19,505,026	19,667,684	18,574,929	18,829,747
		年間利用者数（人）	35,561	34,623	33,293	31,126	32,243	27,124
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	538	558	581	627	571	690
41	狭山公民館	収入（円）	109,190	108,860	126,050	110,290	131,140	122,820
		運営経費（円）	31,842,783	32,638,332	34,352,563	33,791,977	32,855,459	32,451,095
		年間利用者数（人）	19,924	17,584	17,822	15,191	16,472	16,019
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	1,593	1,850	1,920	2,217	1,987	2,018
42	蔵敷公民館	収入（円）	114,130	89,240	99,930	97,260	155,250	80,007
		運営経費（円）	27,006,138	26,840,855	28,895,306	27,440,981	24,596,014	26,629,971
		年間利用者数（人）	22,585	22,279	22,307	20,807	22,304	19,333
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	1,191	1,201	1,291	1,314	1,096	1,373
43	上北台公民館	収入（円）	91,830	83,900	109,780	111,480	94,670	104,490
		運営経費（円）	19,309,427	19,455,296	19,588,420	19,683,904	19,835,429	20,201,268
		年間利用者数（人）	28,101	27,771	29,069	26,746	26,434	24,027
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	684	698	670	732	747	836
44	陶芸小屋	収入（円）	0	0	0	0	0	0
		運営経費（円）	69,870	750	43,330	7,707	6,200	827
		年間利用者数（人）	120	76	86	214	89	108
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	582	10	504	36	70	8

(3) スポーツレクリエーション施設

No.	施設名称	コスト関連情報						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
52	市民プール (更衣室棟)	収入（円）	0	0	0	0	75,732	74,796
		運営経費（円）	11,928	12,385	12,850	12,850	12,943	13,316
		年間利用者数（人）	44,073	46,017	45,334	44,518	48,203	45,330
		利用者1人当たり運営経費（円）	0	0	0	0	▲ 1	▲ 1
53	市民体育館	収入（円）	0	0	0	0	70,812	81,671
		運営経費（円）	112,069,978	107,334,757	109,774,755	103,809,392	103,292,055	97,414,089
		(個人)	56,094	63,550	69,863	70,517	71,314	66,180
		年間利用者数（人）	1,998	1,689	1,571	1,472	1,447	1,471
52 53	市民プール 市民体育館 (合計)	収入（円）	0	0	0	0	146,544	156,467
		運営経費（円）	112,081,906	107,347,142	109,787,605	103,822,242	103,304,998	97,427,405
		年間利用者数（人）	100,167	109,567	115,197	115,035	119,517	111,510
		利用者1人当たり運営経費（円）	1,119	980	953	903	863	872

※指定管理委託料は、市民プール（更衣室棟）、市民体育館で一括し、市民体育館に計上しています。

※市民プール（更衣室棟）の収入（円）は、自動販売機土地使用料です。また、運営経費（円）は、建物保険料です。

※市民体育館の収入（円）は、自動販売機建物使用料です。

(4) 産業系施設

No.	施設名称	コスト関連情報						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
56	ファーマーズセンターセンター(管理棟)	収入（円）	2,361,000	2,247,000	2,424,000	1,974,000	0	0
		運営経費（円）	6,018,777	6,040,666	5,921,593	5,765,679	5,928,655	5,937,314
		年間利用者数（人）	366	431	713	867	863	697
		利用者1人当たり運営経費（円）	9,994	8,802	4,905	4,373	6,870	8,518

※ファーマーズセンター（管理棟）の収入は、平成30年度分から

ファーマーズセンター（農園）の収入として整理しています。

(5) 子育て支援施設

No.	施設名称	コスト関連情報					
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
61	狭山保育園	収入（円）	3,729,100	3,701,500	2,427,100	2,542,400	2,612,700
		運営経費（円）	227,558,312	227,313,114	225,431,732	222,677,800	261,919,464
		入園児数（人）	93	96	92	84	81
		入園児1人当たり運営経費（円）	2,406,766	2,329,288	2,423,963	2,620,660	3,201,318
62	ならはし児童館	収入（円）	50,773	35,960	37,200	35,170	35,020
		運営経費（円）	17,619,124	21,549,960	21,973,015	24,959,414	24,252,241
		年間利用者数（人）	27,870	28,037	28,507	27,303	26,279
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	630	767	769	913	922
63	なんがい児童館	収入（円）	22,460	21,230	20,100	17,000	19,000
		運営経費（円）	18,638,421	21,253,409	21,975,002	23,616,330	22,466,922
		年間利用者数（人）	22,528	24,254	26,594	26,514	25,070
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	826	875	826	890	895
64	かみきただい児童館	収入（円）	50,000	29,550	22,760	22,070	18,830
		運営経費（円）	15,411,773	16,013,527	16,656,390	16,457,099	16,728,397
		年間利用者数（人）	24,312	24,773	24,608	24,506	22,765
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	632	645	676	671	734
65	さくらがおか児童館	収入（円）	37,897	25,570	25,070	25,310	25,880
		運営経費（円）	15,681,282	19,188,301	18,214,780	17,566,611	18,341,222
		年間利用者数（人）	23,635	23,408	23,762	22,287	21,646
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	662	819	765	787	846
66	むこうはら児童館	収入（円）	24,454	19,400	16,100	16,450	19,550
		運営経費（円）	16,651,550	16,789,943	16,855,857	16,776,013	17,779,033
		年間利用者数（人）	32,350	30,119	28,873	29,046	30,619
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	514	557	583	577	580
67	きよはら児童館	収入（円）	14,186	14,160	14,110	12,128	15,600
		運営経費（円）	19,381,808	19,374,599	19,455,890	20,543,211	20,342,450
		年間利用者数（人）	26,198	27,265	27,789	27,790	24,164
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	739	710	700	739	841
68	学童保育所第一クラブ	収入（円）	3,848,138	4,270,636	4,405,658	4,413,774	4,297,623
		運営経費（円）	9,675,409	10,491,155	11,294,807	27,532,085	30,171,550
		在籍児童数（人）	72	72	72	72	71
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292
		延在籍児童数（人）	21,096	21,168	21,096	21,168	20,732
		【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】					20,590
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	80,934	86,396	95,683	321,088	364,422
69	学童保育所第二クラブ	在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	276	294	327	1,092	1,248
		収入（円）	3,848,138	4,270,637	4,405,660	4,413,774	4,297,623
		運営経費（円）	9,675,403	10,491,162	11,294,815	24,549,134	26,630,865
		在籍児童数（人）	58	55	52	55	54
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292
		延在籍児童数（人）	16,994	16,170	15,236	16,170	15,768
		【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】					15,950
70	学童保育所第三クラブ	在籍児童1人当たり運営経費（円）	100,470	113,100	132,484	366,097	413,579
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	343	385	452	1,245	1,416
		収入（円）	3,848,138	4,270,636	4,405,659	4,413,774	4,297,623
		運営経費（円）	9,684,401	10,500,931	11,306,085	25,230,713	26,629,445
		在籍児童数（人）	38	54	47	53	42
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292
		延在籍児童数（人）	11,134	15,876	13,771	15,582	12,264
71	学童保育所第四クラブ	【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】					10,730
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	153,586	115,376	146,818	392,772	531,710
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	524	392	501	1,336	1,821
		収入（円）	3,848,138	4,270,636	4,405,659	4,413,774	4,297,623
		運営経費（円）	10,403,263	13,260,277	14,141,247	27,720,532	29,006,304
		在籍児童数（人）	80	80	75	80	71
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292
		延在籍児童数（人）	23,440	23,520	21,975	23,520	20,732
		【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】					19,430
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	81,939	112,371	129,808	291,334	348,010
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	280	382	443	991	1,192

No.	施設名称	コスト関連情報						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	
72	学童保育所 第五クラブ	収入（円）	3,848,138	4,270,636	4,405,659	4,413,774	4,297,623	4,092,355
		運営経費（円）	9,675,400	10,491,158	13,531,384	27,532,086	28,309,951	11,660,807
		在籍児童数（人）	67	68	77	80	80	78
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292	290
		延在籍児童数（人） 【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】	19,631	19,992	22,561	23,520	23,360	22,620
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	86,974	91,478	118,516	288,979	300,154	97,031
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	297	311	404	983	1,028	335
73	学童保育所 第六クラブ	収入（円）	3,848,139	4,270,637	4,405,660	4,413,771	4,297,623	4,092,355
		運営経費（円）	9,684,407	10,500,935	11,306,091	25,463,683	28,975,388	12,329,356
		在籍児童数（人）	47	41	50	72	55	54
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292	290
		延在籍児童数（人） 【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】	13,771	12,054	14,650	21,168	16,060	15,660
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	124,176	151,958	138,009	292,360	448,687	152,537
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	424	517	471	994	1,537	526
74	学童保育所 第七クラブ	収入（円）	3,848,138	4,270,637	4,405,659	4,413,774	4,297,623	4,092,355
		運営経費（円）	11,991,965	12,625,252	13,509,911	29,192,125	28,126,711	13,976,517
		在籍児童数（人）	51	58	48	54	71	73
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292	290
		延在籍児童数（人） 【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】	14,943	17,052	14,064	15,876	20,732	21,170
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	159,683	144,045	189,672	458,858	335,621	135,399
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	545	490	647	1,561	1,149	467
75	学童保育所 第八クラブ	収入（円）	3,848,139	4,270,637	4,405,660	4,413,772	4,297,623	4,092,355
		運営経費（円）	12,415,622	15,273,460	16,048,042	30,120,147	31,323,750	17,292,898
		在籍児童数（人）	72	69	74	64	70	60
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292	290
		延在籍児童数（人） 【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】	21,096	20,286	21,682	18,816	20,440	17,400
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	118,993	159,461	157,329	401,662	386,088	220,009
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	406	542	537	1,366	1,322	759
76	学童保育所 第九クラブ	収入（円）	3,848,138	4,270,636	4,405,658	4,413,771	4,297,623	4,092,355
		運営経費（円）	10,494,548	13,408,654	14,238,779	28,984,122	29,459,955	15,595,057
		在籍児童数（人）	52	64	58	77	61	64
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292	290
		延在籍児童数（人） 【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】	15,236	18,816	16,994	22,638	17,812	18,560
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	127,816	142,782	169,537	319,095	412,497	179,730
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	436	486	579	1,085	1,413	620
77	学童保育所第十 クラブ	収入（円）	3,848,138	4,270,637	4,405,660	4,413,771	4,297,623	4,092,355
		運営経費（円）	9,675,402	10,491,161	13,531,389	27,532,090	28,960,395	14,855,107
		在籍児童数（人）	63	75	72	67	75	56
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292	290
		延在籍児童数（人） 【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】	18,459	22,050	21,096	19,698	21,900	16,240
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	92,496	82,940	126,746	345,050	328,837	192,192
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	316	282	433	1,174	1,126	663
78	学童保育所 桜が丘クラブ	収入（円）	3,848,138	4,270,635	4,405,658	4,413,771	4,297,623	4,092,355
		運営経費（円）	10,454,070	11,070,297	14,176,016	27,363,507	29,457,103	17,505,087
		在籍児童数（人）	68	69	68	77	72	73
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292	290
		延在籍児童数（人） 【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】	19,924	20,286	19,924	22,638	21,024	21,170
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	97,146	98,546	143,682	298,049	349,437	183,736
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	332	335	490	1,014	1,197	634
79	子ども家庭 支援センター	収入（円）	6,464,400	5,943,600	6,126,000	5,954,300	6,123,600	5,880,000
		運営経費（円）	75,123,469	75,394,815	79,303,104	88,058,997	73,507,885	72,474,038
		年間利用者数（人）	6,600	6,383	6,498	6,919	7,965	7,980
		利用者1人当たり運営経費（円）	10,403	10,881	11,261	11,867	8,460	8,345

※学童保育所の在籍児童数は、行政報告書から各年度の4月の初日在籍児童数を記載しています。

(6) 保健・福祉施設

No.	施設名称	コスト関連情報						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
80	老人福祉センター (奈良橋市民センター内)	収入(円)	0	0	800	0	0	0
		運営経費(円)	221,231	221,171	218,038	1,963,187	2,054,075	2,913,107
		年間利用者数合計(人)	9,583	9,569	9,484	9,259	9,549	8,401
		利用者1人/回当たり運営経費(円)	23	23	23	212	215	347
81	南街老人福祉館	収入(円)	0	380	240	160	130	120
		運営経費(円)	4,592,890	4,605,824	5,229,820	4,652,128	4,758,118	4,708,514
		年間利用者数合計(人)	7,745	8,155	10,192	9,558	9,356	7,143
		利用者1人/回当たり運営経費(円)	593	565	513	487	509	659
82	上北台老人福祉館	収入(円)	0	0	0	0	0	0
		運営経費(円)	169,915	174,252	191,098	190,320	166,320	193,400
		年間利用者数合計(人)	6,942	7,415	7,729	5,554	7,284	6,945
		利用者1人/回当たり運営経費(円)	24	23	25	34	23	28
83	向原老人福祉館	収入(円)	10,800	30,400	34,400	43,200	39,200	30,400
		運営経費(円)	154,707	149,938	156,163	1,647,088	1,633,530	1,782,758
		年間利用者数合計(人)	10,079	11,201	12,191	11,530	11,581	10,434
		利用者1人/回当たり運営経費(円)	14	11	10	139	138	168
84	清原老人福祉館	収入(円)	0	0	3,200	6,000	5,400	3,800
		運営経費(円)	18,042	19,917	20,998	15,092	916,563	604,098
		年間利用者数合計(人)	14,144	15,088	14,360	14,124	15,381	14,516
		利用者1人/回当たり運営経費(円)	1	1	1	1	59	41
85	芋窪老人集会所	収入(円)	60	20	0	0	0	30
		運営経費(円)	470,172	492,949	500,335	512,909	616,598	515,266
		年間利用者数(人)	1,770	2,112	2,381	1,760	1,777	1,723
		利用者1人/回当たり運営経費(円)	266	233	210	291	347	299
86	高齢者ほっと支援センターきよはら	収入(円)	0	0	0	0	0	0
		運営経費(円)	22,562,000	23,020,000	23,320,000	23,678,000	23,940,000	28,500,000
		年間相談件数(件)	13,295	8,239	13,041	14,339	15,368	15,478
		相談1件当たり運営経費(円)	1,697	2,794	1,788	1,651	1,558	1,841
87	高齢者在宅サービスセンターむこうはら	収入(円)	0	0	0	0	0	0
		運営経費(円)	17,804,519	17,804,730	17,804,941	17,805,068	17,805,110	4,266,501
		年間延利用者数(人)	5,831	6,747	6,974	7,011	7,769	7,207
		利用者1人/回当たり運営経費(円)	3,053	2,639	2,553	2,540	2,292	592
88	高齢者在宅サービスセンターきよはら	収入(円)	0	0	0	0	0	0
		運営経費(円)	11,343,977	11,344,346	11,344,716	11,345,011	11,180,307	4,443,498
		年間延利用者数(人)	9,123	9,371	9,542	9,493	9,391	9,223
		利用者1人/回当たり運営経費(円)	1,243	1,211	1,189	1,195	1,191	482

No.	施設名称	コスト関連情報						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
89	高齢者住宅 ピア芋窪	収入(円)	2,742,580	2,856,829	2,688,916	2,291,149	2,440,110	2,413,690
		運営経費(円)	14,265,972	14,188,072	14,138,320	14,229,287	14,423,870	14,132,527
		住宅戸数(戸)	10	10	10	10	10	10
		1戸当たり運営経費(円)	1,152,339	1,133,124	1,144,940	1,193,814	1,198,376	1,171,884
90	みのり福祉園	収入(円)	97,506,248	100,645,413	59,237,921	—	—	—
		運営経費(円)	224,674,873	222,141,518	198,345,995	3,766,209	3,892,401	3,389,196
		年間利用者数(人)	12,685	13,004	6,522	—	—	—
		利用者1人/回当たり運営経費(円)	10,025	9,343	21,329	—	—	—
91	やまとあけぼの学園	収入(円)	28,164,640	26,965,338	26,719,115	28,115,903	22,144,650	24,718,206
		運営経費(円)	99,758,891	98,984,810	100,605,166	91,225,175	86,215,832	72,898,944
		年間出席延児童数(人)	3,345	2,992	2,762	2,804	2,108	2,424
		出席児童1人/日当たり運営経費(円)	21,403	24,071	26,751	22,507	30,394	19,877
92	のぞみ集会所	収入(円)	300	490	260	—	—	—
		運営経費(円)	2,537,133	2,512,839	2,470,782	—	—	—
		年間利用者数(人)	601	572	280	—	—	—
		利用者1人/日当たり運営経費(円)	4,221	4,392	8,823	—	—	—
93	保健センター	収入(円)	0	0	0	0	0	0
		運営経費(円)	719,669,794	721,675,902	716,918,197	703,425,488	693,087,768	722,701,315
		年間利用者数(人)	13,530	13,966	12,161	12,910	13,609	13,954
		利用者1人/回当たり運営経費(円)	53,191	51,674	58,952	54,487	50,929	51,792
94	休日急患診療所	収入(円)	22,273,525	15,607,321	15,738,898	19,029,831	17,536,833	16,241,070
		運営経費(円)	22,230,483	21,817,435	20,974,540	22,930,490	23,984,396	22,771,650
		年間患者数(人)	2,300	1,814	1,808	2,018	1,788	1,692
		患者1人/回当たり運営経費(円)	▲ 19	3,423	2,896	1,933	3,606	3,860

※老人福祉センター及び各老人福祉館の年間利用者数合計及び芋窪老人集会所年間利用者人数は、行政報告書の人数を記載しています。

(7) 行政系施設

No.	施設名称	コスト関連情報						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
95	市役所庁舎	収入(円)	42,517,391	42,442,683	41,065,841	44,905,350	43,364,405	42,132,552
		運営経費(円)	139,827,001	128,194,533	125,440,638	138,481,528	177,208,428	250,674,634
		年間運営日数(日)	294	294	294	294	295	288
		1日当たり運営経費(円)	330,985	291,673	286,989	318,286	453,709	724,104

※市役所庁舎における収入(円)の内訳：税務関係手数料や電子証明書発行手数料等の手数料、電子複写機使用料や広告看板料等の使用料

(8) 市民センター

No.	施設名称	コスト関連情報						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
100	奈良橋市民センター	収入（円）	146,591	143,543	138,954	141,884	126,334	148,724
		運営経費（円）	19,675,081	18,707,695	20,525,677	17,916,186	16,445,133	18,138,144
100	21 奈良橋地区会館 (再掲)	収入（円）	0	0	0	0	0	13,900
		運営経費（円）	0	0	0	0	2,065,711	2,097,391
		年間利用者数（人）	25,230	24,278	22,697	23,284	22,186	21,834
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	0	0	0	0	93	95
100	62 ならはし児童館 (再掲)	収入（円）	50,773	35,960	37,200	35,170	35,020	20,100
		運営経費（円）	17,619,124	21,549,960	21,973,015	24,959,414	30,131,245	23,533,728
		年間利用者数（人）	27,870	28,037	28,507	27,303	26,279	24,739
		利用者1人/回当たり運営経費（円人）	630	767	769	913	1,145	950
100	68 学童保育所 第一クラブ (再掲)	収入（円）	3,848,138	4,270,636	4,405,658	4,413,774	4,297,623	4,092,355
		運営経費（円）	9,675,409	10,491,155	11,294,807	27,532,085	30,171,550	17,298,300
		在籍児童数（人）	72	72	72	72	71	71
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292	290
		延在籍児童数（人） 【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】	21,096	21,168	21,096	21,168	20,732	20,590
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	80,934	86,396	95,683	321,088	364,422	185,999
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	276	294	327	1,092	1,248	641
100	80 老人福祉センタ (再掲)	収入（円）	0	0	800	0	0	0
		運営経費（円）	221,231	221,171	218,038	1,963,187	2,054,075	2,913,107
		年間利用者数合計（人）	9,583	9,569	9,484	9,259	9,549	8,401
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	23	23	23	212	215	347
100	奈良橋市民センター (合計)	収入（円）	4,045,502	4,450,139	4,582,612	4,590,828	4,458,977	4,275,079
		運営経費（円）	47,190,845	50,969,981	54,011,537	72,370,872	80,867,714	63,980,670
		年間利用者数合計（人）	83,779	83,052	81,784	81,014	78,746	75,564
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	515	560	604	837	970	790
101	南街市民センター	収入（円）	0	0	0	0	0	0
		運営経費（円）	13,855,012	13,409,288	14,593,787	13,982,140	17,264,588	15,316,424
101	40 南街公民館 (再掲)	収入（円）	168,590	160,400	145,280	137,520	168,930	112,640
		運営経費（円）	19,313,521	19,478,303	19,505,026	19,667,684	18,574,929	18,829,747
		年間利用者数（人）	35,561	34,623	33,293	31,126	32,243	27,124
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	538	558	581	627	571	690
101	63 なんがい児童館 (再掲)	収入（円）	22,460	21,230	20,100	17,000	19,000	16,700
		運営経費（円）	18,638,421	21,253,409	21,975,002	23,616,330	22,466,922	22,050,661
		年間利用者数（人）	22,528	24,254	26,594	26,514	25,070	25,020
		利用者1人/回当たり運営経費（円人）	826	875	826	890	895	881
101	69 学童保育所 第二クラブ (再掲)	収入（円）	3,848,138	4,270,637	4,405,660	4,413,774	4,297,623	4,092,355
		運営経費（円）	9,675,403	10,491,162	11,294,815	24,549,134	26,630,865	12,488,393
		在籍児童数（人）	58	55	52	55	54	55
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292	290
		延在籍児童数（人） 【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】	16,994	16,170	15,236	16,170	15,768	15,950
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	100,470	113,100	132,484	366,097	413,579	152,655
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	343	385	452	1,245	1,416	526
101	南街市民センター (合計)	収入（円）	4,039,188	4,452,267	4,571,040	4,568,294	4,485,553	4,221,695
		運営経費（円）	61,482,357	64,632,162	67,368,630	81,815,288	84,937,304	68,685,225
		年間利用者数合計（人）	75,083	75,047	75,123	73,810	73,081	68,094
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	765	802	836	1,047	1,101	947

No.	施設名称	コスト関連情報						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
102	上北台市民センター	収入（円）	710	650	1,010	780	330	380
		運営経費（円）	17,547,231	18,172,346	17,959,600	18,941,540	21,814,322	17,484,595
102	43 上北台公民館 (再掲)	収入（円）	91,830	83,900	109,780	111,480	94,670	104,490
		運営経費（円）	19,309,427	19,455,296	19,588,420	19,683,904	19,835,429	20,201,268
		年間利用者数（人）	28,101	27,771	29,069	26,746	26,434	24,027
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	684	698	670	732	747	836
102	64 かみきただい児童館 (再掲)	収入（円）	50,000	29,550	22,760	22,070	18,830	18,920
		運営経費（円）	15,411,773	16,013,527	16,656,390	16,457,099	16,728,397	17,170,818
		年間利用者数（人）	24,312	24,773	24,608	24,506	22,765	20,332
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	632	645	676	671	734	844
102	77 学童保育所第十一クラブ (再掲)	収入（円）	3,848,138	4,270,637	4,405,660	4,413,771	4,297,623	4,092,355
		運営経費（円）	9,675,402	10,491,161	13,531,389	27,532,090	28,960,395	14,855,107
		在籍児童数（人）	63	75	72	67	75	56
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292	290
		延在籍児童数（人） 【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】	18,459	22,050	21,096	19,698	21,900	16,240
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	92,496	82,940	126,746	345,050	328,837	192,192
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	316	282	433	1,174	1,126	663
102	82 上北台老人福祉館 (再掲)	収入（円）	0	0	0	0	0	0
		運営経費（円）	169,915	174,252	191,098	190,320	166,320	193,400
		年間利用者数合計（人）	6,942	7,415	7,729	5,554	7,284	6,945
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	24	23	25	34	23	28
102	上北台市民センター (合計)	収入（円）	3,990,678	4,384,737	4,539,210	4,548,101	4,411,453	4,216,145
		運営経費（円）	62,113,748	64,306,582	67,926,897	82,804,953	87,504,863	69,905,188
		年間利用者数合計（人）	77,814	82,009	82,502	76,504	78,383	67,544
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	747	731	768	1,023	1,060	973
103	桜が丘市民センター	収入（円）	24,000	23,800	34,600	26,100	13,800	0
		運営経費（円）	12,469,376	13,593,630	12,771,492	13,418,494	15,853,491	12,803,582
103	29 桜が丘集会所 (再掲)	収入（円）	0	0	0	0	8,700	23,400
		運営経費（円）	0	0	0	0	0	0
		年間利用者数（人）	16,325	16,115	18,143	17,500	16,513	15,046
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	0	0	0	0	▲ 1	▲ 2
103	32 桜が丘図書館 (再掲)	収入（円）	0	0	0	22,607	19,908	15,103
		運営経費（円）	28,658,691	28,487,787	28,474,515	28,725,087	29,135,022	28,676,128
		年間貸出者数（人）	35,060	35,455	35,992	36,496	35,543	31,547
		貸出者1人/回当たり運営経費（円）	817	803	791	786	819	909
103	65 さくらがおか児童館 (再掲)	収入（円）	37,897	25,570	25,070	25,310	25,880	21,490
		運営経費（円）	15,681,282	19,188,301	18,214,780	17,566,611	18,341,222	18,001,480
		年間利用者数（人）	23,635	23,408	23,762	22,287	21,646	18,666
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	662	819	765	787	846	963
103	桜が丘市民センター (合計)	収入（円）	61,897	49,370	59,670	74,017	68,288	59,993
		運営経費（円）	56,809,349	61,269,718	59,460,787	59,710,192	63,329,735	59,481,190
		年間利用者数合計（人）	75,020	74,978	77,897	76,283	73,702	65,259
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	756	817	763	782	858	911

No.	施設名称	コスト関連情報						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
104	向原市民センター	収入（円）	105,830	124,850	113,050	121,730	123,300	60,650
		運営経費（円）	16,310,127	15,766,963	15,318,168	14,160,198	12,685,759	11,454,061
104	22 向原地区会館 (再掲)	収入（円）	0	0	0	0	0	5,400
		運営経費（円）	0	0	0	0	2,093,935	2,118,754
		年間利用者数（人）	28,159	26,673	27,086	24,668	26,134	23,300
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	0	0	0	0	80	91
104	66 むこうはら児童 館 (再掲)	収入（円）	24,454	19,400	16,100	16,450	19,550	6,700
		運営経費（円）	16,651,550	16,789,943	16,855,857	16,776,013	17,779,033	17,567,767
		年間利用者数（人）	32,350	30,119	28,873	29,046	30,619	27,783
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	514	557	583	577	580	632
104	72 学童保育所 第五クラブ (再掲)	収入（円）	3,848,138	4,270,636	4,405,659	4,413,774	4,297,623	4,092,355
		運営経費（円）	9,675,400	10,491,158	13,531,384	27,532,086	28,309,951	11,660,807
		在籍児童数（人）	67	68	77	80	80	78
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292	290
		延在籍児童数（人） 【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】	19,631	19,992	22,561	23,520	23,360	22,620
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	86,974	91,478	118,516	288,979	300,154	97,031
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	297	311	404	983	1,028	335
104	83 向原老人福祉館 (再掲)	収入（円）	10,800	30,400	34,400	43,200	39,200	30,400
		運営経費（円）	154,707	149,938	156,163	1,647,088	1,633,530	1,782,758
		年間利用者数合計（人）	10,079	11,201	12,191	11,530	11,581	10,434
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	14	11	10	139	138	168
104	向原市民センター (合計)	収入（円）	3,989,222	4,445,286	4,569,209	4,595,154	4,479,673	4,195,505
		運営経費（円）	42,791,784	43,198,002	45,861,572	60,115,385	62,502,208	44,584,147
		年間利用者数合計（人）	90,219	87,985	90,711	88,764	91,694	84,137
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	430	440	455	625	633	480
105	清原市民センター	収入（円）	140,040	154,730	138,300	117,990	134,630	109,640
		運営経費（円）	34,028,522	34,663,540	34,835,858	34,582,002	35,995,143	34,658,519
		収納関係取扱件数(件)	6,417	5,926	6,047	5,184	4,866	4,562
		証明関係取扱件数(件)	5,274	5,705	5,674	5,517	5,004	4,923
		合計取扱件数(件)	11,691	11,631	11,721	10,701	9,870	9,485
		取扱1件当たり運営経費(円)	2,899	2,967	2,960	3,221	3,633	3,642
105	23 清原地区会館 (再掲)	収入（円）	40,500	43,800	37,800	34,000	31,800	31,900
		運営経費（円）	0	0	0	0	3,624,215	5,459,902
		年間利用者数（人）	24,103	24,657	26,762	28,901	29,254	24,093
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	▲ 2	▲ 2	▲ 1	▲ 1	123	225
105	33 清原図書館 (再掲)	収入（円）	0	0	0	30,680	38,050	20,523
		運営経費（円）	29,527,205	29,198,699	29,404,867	29,692,271	30,131,245	29,283,081
		年間貸出者数（人）	38,030	38,680	37,322	36,717	35,868	32,028
		貸出者1人/回当たり運営経費（円）	776	755	788	808	839	914
105	84 清原老人福祉館 (再掲)	収入（円）	0	0	3,200	6,000	5,400	3,800
		運営経費（円）	18,042	19,917	20,998	15,092	916,563	604,098
		年間利用者数合計（人）	14,144	15,088	14,360	14,124	15,381	14,516
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	1	1	1	1	59	41
105	清原市民センター (合計)	収入（円）	180,540	198,530	179,300	188,670	209,880	165,863
		運営経費（円）	63,573,769	63,882,156	64,261,723	64,289,365	70,667,166	70,005,600
		年間利用者数及び取扱件数合計（人）	79,176	81,392	81,404	82,963	84,136	74,279
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	801	782	787	773	837	940

No.	施設名称	コスト関連情報						
		指標	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
104	向原市民センター	収入（円）	105,830	124,850	113,050	121,730	123,300	60,650
		運営経費（円）	16,310,127	15,766,963	15,318,168	14,160,198	12,685,759	11,454,061
104	22 向原地区会館 (再掲)	収入（円）	0	0	0	0	0	5,400
		運営経費（円）	0	0	0	0	2,093,935	2,118,754
		年間利用者数（人）	28,159	26,673	27,086	24,668	26,134	23,300
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	0	0	0	0	80	91
104	66 むこうはら児童 館 (再掲)	収入（円）	24,454	19,400	16,100	16,450	19,550	6,700
		運営経費（円）	16,651,550	16,789,943	16,855,857	16,776,013	17,779,033	17,567,767
		年間利用者数（人）	32,350	30,119	28,873	29,046	30,619	27,783
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	514	557	583	577	580	632
104	72 学童保育所 第五クラブ (再掲)	収入（円）	3,848,138	4,270,636	4,405,659	4,413,774	4,297,623	4,092,355
		運営経費（円）	9,675,400	10,491,158	13,531,384	27,532,086	28,309,951	11,660,807
		在籍児童数（人）	67	68	77	80	80	78
		年間運営日数（日）	293	294	293	294	292	290
		延在籍児童数（人） 【在籍児童数（人）×年間運営日数（日）】	19,631	19,992	22,561	23,520	23,360	22,620
		在籍児童1人当たり運営経費（円）	86,974	91,478	118,516	288,979	300,154	97,031
		在籍児童1人/日当たり運営経費（円）	297	311	404	983	1,028	335
104	83 向原老人福祉館 (再掲)	収入（円）	10,800	30,400	34,400	43,200	39,200	30,400
		運営経費（円）	154,707	149,938	156,163	1,647,088	1,633,530	1,782,758
		年間利用者数合計（人）	10,079	11,201	12,191	11,530	11,581	10,434
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	14	11	10	139	138	168
104	向原市民センター (合計)	収入（円）	3,989,222	4,445,286	4,569,209	4,595,154	4,479,673	4,195,505
		運営経費（円）	42,791,784	43,198,002	45,861,572	60,115,385	62,502,208	44,584,147
		年間利用者数合計（人）	90,219	87,985	90,711	88,764	91,694	84,137
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	430	440	455	625	633	480
105	清原市民センター	収入（円）	140,040	154,730	138,300	117,990	134,630	109,640
		運営経費（円）	34,028,522	34,663,540	34,835,858	34,582,002	35,995,143	34,658,519
		収納関係取扱件数(件)	6,417	5,926	6,047	5,184	4,866	4,562
		証明関係取扱件数(件)	5,274	5,705	5,674	5,517	5,004	4,923
		合計取扱件数(件)	11,691	11,631	11,721	10,701	9,870	9,485
		取扱1件当たり運営経費(円)	2,899	2,967	2,960	3,221	3,633	3,642
105	23 清原地区会館 (再掲)	収入（円）	40,500	43,800	37,800	34,000	31,800	31,900
		運営経費（円）	0	0	0	0	3,624,215	5,459,902
		年間利用者数（人）	24,103	24,657	26,762	28,901	29,254	24,093
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	▲ 2	▲ 2	▲ 1	▲ 1	123	225
105	33 清原図書館 (再掲)	収入（円）	0	0	0	30,680	38,050	20,523
		運営経費（円）	29,527,205	29,198,699	29,404,867	29,692,271	30,131,245	29,283,081
		年間貸出者数（人）	38,030	38,680	37,322	36,717	35,868	32,028
		貸出者1人/回当たり運営経費（円）	776	755	788	808	839	914
105	84 清原老人福祉館 (再掲)	収入（円）	0	0	3,200	6,000	5,400	3,800
		運営経費（円）	18,042	19,917	20,998	15,092	916,563	604,098
		年間利用者数合計（人）	14,144	15,088	14,360	14,124	15,381	14,516
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	1	1	1	1	59	41
105	清原市民センター (合計)	収入（円）	180,540	198,530	179,300	188,670	209,880	165,863
		運営経費（円）	63,573,769	63,882,156	64,261,723	64,289,365	70,667,166	70,005,600
		年間利用者数及び取扱件数合計（人）	79,176	81,392	81,404	82,963	84,136	74,279
		利用者1人/回当たり運営経費（円）	801	782	787	773	837	940

6-3 多摩26市の主な施設の比較

(1) 小学校

No.	自治体名	(A)	(B)	(C)	(D)	(E) = (A/C)	小学校		
							面積 (km ²)	人口 (人)	小学校数 (校)
							児童数 (人)	1校当たりの 市域面積 (km ² /校)	小学校までの 平均距離* (km)
							1人/校	1人/km	1人/km ²
1	八王子市	186.38	577,212	69	26,109	2.70	0.93	8,365	378
2	立川市	24.36	180,822	19	8,599	1.28	0.64	9,517	453
3	武藏野市	10.98	148,350	12	6,090	0.92	0.54	12,363	508
4	三鷹市	16.42	192,518	15	9,263	1.09	0.59	12,835	618
5	青梅市	103.31	133,573	17	5,853	6.08	1.39	7,857	344
6	府中市	29.43	263,407	22	13,549	1.34	0.65	11,973	616
7	昭島市	17.34	112,055	13	5,611	1.33	0.65	8,620	432
8	調布市	21.58	239,824	20	11,213	1.08	0.59	11,991	561
9	町田市	71.55	434,170	42	21,573	1.70	0.74	10,337	514
10	小金井市	11.30	125,851	9	5,644	1.26	0.63	13,983	627
11	小平市	20.51	196,435	19	10,072	1.08	0.59	10,339	530
12	日野市	27.55	190,006	17	9,366	1.62	0.72	11,177	551
13	東村山市	17.14	150,417	15	7,332	1.14	0.60	10,028	489
14	国分寺市	11.46	127,998	10	5,719	1.15	0.60	12,800	572
15	国立市	8.15	75,167	8	3,145	1.02	0.57	9,396	393
16	福生市	10.16	57,443	7	2,346	1.45	0.68	8,206	335
17	狛江市	6.39	83,826	6	3,622	1.07	0.58	13,971	604
18	清瀬市	10.23	75,168	9	3,676	1.14	0.60	8,352	408
19	東久留米市	12.88	116,446	12	5,542	1.07	0.58	9,704	462
20	武蔵村山市	15.32	71,544	9	4,058	1.70	0.74	7,949	451
21	多摩市	21.01	147,790	17	7,004	1.24	0.63	8,694	412
22	稻城市	17.97	91,850	12	5,303	1.50	0.69	7,654	442
23	羽村市	9.90	54,709	7	2,843	1.41	0.67	7,816	406
24	あきる野市	73.47	80,055	10	4,176	7.35	1.53	8,006	418
25	西東京市	15.75	206,268	18	9,909	0.88	0.53	11,459	551
26	東大和市	13.42	84,247	10	4,431	1.34	0.65	8,425	443
	26市平均	30.15	162,198	16	7,771	1.73	0.70	10,070	481
	類似団体平均	22.23	77,322	9	3,846	2.30	0.79	8,340	407

・「面積」及び「人口」の出典：東京都 くらしと統計2020区市町村統計表

・「小学校数」及び「児童数」の出典：東京都 令和2年度学校基本統計

*「小学校までの平均距離(km)」の求め方

小学校が、1校当たりの市域面積の円の中心に位置すると仮定し、円の半径を求め小学校までの平均距離とした。

*令和2年度の都内における類似団体は、国立市、福生市、清瀬市、稻城市、あきる野市、東大和市の6市です。

類似団体とは、市区町村を人口と産業構造に応じて区分したもので、東大和市は「II-3」という類型に該当します。

「II-3」は、人口が5万人以上10万人未満で、産業構造が第2次・第3次産業が90%以上で、かつ、第3次産業が65%以上的一般市です。 出典：総務省 市区町村の類似団体（令和2年度）

(2) 中学校

No.	自治体名	(A)	(B)	(C)	(D)	(E) = (A/C)	中学校		
							中学校数 (校)	生徒数 (人)	1校当たりの 市域面積 (km ² /校)
1	八王子市	186.38	577,212	37	12,748	5.04	1.27	15,600	345
2	立川市	24.36	180,822	9	3,776	2.71	0.93	20,091	420
3	武蔵野市	10.98	148,350	7	2,276	1.57	0.71	21,193	325
4	三鷹市	16.42	192,518	7	3,370	2.35	0.86	27,503	481
5	青梅市	103.31	133,573	11	3,126	9.39	1.73	12,143	284
6	府中市	29.43	263,407	11	5,783	2.68	0.92	23,946	526
7	昭島市	17.34	112,055	6	2,497	2.89	0.96	18,676	416
8	調布市	21.58	239,824	8	4,217	2.70	0.93	29,978	527
9	町田市	71.55	434,170	20	10,340	3.58	1.07	21,709	517
10	小金井市	11.30	125,851	5	2,088	2.26	0.85	25,170	418
11	小平市	20.51	196,435	8	4,083	2.56	0.90	24,554	510
12	日野市	27.55	190,006	8	4,194	3.44	1.05	23,751	524
13	東村山市	17.14	150,417	8	3,488	2.14	0.83	18,802	436
14	国分寺市	11.46	127,998	5	2,320	2.29	0.85	25,600	464
15	国立市	8.15	75,167	3	1,347	2.72	0.93	25,056	449
16	福生市	10.16	57,443	3	1,045	3.39	1.04	19,148	348
17	狛江市	6.39	83,826	4	1,289	1.60	0.71	20,957	322
18	清瀬市	10.23	75,168	5	1,779	2.05	0.81	15,034	356
19	東久留米市	12.88	116,446	7	2,536	1.84	0.77	16,635	362
20	武蔵村山市	15.32	71,544	5	2,188	3.06	0.99	14,309	438
21	多摩市	21.01	147,790	9	3,071	2.33	0.86	16,421	341
22	稲城市	17.97	91,850	6	2,371	3.00	0.98	15,308	395
23	羽村市	9.90	54,709	3	1,361	3.30	1.02	18,236	454
24	あきる野市	73.47	80,055	6	2,126	12.25	1.97	13,343	354
25	西東京市	15.75	206,268	9	4,050	1.75	0.75	22,919	450
26	東大和市	13.42	84,247	5	2,047	2.68	0.92	16,849	409
26市平均		30.15	162,198	8	3,443	3.29	0.98	20,113	418
類似団体平均		22.23	77,322	5	1,786	4.35	1.11	17,456	385

・「面積」及び「人口」の出典：東京都 くらしと統計2020区市町村統計表

・「中学校数」及び「生徒数」の出典：東京都 令和2年度学校基本統計

* 「中学校までの平均距離 (km)」の求め方

中学校が、1校当たりの市域面積の円の中心に位置すると仮定し、円の半径を求め中学校までの平均距離とした。

(3) 図書館

No.	自治体名	(A)	(B)	(C)	(D) = (A/C)	$\sqrt{(D/\pi)}$	図書館			
							図書館数 (館)	1館当たりの 市域面積 (km ² /校)	図書館までの 平均距離 * (km)	蔵書数 (冊)
1	八王子市	186.38	577,212	9	20.71	2.57	1,673,056	64,135	185,895	2.90
2	立川市	24.36	180,822	9	2.71	0.93	909,989	20,091	101,110	5.03
3	武藏野市	10.98	148,350	3	3.66	1.08	932,167	49,450	310,722	6.28
4	三鷹市	16.42	192,518	5	3.28	1.02	790,776	38,504	158,155	4.11
5	青梅市	103.31	133,573	10	10.33	1.81	587,361	13,357	58,736	4.40
6	府中市	29.43	263,407	13	2.26	0.85	1,518,458	20,262	116,804	5.76
7	昭島市	17.34	112,055	5	3.47	1.05	457,296	22,411	91,459	4.08
8	調布市	21.58	239,824	11	1.96	0.79	1,383,916	21,802	125,811	5.77
9	町田市	71.55	434,170	8	8.94	1.69	1,168,080	54,271	146,010	2.69
10	小金井市	11.30	125,851	4	2.83	0.95	491,046	31,463	122,762	3.90
11	小平市	20.51	196,435	11	1.86	0.77	1,168,127	17,858	106,193	5.95
12	日野市	27.55	190,006	7	3.94	1.12	843,715	27,144	120,531	4.44
13	東村山市	17.14	150,417	5	3.43	1.04	706,955	30,083	141,391	4.70
14	国分寺市	11.46	127,998	6	1.91	0.78	601,274	21,333	100,212	4.70
15	国立市	8.15	75,167	2	4.08	1.14	360,277	37,584	180,139	4.79
16	福生市	10.16	57,443	4	2.54	0.90	455,686	14,361	113,922	7.93
17	狛江市	6.39	83,826	1	6.39	1.43	294,625	83,826	294,625	3.51
18	清瀬市	10.23	75,168	6	1.71	0.74	406,805	12,528	67,801	5.41
19	東久留米市	12.88	116,446	4	3.22	1.01	471,632	29,112	117,908	4.05
20	武藏村山市	15.32	71,544	2	7.66	1.56	316,462	35,772	158,231	4.42
21	多摩市	21.01	147,790	8	2.63	0.91	736,972	18,474	92,122	4.99
22	稻城市	17.97	91,850	6	3.00	0.98	654,738	15,308	109,123	7.13
23	羽村市	9.90	54,709	1	9.90	1.78	416,189	54,709	416,189	7.61
24	あきる野市	73.47	80,055	4	18.37	2.42	612,027	20,014	153,007	7.65
25	西東京市	15.75	206,268	6	2.63	0.91	784,963	34,378	130,827	3.81
26	東大和市	13.42	84,247	3	4.47	1.19	477,617	28,082	159,206	5.67
26市平均		30.15	162,198	6	5.30	1.21	739,239	31,397	149,188	5.06
類似団体平均		22.23	77,322	4	5.69	1.23	494,525	21,313	130,533	6.43

・「面積」及び「人口」の出典：東京都 くらしと統計2020区市町村統計表

・「図書館数」及び「蔵書数」の出典：令和2年度東京都公立図書館調査（総括表）

「蔵書数」は、令和2年度東京都公立図書館調査（総括表）の「図書総数（冊）」

* 「図書館までの平均距離 (km)」の求め方

図書館が、1館当たりの市域面積の円の中心に位置すると仮定し、円の半径を求め図書館までの平均距離とした。

(4) 公民館

No.	自治体名	(A)	(B)	(C)	公民館		
					公民館数 (館)	1館当たりの 市域面積 (km ² /館)	公民館までの 平均距離 * (km)
1	八王子市	186.38	577,212	-	-	-	-
2	立川市	24.36	180,822	-	-	-	-
3	武蔵野市	10.98	148,350	-	-	-	-
4	三鷹市	16.42	192,518	-	-	-	-
5	青梅市	103.31	133,573	-	-	-	-
6	府中市	29.43	263,407	11	2.68	0.92	23,946
7	昭島市	17.34	112,055	1	17.34	2.35	112,055
8	調布市	21.58	239,824	3	7.19	1.51	79,941
9	町田市	71.55	434,170	1	71.55	4.77	434,170
10	小金井市	11.30	125,851	5	2.26	0.85	25,170
11	小平市	20.51	196,435	11	1.86	0.77	17,858
12	日野市	27.55	190,006	1	27.55	2.96	190,006
13	東村山市	17.14	150,417	5	3.43	1.04	30,083
14	国分寺市	11.46	127,998	5	2.29	0.85	25,600
15	国立市	8.15	75,167	1	8.15	1.61	75,167
16	福生市	10.16	57,443	3	3.39	1.04	19,148
17	狛江市	6.39	83,826	2	3.20	1.01	41,913
18	清瀬市	10.23	75,168	-	-	-	-
19	東久留米市	12.88	116,446	-	-	-	-
20	武蔵村山市	15.32	71,544	2	7.66	1.56	35,772
21	多摩市	21.01	147,790	2	10.51	1.83	73,895
22	稲城市	17.97	91,850	5	3.59	1.07	18,370
23	羽村市	9.90	54,709	1	9.90	1.78	54,709
24	あきる野市	73.47	80,055	1	73.47	4.84	80,055
25	西東京市	15.75	206,268	6	2.63	0.91	34,378
26	東大和市	13.42	84,247	5	2.68	0.92	16,849
26市平均		30.15	162,198	4	13.75	1.72	73,110
類似団体平均		22.23	77,322	3	18.26	1.90	41,918

- ・「面積」及び「人口」の出典：東京都 くらしと統計2020区市町村統計表
- ・「公民館数」出典：東京都生涯学習情報 令和2年3月版 各市の施設区分「公民館」の数を記載。
「-」は、対象施設なし
- * 「公民館までの平均距離 (km)」の求め方

公民館が、1館当たりの市域面積の円の中心に位置すると仮定し、円の半径を求め公民館までの平均距離とした。

(5) 体育館

No.	自治体名	(A)	(B)	(C)	体育館		
					体育館数 (館)	1館当たりの 市域面積 (km ² /館)	体育館までの 平均距離 * (km)
1	八王子市	186.38	577,212	4	46.60	3.85	144,303
2	立川市	24.36	180,822	2	12.18	1.97	90,411
3	武蔵野市	10.98	148,350	1	10.98	1.87	148,350
4	三鷹市	16.42	192,518	6	2.74	0.93	32,086
5	青梅市	103.31	133,573	14	7.38	1.53	9,541
6	府中市	29.43	263,407	7	4.20	1.16	37,630
7	昭島市	17.34	112,055	3	5.78	1.36	37,352
8	調布市	21.58	239,824	3	7.19	1.51	79,941
9	町田市	71.55	434,170	2	35.78	3.37	217,085
10	小金井市	11.30	125,851	1	11.30	1.90	125,851
11	小平市	20.51	196,435	1	20.51	2.56	196,435
12	日野市	27.55	190,006	1	27.55	2.96	190,006
13	東村山市	17.14	150,417	1	17.14	2.34	150,417
14	国分寺市	11.46	127,998	3	3.82	1.10	42,666
15	国立市	8.15	75,167	1	8.15	1.61	75,167
16	福生市	10.16	57,443	3	3.39	1.04	19,148
17	狛江市	6.39	83,826	2	3.20	1.01	41,913
18	清瀬市	10.23	75,168	2	5.12	1.28	37,584
19	東久留米市	12.88	116,446	2	6.44	1.43	58,223
20	武蔵村山市	15.32	71,544	1	15.32	2.21	71,544
21	多摩市	21.01	147,790	4	5.25	1.29	36,948
22	稲城市	17.97	91,850	1	17.97	2.39	91,850
23	羽村市	9.90	54,709	1	9.90	1.78	54,709
24	あきる野市	73.47	80,055	2	36.74	3.42	40,028
25	西東京市	15.75	206,268	4	3.94	1.12	51,567
26	東大和市	13.42	84,247	1	13.42	2.07	84,247
26市平均		30.15	162,198	3	13.15	1.89	83,269
類似団体平均		22.23	77,322	2	14.13	1.97	58,004

・「面積」及び「人口」の出典：東京都 くらしと統計2020区市町村統計表

・「体育館数」の出典：総務省「公共施設状況調」決算年度2018

「-」は、対象施設なし

* 「体育館までの平均距離 (km)」の求め方

体育館が、1館当たりの市域面積の円の中心に位置すると仮定し、円の半径を求めて体育館までの平均距離とした。

(6) 児童館

No.	自治体名	(A)	(B)	(C)	児童館		
					児童館数 (館)	1館当たりの 市域面積 (km ² /館)	児童館までの 平均距離 * (km)
1	八王子市	186.38	577,212	12	15.53	2.22	48,101
2	立川市	24.36	180,822	8	3.05	0.98	22,603
3	武蔵野市	10.98	148,350	1	10.98	1.87	148,350
4	三鷹市	16.42	192,518	2	8.21	1.62	96,259
5	青梅市	103.31	133,573	-	-	-	-
6	府中市	29.43	263,407	11	2.68	0.92	23,946
7	昭島市	17.34	112,055	1	17.34	2.35	112,055
8	調布市	21.58	239,824	11	1.96	0.79	21,802
9	町田市	71.55	434,170	8	8.94	1.69	54,271
10	小金井市	11.30	125,851	4	2.83	0.95	31,463
11	小平市	20.51	196,435	3	6.84	1.48	65,478
12	日野市	27.55	190,006	10	2.76	0.94	19,001
13	東村山市	17.14	150,417	5	3.43	1.04	30,083
14	国分寺市	11.46	127,998	6	1.91	0.78	21,333
15	国立市	8.15	75,167	3	2.72	0.93	25,056
16	福生市	10.16	57,443	3	3.39	1.04	19,148
17	狛江市	6.39	83,826	2	3.20	1.01	41,913
18	清瀬市	10.23	75,168	3	3.41	1.04	25,056
19	東久留米市	12.88	116,446	4	3.22	1.01	29,112
20	武蔵村山市	15.32	71,544	2	7.66	1.56	35,772
21	多摩市	21.01	147,790	10	2.10	0.82	14,779
22	稲城市	17.97	91,850	4	4.49	1.20	22,963
23	羽村市	9.90	54,709	3	3.30	1.02	18,236
24	あきる野市	73.47	80,055	6	12.25	1.97	13,343
25	西東京市	15.75	206,268	11	1.43	0.68	18,752
26	東大和市	13.42	84,247	6	2.24	0.84	14,041
26市平均		30.15	162,198	6	5.43	1.23	38,917
類似団体平均		22.23	77,322	4	4.75	1.17	19,934

・「面積」及び「人口」の出典：東京都 くらしと統計2020区市町村統計表

・「児童館」の数の出典：総務省「公共施設状況調」決算年度2018

「-」は、対象施設なし

* 「児童館までの平均距離 (km)」の求め方

児童館が、1館当たりの市域面積の円の中心に位置すると仮定し、円の半径を求め児童館までの平均距離とした。

東大和市公共施設再編計画

令和3年3月

発行 東大和市

編集 東大和市 企画財政部 公共施設等マネジメント課
〒207-8585 東京都東大和市中央3-930

電話 042-563-2111（代表）

<http://www.city.higashiyamato.lg.jp/>